

新潟市移動等円滑化促進方針

新 潟 市

令和6年9月 策定

新潟市移動等円滑化促進方針 目次

第1章	新潟市移動等円滑化促進方針の策定にあたって	1
1.1	移動等円滑化促進方針の策定趣旨.....	1
1.2	移動等円滑化促進方針の目標と位置づけ.....	6
1.3	目標年次.....	7
1.4	上位関連計画の整理.....	8
1.5	SDGs との関係.....	16
第2章	新潟市の概況	19
2.1	社会状況の整理.....	19
2.2	市民の意向.....	28
第3章	基本構想の取り組み状況	41
3.1	既存の基本構想の概要.....	41
3.2	事業の実施状況.....	46
3.3	既存の基本構想の総括.....	53
第4章	バリアフリー化の目標と基本的な方向性	54
4.1	課題・問題点の把握と基本理念・目指す方向性の設定方針.....	54
4.2	基本理念と目指す方向性.....	59
第5章	移動等円滑化促進地区の設定	60
5.1	移動等円滑化促進地区の選定.....	60
第6章	移動等円滑化に関する取り組み方針	64
6.1	バリアフリー化促進の考え方.....	64
6.2	地区別のバリアフリー方針.....	68
第7章	届出制度 ～旅客施設等で届出が必要になります～	121
第8章	情報収集 ～各施設の情報提供にご協力ください～	124
第9章	心のバリアフリー ～市民の皆さんで取り組みます～	125
第10章	評価・見直し	129

参考資料	130
参考 1 「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会」開催要綱.....	130
参考 2 「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会」委員名簿.....	131
参考 3 検討経緯	132
用語集.....	133

第1章 新潟市移動等円滑化促進方針の策定にあたって

1.1 移動等円滑化促進方針の策定趣旨

背景と目的

本市は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、「交通バリアフリー法」という。）」〔平成12年（2000年）11月施行〕に基づいて、市町村合併前の旧新潟市では平成15年に「新潟市交通バリアフリー基本構想」を策定、旧亀田町では平成14年に「かめだまち移動円滑化基本構想」を策定し、利用者の多い旅客施設を中心に重点整備地区を設定し、バリアフリー化に取り組んできました。

平成19年4月に周辺市町村と合併し、本市は政令指定都市として新たなスタートを切り、以降、8つの行政区において、地域の特性を生かした個性あふれるまちづくりを進めてきました。一方で、これまでに策定した移動円滑化基本構想の重点整備地区は、市町村合併に伴い、一部の行政区（中央区・江南区・西区）にのみ指定されていることとなり、同じ市内においてバリアフリー化の進捗に差が出ています。そのため、高齢者や障がい者等が多く利用される旅客施設を中心としたバリアフリー化を、市内中心部だけではなく新潟市全区において進めていく必要があります。

一方で、バリアフリー関連法は、図1-1に記載のとおり、重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるため拡充されてきました。

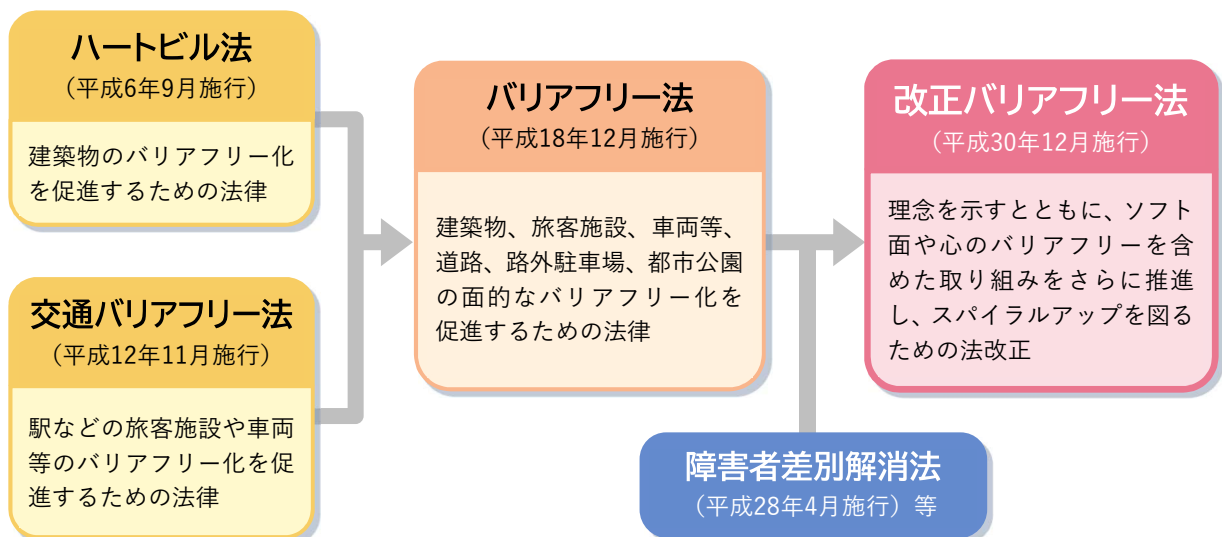


図1-1 バリアフリー法の変遷

平成30年（2018年）11月から「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正バリアフリー法」という。）」が施行されました。多様な個性を持つ全ての人々が、互いの個性を尊重し合う共生社会の実現や、社会的障壁の除去に向け、移動等円滑化を総合的かつ計画的に実施させるため、市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成が努力義務化されました。また、令和6年（2024年）4月1日には、障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止し、申し出があった際の合理的配慮の提供が義務化されました（改正障害者差別解消法施行）。

なお、本市では、既に「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成28年（2016年）4月に施行し、事業者への合理的配慮の提供の義務化に合わせて、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、本市に住む誰もが生き生きと安心して暮らせる共に生きる社会（共生社会）の実現に向けて取り組むこととしています。

このようなバリアフリー化の取り組みや関係法令の変遷を背景とし、本市では合理的配慮の提供や心のバリアフリーへの意識を醸成するとともに、これまでに策定した基本構想を踏襲しながら、誰もが快適に過ごせるまちの実現に向けて、市内全区へのバリアフリー化を展開することを目的として、「新潟市移動等円滑化促進方針」を策定することとしました。

注：本市では「障がい」と表記することを原則としています。ただし、法律などで決まった名称中の「障害」はそのままとします。

※移動等円滑化促進方針とは何か

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性・安全性向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされています。

この法律による移動等円滑化促進方針は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。

なお、移動等円滑化促進方針においては、市域全体のバリアフリーに関する方針についても明確にした上で、当該方針を踏まえた移動等円滑化促進地区を設定することが望ましいとされています。



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（R3.3）

図 1-2 移動等円滑化促進方針のイメージ

※合理的配慮とは何か

■参考：令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化のパンフレット（抜粋）

障害者差別解消法が変わります！

令和6年4月1日から**合理的配慮の提供が義務化**されます。

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、考えていきましょう！

改正後

	行政機関等	事業者
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮の提供	義務	努力義務⇒ 義務

本市では平成28年より既に**義務化**しています。

合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
 - ① 行政機関等と事業者が、
 - ② その事務・事業を行うに当たり、
 - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
 - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
 - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

※「意思の表明」には、障害特性等により本人の意思表明が困難な場合に、障害者の家族や介助者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。

※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

※新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

■参考：新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 パンフレット（表紙）



新潟市では「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を制定し、障がいの有無に関わらず、誰もが生き生きと安心して暮らせる共生社会の実現を目指しています。

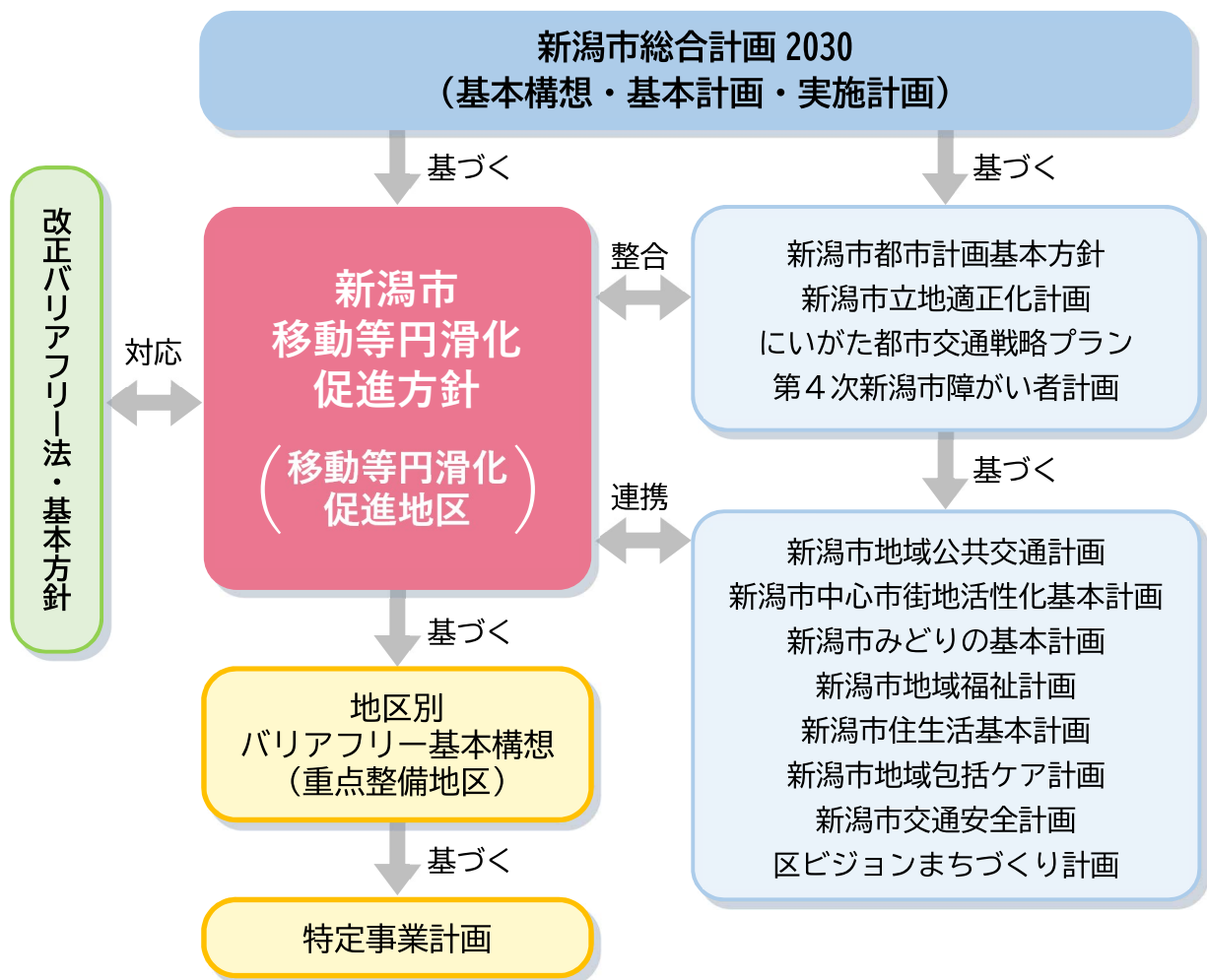
条例では市・事業者に対して、障がい等を理由とした差別（不利益な取り扱い・合理的配慮の不提供）を法的義務として禁止するとともに、実際に差別が起きてしまった場合、双方の話し合いにより解決することを基本としています。

※本市では令和6年4月1日からの障害者差別解消法（令和3年改正）の施行に先駆けて、平成28年度の条例施行時から事業者の合理的配慮の義務化を行っています。

1.2 移動等円滑化促進方針の目標と位置づけ

新潟市移動等円滑化促進方針は改正バリアフリー法の趣旨に対応するよう、新潟市の最上位計画である新潟市総合計画に基づいて策定するものです。また、都市計画基本方針や立地適正化計画などの計画と整合を図るとともに、地域公共交通計画や中心市街地活性化基本計画などの関連計画とも相互に連携が図られた計画とします。

移動等円滑化促進方針で定めた各移動等円滑化促進地区内において、地区別のバリアフリー基本構想の策定を目指すとともに、更なる中で重点整備地区を設定し、具体的な事業を行うための法に基づく特定事業計画を作成し、事業進捗を図ります。



※関連する計画については、次期計画策定時において、本移動等円滑化促進方針の内容を反映させることとします。

図 1-3 移動等円滑化促進方針の位置づけ

1.3 目標年次

移動等円滑化促進方針は、今後の都市整備においてバリアフリー化を促進していく地区や整備の進め方の指針となるよう、その方針を示すものであり、概ね10年後の2033年度（令和15年度）を目標年次とします。

また、本方針に基づく事業の進捗や社会情勢の変化などを踏まえ、策定後、5年間に経過した2029年度（令和11年度）に中間評価を行います。

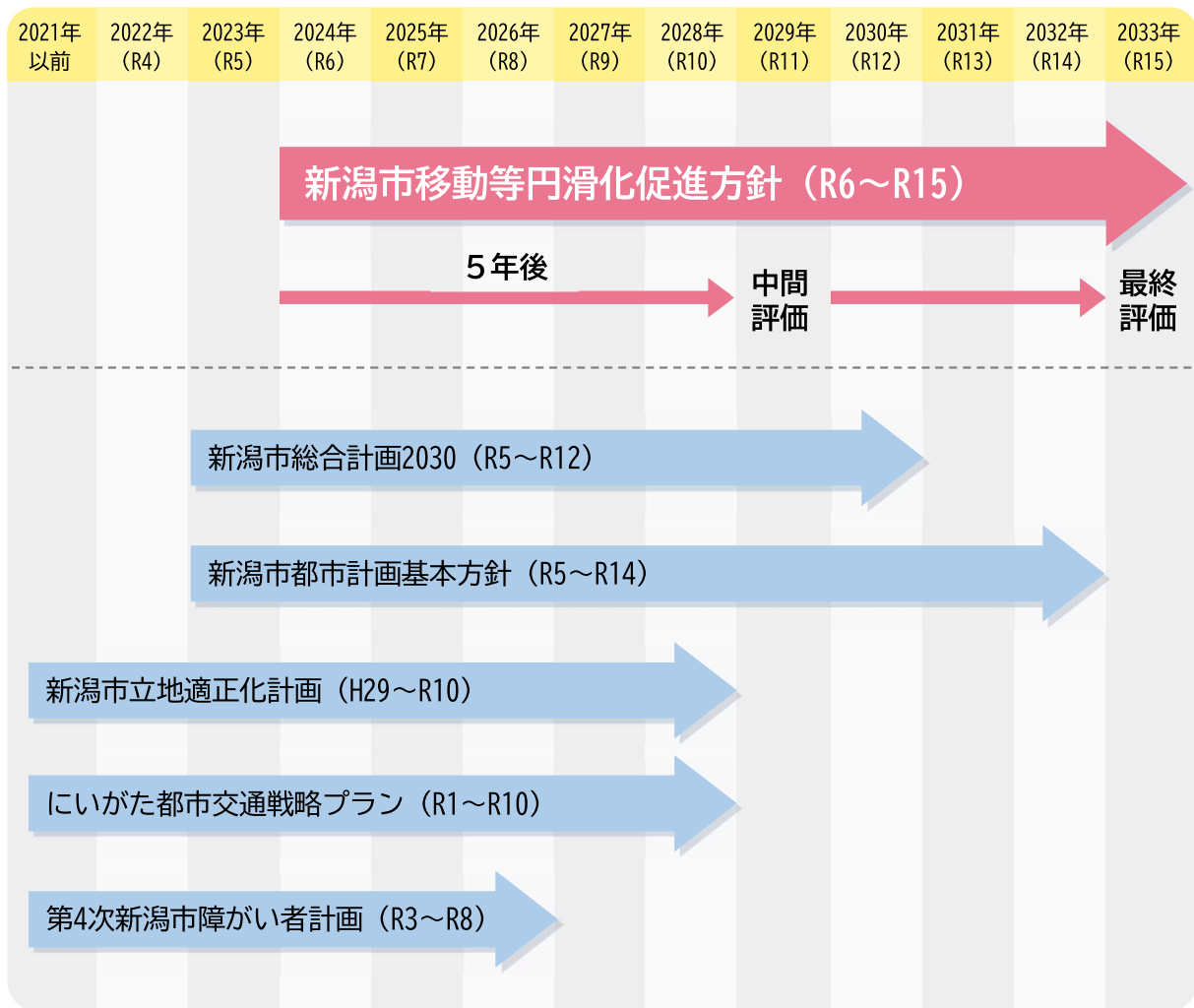


図 1-4 各上位関連計画の計画期間

1.4 上位関連計画の整理

主な関連計画について、以下に整理します。

(1) 新潟市総合計画 2030

- 本市の総合計画は 2022 年に策定され、「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる日本海拠点都市」を目指す都市像とし 8 つの分野ごとに政策・施策があります。その他に分野的横断かつ重点的に推進する 10 の政策パッケージを計画しています。
- 「バリアフリー」は「重点施策 1：都市機能の充実と拠点性の向上」に、「障がい者」は「重点施策 6：誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」に含まれています。

■目指す都市像

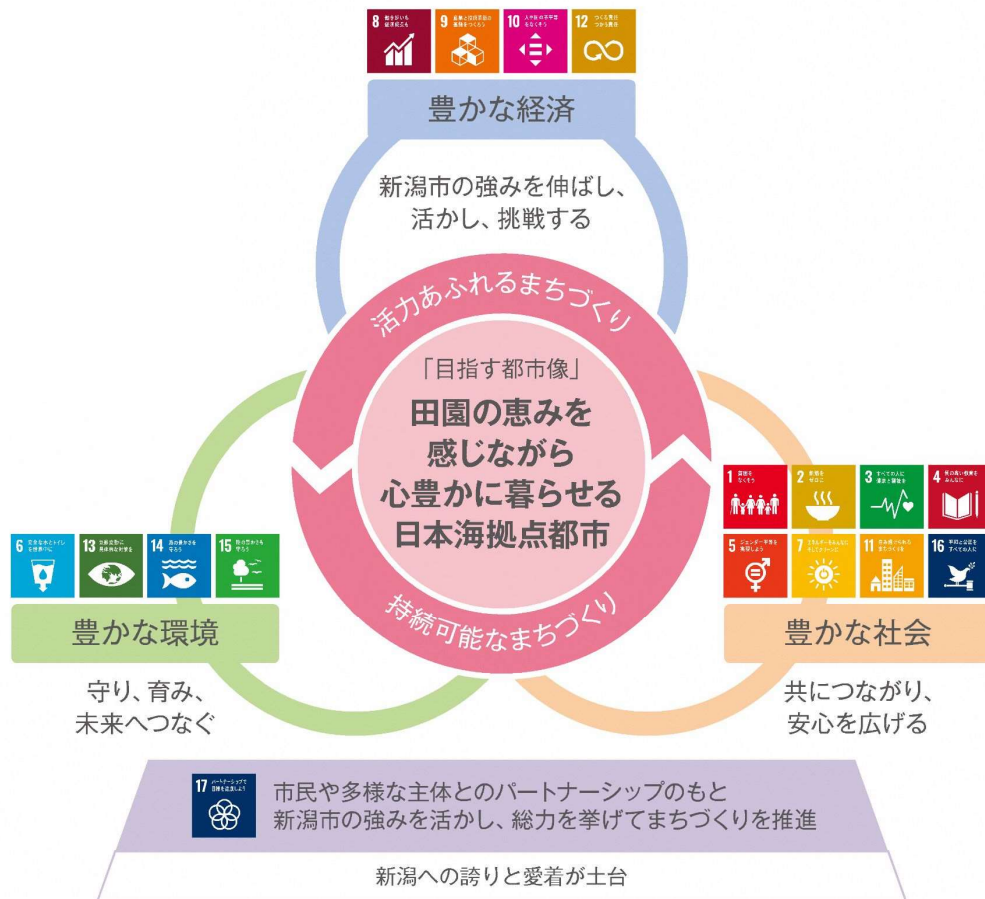
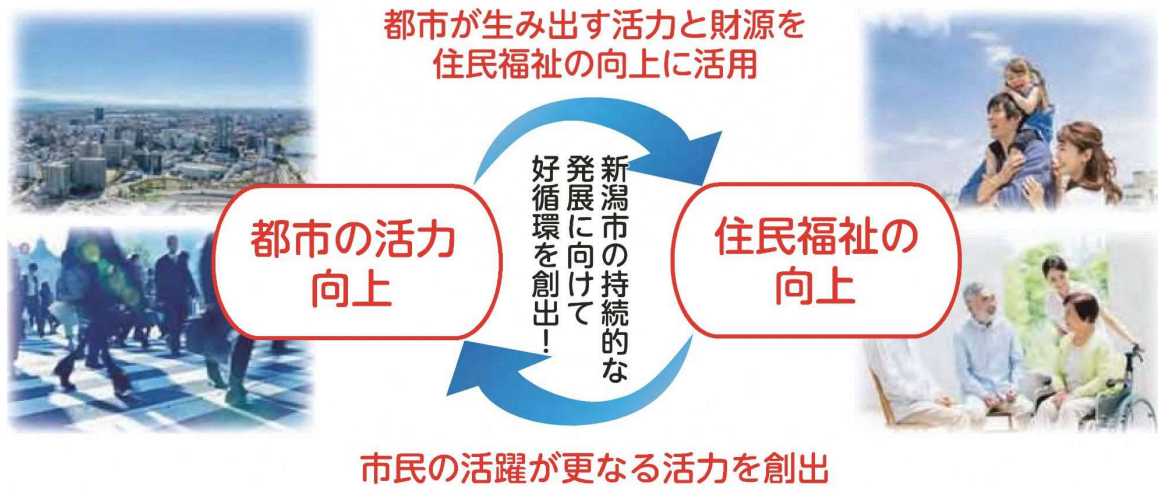


図 1-5 新潟市総合計画 2030 の目指す都市像

■重点戦略



政策パッケージ	重点戦略1	都市機能の充実と拠点性の向上
	重点戦略2	地域企業の経営力強化、新たなビジネスや成長産業の創出・育成
	重点戦略3	豊富な田園資源を活かした儲かる農業の実現
	重点戦略4	魅力と拠点性を活かした交流人口の拡大
	重点戦略5	新潟暮らしの魅力発信と多様な支援による移住・定住の促進
	重点戦略6	誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現
	重点戦略7	子どもと子育てにやさしいまちづくりと新潟の将来を担う人材の育成
	重点戦略8	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
	重点戦略9	脱炭素・循環型社会の実現
	重点戦略10	安心・安全で災害に強いまちづくり

図 1-6 新潟市総合計画 2030 の重点戦略

- 「バリアフリー」については駅前広場や自由通路などにおいて、「バリアフリー化など、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進」することが示されており、「障がい者」については「障がいと障がいのある人に対する理解の促進」が計画されています。

表 1-1 バリアフリー、障がい者に関連する主な施策

分野	施策	内容
<p>(重点戦略1) 「都市機能の充実と拠点性の向上」に関連</p> <p>分野7 まちづくり・インフラ</p> <p>政策14 誰もが暮らしやすく、持続的に発展するまちづくりの推進</p>	<p>施策1 コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり</p> <p>②交通ネットワークの強化・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各区と都心方面を結ぶ公共交通サービスの向上や交通結節点の強化など、都心アクセスの強化を図るとともに、駅・港・空港などの広域交通拠点と二次交通を連携させた主要エリア間のアクセス強化・回遊性の向上に取り組みます。 ○公共交通の利用促進に向けて、デジタル技術を活用した情報提供の充実や市民を対象としたモビリティ・マネジメントによる意識啓発に取り組みます。 ○地域に根差した多様な移動手段を確保するため、小型バスはもとより、タクシーなどの小型車両を組み合わせ、利便性と持続可能性を併せ持つ新たな移動手段の構築に取り組みます。 ○都市部や生活圏において、多様なライフスタイルに合わせた環境に優しい移動手段として、歩行空間や自転車利用環境の向上に取り組みます。 ○鉄道駅における交通結節点の機能強化と賑わいの創出を図るとともに、快適性・安全性を高めるため、駅前広場、自由通路へのエレベーターの設置をはじめとしたバリアフリー化など、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進します。
<p>(重点戦略6) 「誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」に関連</p> <p>分野1 市民活躍</p> <p>政策1 誰もが個性と能力を発揮し活躍できるまちづくりの推進</p>	<p>施策3 障がいのある人の生きづらさや差別の解消、社会参加の推進</p> <p>①障がいと障がいのある人に対する理解の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校教育などにおける福祉教育や、障がいの有無にかかわらず共に学ぶ交流および共同学習を推進します。 ○障がいのある人の地域生活を支えたいと考える市民に対し、手話などの学習機会を充実させるなど、ボランティア活動を推進する人材の育成を行います。

(2) 新潟市都市計画基本方針

○本市の今後の都市づくりの方向性を示している新潟市都市計画基本方針は2023年5月に改訂され、「市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟」を目指す都市の姿とし、2032年度を目標年次としています。

○基本的な方針が5つ示されている中で、「基本方針1 多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市」と「基本方針4 それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち」でバリアフリーが示されています。

■目指す都市の姿

- 新潟市が目指す都市の姿を「市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟」とします。
- 目指す都市の姿の構造（多核連携都市）の実現に向けた考え方が次の3つの要素で示されています。
 - (1) 市街地と田園・自然の共生・共鳴
 - (2) 都市・地域の拠点の機能強化
 - (3) 拠点間の連携強化



図 1-7 都市構造のイメージ

○施設整備については「障がいの有無などに関わらず誰もが安心・安全で利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。」と示されています。

表 1-2 バリアフリー、障がい者に関連する方針

基本方針	方針	取組方針
<p>基本方針 1 多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市</p>	<p>方針 1-4 道路や公共交通のネットワークをつくる</p>	<p>■取組方針1-4-3：交通結節機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通結節点の機能強化と賑わいの創出を図るため、駅前広場や自由通路へのエレベーターの設置をはじめとしたバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づいた整備など、交通結節点の快適性・安全性を高めるとともに、人々が集い憩える交流機能などの多様な機能の集積を図ります。 ・また、来訪者や観光客の利便性を高め、交流人口の拡大を図るため、バスをはじめとする二次交通の充実など、新潟駅・新潟港・新潟空港などの広域交通結節拠点と、都心や各拠点の連携を強化します。
<p>基本方針 4 それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち</p>	<p>方針 4-3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる</p>	<p>■取組方針 4-3-3：バリアフリー化やユニバーサルデザインによる環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や大規模集客施設などでは、子どもから高齢者、障がいの有無などに関わらず誰もが安心・安全で利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。 ・あわせて、駅やバスターミナルといった交通結節点やバス車両・バス停などにおいても、バリアフリー化の促進など、安心・安全で利用しやすい環境づくりを進めます。

(3) にいがた都市交通戦略プラン（2019年）

- 本市の交通政策の基本的な方針を定めているにいがた都市交通戦略プランでは「県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち」を交通の将来像に掲げ、2つの目標、5つの基本方針を定めています。
- バリアフリーは、「基本方針5 みんなで築き上げる交通戦略」の中に含まれています。

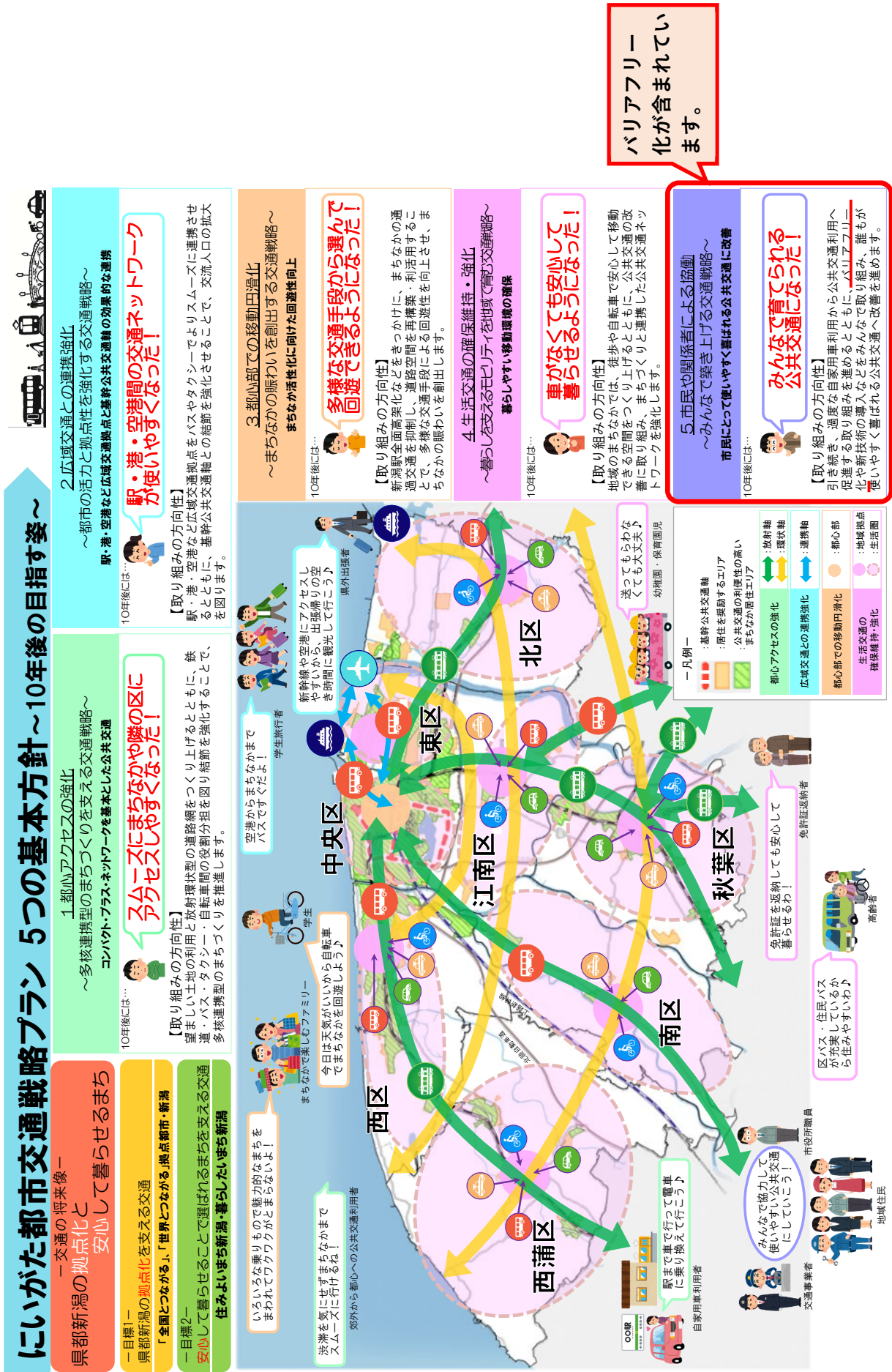
■将来像と目標

交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち
目標1：県都新潟の拠点化を支える交通【拠点化の視点】
目標2：安心して暮らせることで選ばれるまちを支える交通【市民生活の視点】

■将来像を実現するための基本方針

基本方針 （視点：都心アクセスの強化）	多核連携型のまちづくりを支える交通戦略
基本方針 （視点：広域交通との連携強化）	都市の活力と拠点性を強化する交通戦略
基本方針 （視点：都心部の移動円滑化）	まちなかの賑わいを創出する交通戦略
基本方針 （視点：生活交通の確保維持・強化）	暮らしを支えるモビリティ※を地域で育む交通戦略
基本方針 （視点：市民や関係者による協働）	みんなで築き上げる交通戦略

図 1-8 にいがた都市交通戦略プランの将来像と目標



- 「基本方針5：みんなで築き上げる交通戦略」において、「ユニバーサルデザインの考え方が重要であり、まずはバリアフリー化や多言語案内などから取り組む」ことが示されています。

【基本方針5：みんなで築き上げる交通戦略】

これからの交通施策は、自家用車以外の移動手段を充実するとともに、**ユニバーサルデザインの考え方が重要であり、まずはバリアフリー化や多言語案内などから取り組む必要があります。**

市民にとって使いやすく喜ばれる公共交通に改善していくためには、行政・交通事業者・住民が共に考え、協働していくことが重要です。

公共交通は、まちなかの賑わい創出などまちづくりにとっても重要な役割を果たしますが、一定のサービスレベルを満たしながら地域に即した運行形態を維持していくためには、利用者である住民が知恵を出し合い支えていくという意識を醸成する必要があります。住民にも交通サービスの提供に対して自覚を持ってもらうため、自治会等の地域主導による計画づくりや運営を推進することで、自発的な利用に繋がります。また、公共交通を運行・運営する交通事業者への行政の関与が重要と考えます。

さらに、近年は自動運転やICTを活用した情報提供といった新技術等の動向が活発であり、効率的に交通課題を解決するため、民間活力の積極的な導入が求められます。

このように、目指すべきまちづくりに向けて、今後は住民や関係機関が互いに信頼関係を築き、意見を交換しながら、適切な役割分担のもと地域に根ざした交通体系づくりを推進し、「みんなで築き上げる交通戦略」を目指します。



図 1-10 スマートウェルネスシティ



図 1-11 ノンステップバス車両とバリアレス縁石

1.5 SDGsとの関係

新潟市移動等円滑化促進方針は、多様な個性を持つ全ての人々が、互いの個性を尊重し合う共生社会の実現や社会的障壁の除去、合理的配慮の提供、心のバリアフリーへの意識の醸成を目指すとともに、高齢者や障がい者等が安心・安全に移動でき、誰もが快適に過ごせるまちの実現に向けて、移動等円滑化を総合的かつ計画的に実施させるものです。その目指す方向性は、SDGsの目指すところと一致しています。



図 1-12 SDGs との関係

■該当する SDG s のターゲット

※太字：キーワード

ターゲット		具体的に求められている行動
3.6	道路交通事故死傷者を半減させる	2020年までに、世界の 道路交通事故による死傷者を半減 させる。
4.2	乳幼児の発達・ケアと就学前教育にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、 質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセス することにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	高等教育に平等にアクセスできるようにする	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く 質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセス を得られるようにする。
8.6	就労・就学・職業訓練を行っていない若者の割合を減らす	2020年までに、 就労、就学及び職業訓練 のいずれも行っていない 若者の割合を大幅に減らす 。
8.8	労働者の権利を保護し、安全・安心に働けるようにする	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、 すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境 を促進する。
11.1	住宅や基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する	2030年までに、すべての人々の、 適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセス を確保し、 スラムを改善 する。
11.2	交通の安全性改善により、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた 交通の安全性改善 により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、 持続可能な輸送システムへのアクセス を提供する。
11.7	緑地や公共スペースへのアクセスを提供する	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な 緑地や公共スペースへの普遍的アクセス を提供する。

ターゲット		具体的に求められている行動
16.7	適切な意思決定を確保する	あらゆるレベルにおいて、 対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定 を確保する。
17.17	効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な 公的、官民、市民社会のパートナーシップ を奨励・推進する。

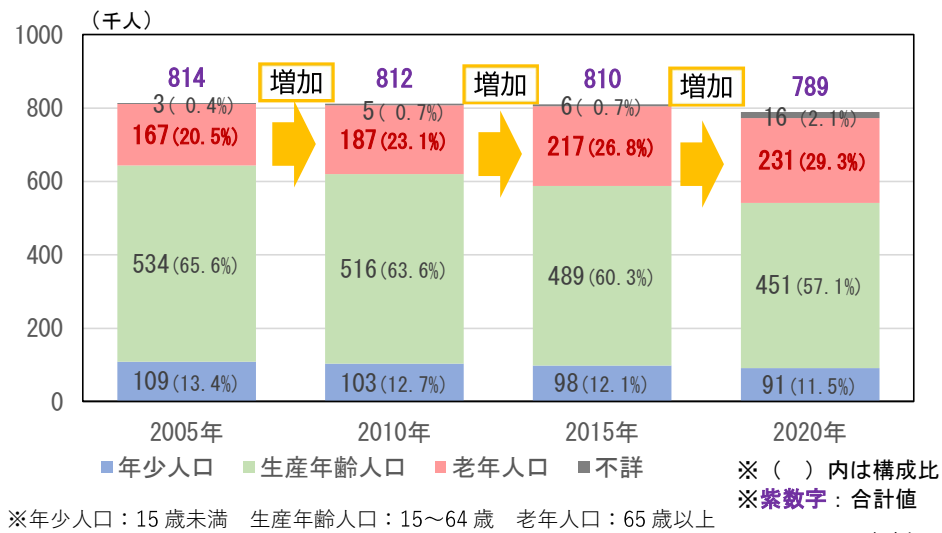
第2章 新潟市の概況

2.1 社会状況の整理

(1) 人口の推移

○本市の人口が減少している中で、老年人口（高齢者人口）は増加しており
2020年では23万人と全体の約3割を占めています。

○なお、高齢者人口においても、2045年以降は減少に転じることが見込まれて
います。



資料：国勢調査

図 2-1 新潟市の人口推移

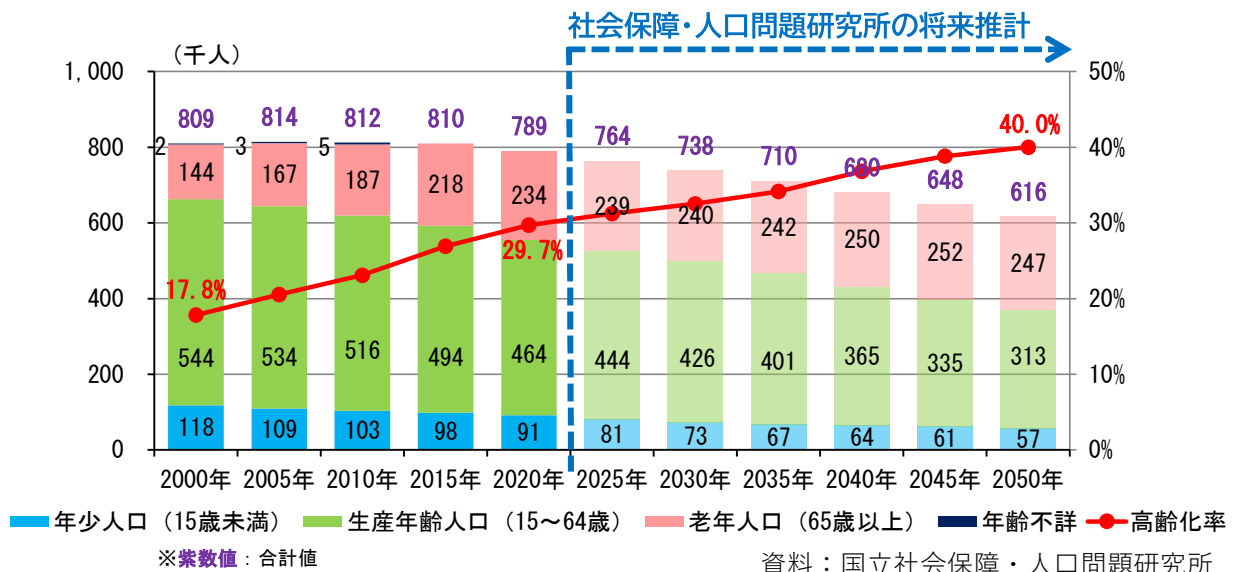


図 2-2 新潟市の将来人口推移

(2) 人口の分布

- 中央区、東区、西区の市の新潟市の中心部に人口が集中していますが、郊外部の中心である地域拠点やその周辺にも、人口が広く分布しています。
- また、高齢者人口を各区別に比較しても、全年代の人口とほぼ同じ割合を示しており、中央区、西区、東区に多くの高齢者が住んでいます。

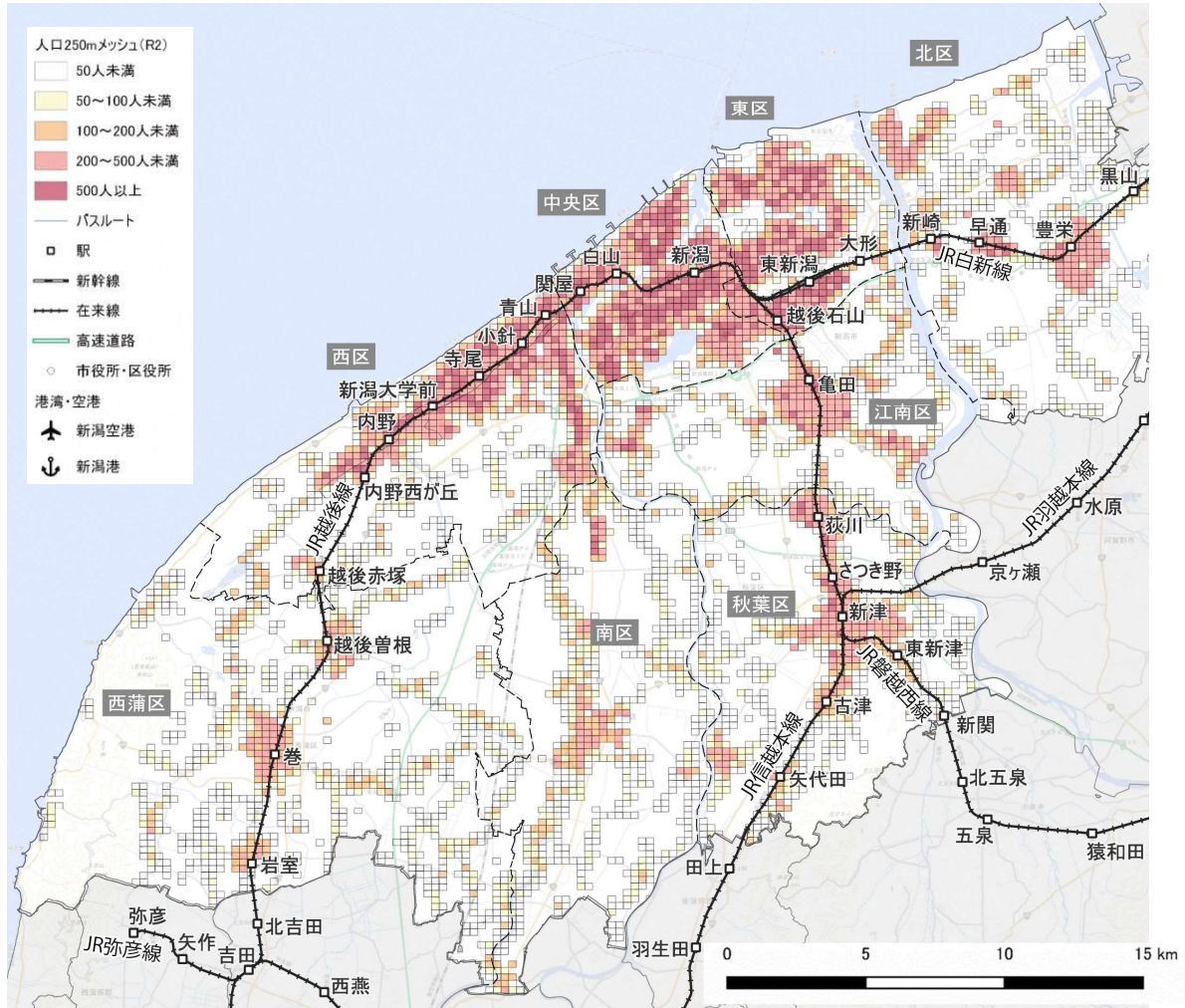


図 2-3 人口分布状況（全年代）

資料：R2 国勢調査

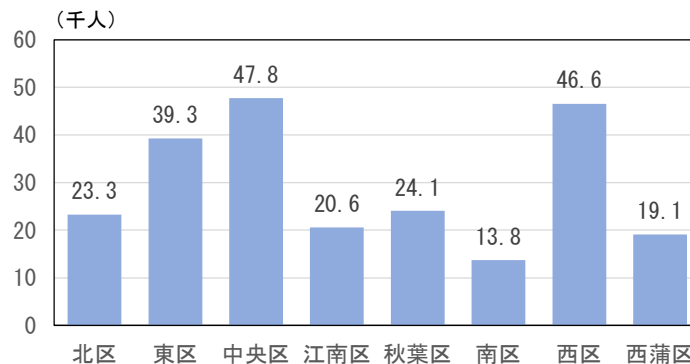


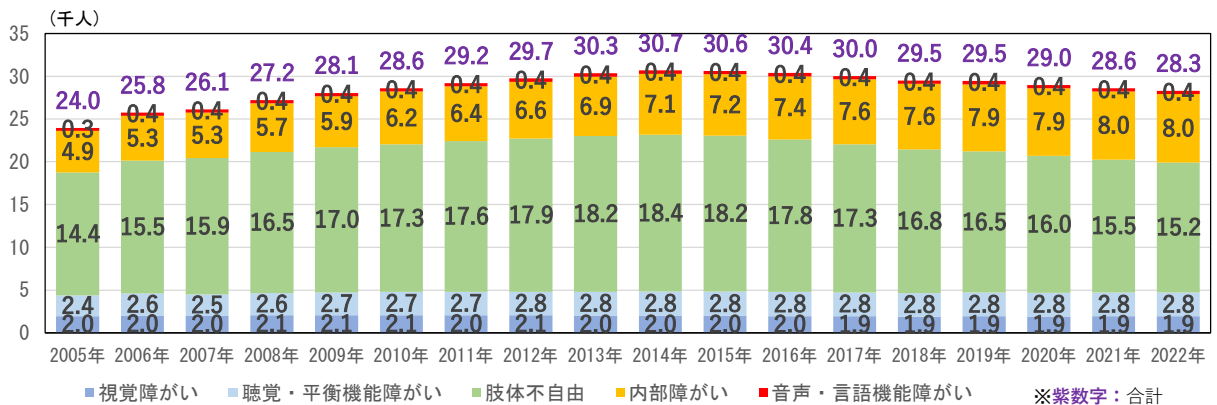
図 2-4 各区別の高齢者人口の比較

資料：R2 国勢調査

(3) 障害者手帳等所持者

1) 身体障害者手帳所持者

○身体障害者手帳所持者数は、2014年の約30,700人をピークに減少傾向にあり、2022年には約28,300人です。中でも多いのは肢体不自由で全体の54%（2022年）です。



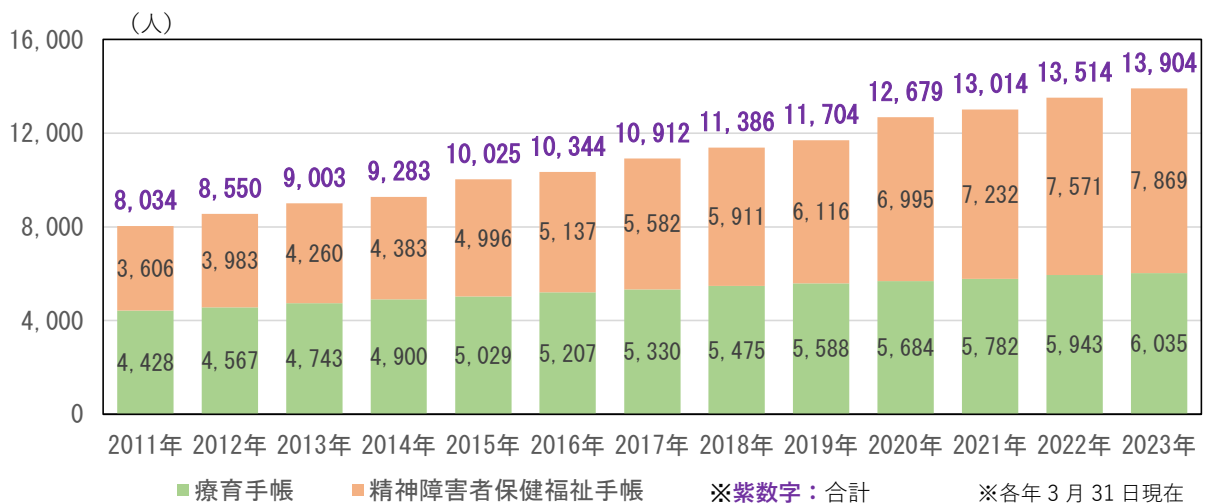
※各年4月1日現在

資料：新潟市統計書

図 2-5 身体障害者手帳所持者数の推移

2) 療育手帳と精神障害者保健福祉手帳所持者

○療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、各々増加傾向にあり、2011年から2023年までの12年間で、療育手帳所持者数は約1.4倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約2.2倍に増加しています。



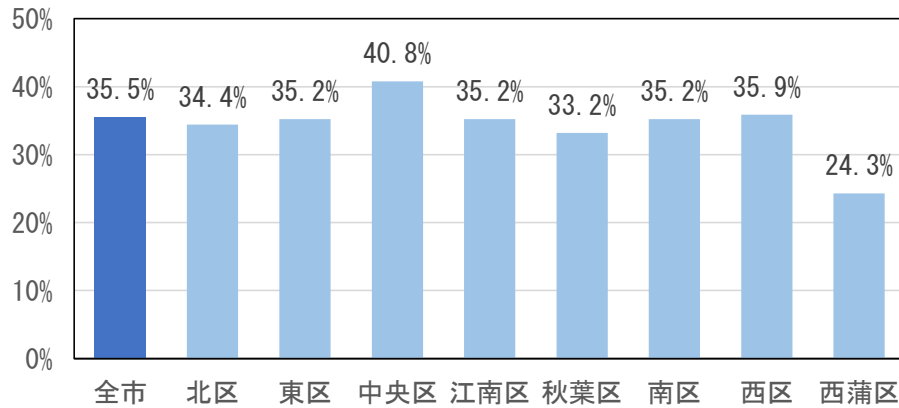
※各年3月31日現在

資料：新潟市

図 2-6 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(4) 市政世論調査

○歩行空間の快適性（段差がないか、十分な幅はあるか）に「満足」または「やや満足」と回答した人は市全体で35.5%です。区別で見ると中央区で40.8%ですが、秋葉区が33.2%、西蒲区が24.3%というように、郊外部では満足度がやや低い結果となるなど、地域によって差が見られます。



※歩行空間に対する満足度で「快適性（段差がないか、十分な幅があるか）」について「満足」と「やや満足」の合計

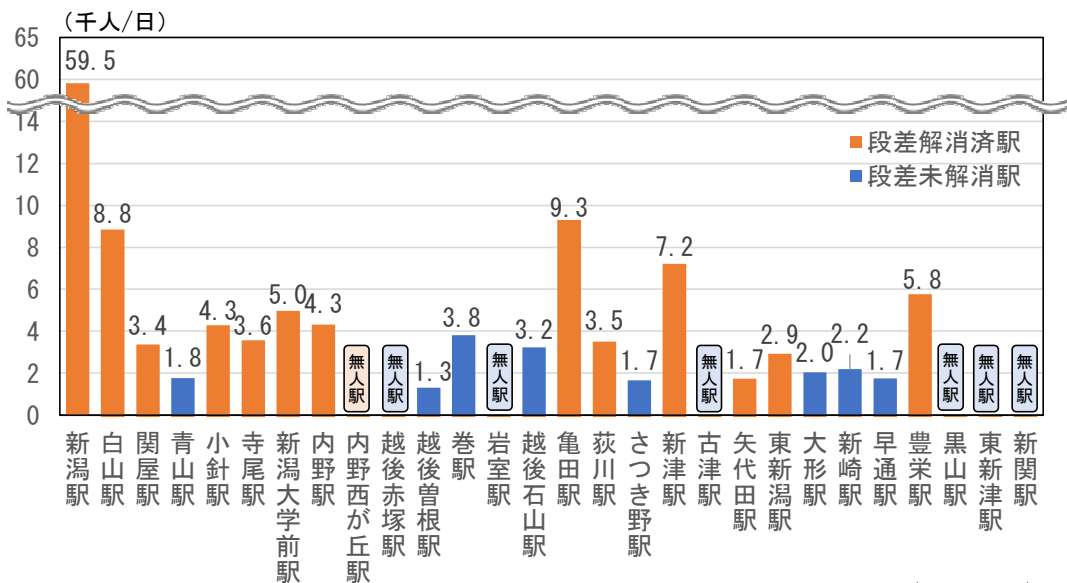
資料：第49回（令和4年度）市政世論調査

図2-7 歩行空間の快適性の満足度

(5) 各駅の乗降人員と段差解消状況

○巻駅、越後石山駅を除く乗降人員3千人/日以上[※]の駅において段差解消の取り組みが完了しています。また、3千人/日未満でも一部の駅で段差解消の取り組みが完了しています。

※国が原則として段差解消の取り組みをすすめている対象駅

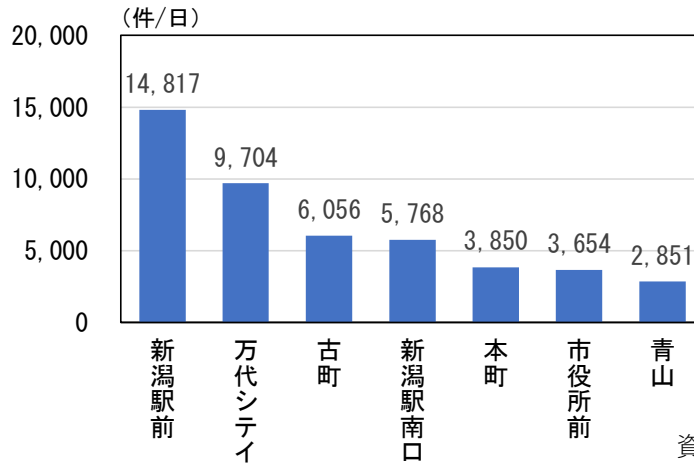


資料：JR 東日本資料（乗車人員）を補正

図2-8 各駅の乗降人員（2022年度）

(6) 利用の多い上位停留所

○駅以外でも利用（乗降件数）の多いバス停があり、「万代シテイ」をはじめとして「古町」や「本町」、「市役所前」、「青山」などです。



資料：新潟交通ホームページ

※2018年～2023年までの各年4月の一日平均乗降件数が1,000人/日を越えている停留所

図 2-9 各停留所の乗降人員（2023年4月）

(7) 各施設の利用・整備状況

1) 車両

- 一部の事業者においてユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）^{※1}が導入されています。新潟市内における事業者が所有するタクシー1,220台のうち導入車両数は96台となっており、約7.9%の導入率です（R6.3月現在）。
- また、新潟市内における路線バス車両のバリアフリー化も進められており、ノンステップバスなどの車いす対応車両の導入は車両総数に対して94.6%^{※2}の導入率です（R5.7月現在）。

※1：足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと

※2：市内を運行する路線バスの事業者で、路線バスに使用するバス車両を対象



写真 2-1 ノンステップバス



写真 2-2 ユニバーサルデザインタクシー

2) 道路

- 「新潟市交通バリアフリー基本構想」及び「かめだまち移動円滑化基本構想」において特定経路に位置づけた道路のバリアフリー整備を進めています。令和4年度末時点で整備率は93.7%です。
- 超高齢化社会が進展する中で、誰もが安心、安全かつ快適にバスが利用できるよう乗降環境の改善に向け、ノンステップバス車両の導入と併せて、バリアレス縁石[※]の導入によるバス停のバリアフリー化に取り組んでいます。

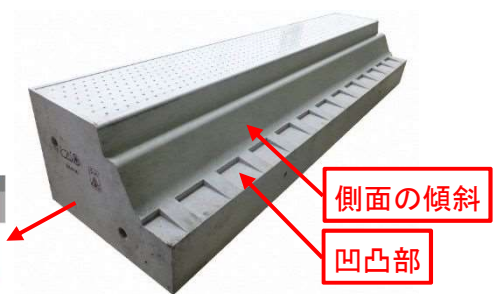
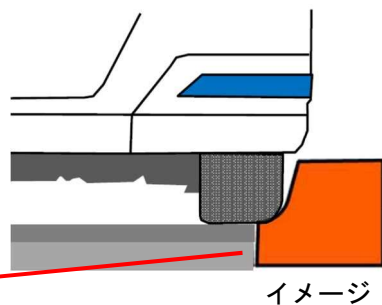
※バリアレス縁石とは、側面を特殊な形状とすることで、バス停にバスを近づけること（正着）ができ、乗降しやすくする縁石のこと。縁石の一部に凹凸を設け、車両が縁石に接近すると微振動により運転士が感知できる構造です。また、側面に傾斜がついているため、縁石がタイヤに接触しても摩耗や衝撃がほとんどありません。



写真 2-3 視覚障害者用誘導ブロック



写真 2-4 エレベーター及びシェルター(上屋)



実験協力：公益社団法人日本交通計画協会
製品製造：株式会社アドヴァンス（新潟市）

図 2-10 バリアレス縁石

3) 公園

○市内には1,439箇所、都市公園が立地しています。令和4年3月に都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの基準が改訂され、適合義務化された施設のバリアフリー化に向け取り組んでいます。公園内のトイレのバリアフリー化は、オストメイト*用設備を有する多機能トイレなどの新基準において23.4%が対応しています。

※オストメイトとは

様々な病気や障がいなどが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことを『人工肛門・人工膀胱』といいます。人工肛門・人工膀胱のことを総称して『ストーマ』といいます。ストーマを持っている人のことを『オストメイト』と呼びます。

資料：公益社団法人日本オストミー協会



4) 信号機

○既存の基本構想における重点整備地区内の交差点では音響式信号機の整備が進んでおり、6地区（既存の基本構想の地区）において、97箇所のうち81箇所で整備され、整備率は83.5%です。



写真 2-7 音響式信号機



写真 2-8 青延長用押ボタン付き信号機

5) 建築物

①福祉のまちづくり条例適合状況

○建築物では、新潟県福祉のまちづくり条例におけるバリアフリーの施設基準に適合した施設の届出状況によると、平成21年から令和4年までの間で届出のあった1,184件のうち適合率は26.8%となっています。

表 2-1 条例の対象となる主な整備基準（概要）

施設	整備基準
出入口	○車いすでも円滑に出入りできるような配慮 ・幅 80cm 以上（駅舎等 90cm 以上） ・戸は自動ドアや車いすで容易に開閉できるもの
廊下等	○車いすでも用意に通行できる幅員を確保 ・幅 120cm 以上（駅舎等 140cm 以上） ・廊下等の末端や 50m 毎に車いすが回転できるスペース
傾斜路	○緩やかな傾斜とし手すりや注意喚起用床材の設置 ・勾配 1/12（高さ 16cm 以下の場合は 1/8）以下 など
エレベーター	○車いすや目の不自由な方が利用しやすいような配慮 ・出入口の幅 80cm 以上 かごの間口 100cm 以上、奥行き 135cm 以上 ・到着する階や出入口の開閉等を音声で知らせる装置 など
トイレ	○車いすを使用する方や足が弱っている方、オストメイトなどへの配慮 ・車いす使用者用トイレを 1 以上配置 ・オストメイトのための洗浄装置を設置 ※一定の施設のみ など
車いす使用者用 駐車スペース	○車いすを使用する方や足が弱っている方への配慮 ・駐車場の出入口の幅 80 cm 以上、出入口の前後には高低差無し ・駐車施設の幅は 350cm 以上、出入口からの経路を短く など
案内設備までの 経路	○道路等から受付や案内版までの経路は目の不自由な方が安全に通行できるように誘導用ブロック等を敷設するか、音声等で誘導する装置を設置
授乳場所等 ※一定の施設のみ	○小さいお子様連れの方のために授乳場所等を設置 ・授乳に必要な設備（いす等） ・おむつ交換に必要な設備（ベビーベッド、汚物入れ、洗面台等） など
客席	○劇場や集会場で固定式の席を設ける場合は 1/200 以上の人数分の車いす用の区画を設置
浴室等	○共同浴室やシャワー室を設ける場合は 1 以上の車いすでも円滑に利用できる構造とする
客室	○ホテルや旅館には車いすでも円滑に利用できる構造の客室を 1 以上設置
受付カウンター、 記載台、公衆電話	○車いす使用者の利用に配慮した構造のものを 1 以上設置

※建築物に係る代表的な基準を説明していますので、実際には施設種類や用途面積等により、内容は異なります。

資料：新潟県福祉のまちづくり条例

②公共施設のバリアフリー化

○市役所や公民館、小学校など、公共施設（建築物）のバリアフリー化の整備は、「出入口の段差」、「階段・手すり等」が50%以上と高い割合を示しているが、「オストメイト対応トイレ」や「誘導用床材」、「障がい者用エレベーター」は約20%～27%と相対的に低い状況です。

表 2-2 公共施設のバリアフリー化の状況

	バリアフリー化率
出入口段差	73.9%
階段・手すり等	61.8%
障がい者用エレベーター	26.9%
オストメイト対応トイレ	19.6%
車いす対応駐車場	46.0%
誘導用床材	26.1%

資料：令和4年度 財産白書・施設カルテ一覧表より

※ 新潟市内の公共施設におけるバリアフリー化対応施設の割合（全数 918 施設中対応施設の割合）

2.2 市民の意向

移動等円滑化促進方針を策定するにあたり、バリアフリーに関する市民の意識を把握するとともに、現状の課題や改善策を検討するため、以下に示すヒアリング調査・アンケート調査を実施しました。また、市民や関係者団体と課題の共有を図るため、まちあるき点検を実施しました。

- 高齢者・障がい者等へのヒアリング調査
- 交通事業者へのアンケート調査
- まちあるき点検（2地区で実施）

(1) 高齢者・障がい者等へのヒアリング調査

1) ヒアリング調査の概要

バリアフリーの影響が大きいと考えられる高齢者・障がい者団体等の5団体に対しヒアリング調査を実施し、現状のバリアフリー整備の課題を把握しました。主な質問内容は以下の通りです。

表 2-3 主な質問内容

主な項目	質問内容
・道路に関すること	○全てのヒアリング先への聞き取り内容 ・バリアフリーに関する問題点、改善点 ・その他の要望 ※視覚障がい者への追加質問 ・盲導犬に関すること
・公共交通施設、公共建築物に関すること	
・心のバリアフリーに関すること	

表 2-4 聞き取り調査先と日時

ヒアリング先	日時	場所
(社福) 社会福祉協議会 (子育て世代)	令和5年2月9日 10:30~11:45	新潟市社会福祉協議会
(一社) 新潟市老人クラブ連合会	令和5年2月13日 10:00~11:15	総合福祉会館
新潟市身体障害者福祉協会連合会	令和5年2月14日 10:00~11:15	総合福祉会館
NPO 法人ろうあ協会	令和5年2月15日 17:50~19:30	総合福祉会館
(社福) 新潟県視覚障害者福祉協会	令和5年2月24日 10:00~11:15 13:10~14:30	新潟ふれ愛プラザ

2) ヒアリング結果

高齢者・障がい者団体等のニーズを整理した結果を以下に示します。

表 2-5 ヒアリング結果

	妊婦及び子供連れ親子 (社会福祉協議会：子育て世代)	聴覚障がい者 (ろうあ協会)
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道橋と横断歩道が両方存在している交差点は橋脚が死角となり、横断歩道の通行が危険 ○積雪時の移動が大変 ○グレーチング*や踏切の溝にベビーカーのタイヤがはまる ○車道除雪後の雪だまりにより、歩車道境界が認識できず、不安となる ○雨天時はアーケードのように通路に屋根がないと移動が大変 ○車道と歩道が分離されている踏切は安全 ○自転車と歩行者が分離できる自転車専用レーン整備を要望 	<ul style="list-style-type: none"> ○幅員が狭い歩道にあるバス停が危険 ○夜間では、わかりにくいバス停がある ○狭い道路や十字路等の見通しが悪いところは危険 ○音が聞こえず、周囲の人の動きと、自分の判断が異なる場合がある時が一番怖い ○スマートフォンを使用しながら自転車を運転されると接触の危険増加 ○狭い路地や路地からの出会いがしらが危険 ○除雪された雪が歩道にあるため、やむを得ず車道を歩くことが危険 ○消雪パイプの水の噴き出しによって歩行者が濡れることがある ○歩道の大きな段差は、車いすやベビーカーが迂回することになるため大変 ○水たまりがないと歩きやすい ○設置している設備の維持管理も必要
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○駅構内のエレベーターやトイレ等の施設案内が悪い ○施設内の通常のトイレは、子供と一緒に入れない ○階段の上り下りの区分が未設定の場所は、各方向に向かう人が入り乱れるため、ぶつかる可能性が高い ○バス待ち環境の改善が必要 ○階段付きのバスはベビーカー利用者が大変 ○ベビーカーと一緒に乗れないバス車両あり ○バス車内にベビーカーを載せるスペースを改良して設置 ○ベビーカーを載せる際、運転士の手助けを希望 ○降車ボタンが押しにくいバスの座席あり ○授乳施設のある公共施設が少ない ○ピクトグラム等の案内がわかりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ○駅等では、列車のトラブル等は音声アナウンスだけでは伝わらないので不安 ○手話の方が筆談と比べ障がい者の意思表示が容易 ○窓口は寒いことが多い ○バス車内での筆談は困難 ○ピクトグラム等は問題無し ○バス停に電光表示板があるとわかりやすい

*グレーチングとは、鋼製の格子状の蓋で道路の側溝、水路及び集水柵等に使用するものであり、車道の水たまりや歩道への浸水を防ぐことができます。

表 2-6 ヒアリング結果

	妊婦及び子供連れ親子 (社会福祉協議会：子育て世代)	聴覚障がい者 (ろうあ協会)
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○声掛けされるのはうれしい ○マタニティマークは気付かれにくい ○マタニティマークの理解度が低い ○バスの中で、子供がぐずっている時など、声をかけてもらいたい ○バスの中や駅の階段などで、自分と同様の方を見かけると、積極的に声をかけるようにしている ○施設に入るタイミングで、声掛けをされると、不安が解消する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ヘルプマークは使いにくい ○困った時は、自分から人に聞くと答えてくれる ○相手に負担をかけず対応してもらえる店舗が増加 ○まちとして手話等を伝える取り組みがあると良い ○聴覚障がい者と分かった時は、手話や身振りが通じ合える社会環境が良い



資料：厚生労働省

図 2-11 マタニティマーク



資料：東京都

図 2-12 ヘルプマーク



写真 2-9 ヒアリング状況

※ヘルプマークとは何か



ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマークです。

※内部障がいとは、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこうや直腸の機能障がい、小腸機能障がい、免疫機能障がい、肝臓機能障がいを言います。

ヘルプマークを身につけている方を見かけたら思いやりのある行動をとりましょう

●電車・バスの中で、席をお譲りください

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

●駅や商業施設等で困っている様子を見かけたら、声をかけるなどの配慮をお願いします

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

●災害時は、安全に避難するための支援をお願いします

視覚障がい者や聴覚障がい者等の状況把握が難しい方、肢体不自由児者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

表 2-7 ヒアリング結果

	高齢者 (新潟市老人クラブ連合会)	身体障がい者 (新潟市身体障害者福祉協会連合会)
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○道路が狭く排水性が悪い場所では、歩行者への水はねが多く、歩きにくい ○誘導ブロックの凹凸が歩きにくい ○グレーチングは滑りやすく、また、杖を利用している人も、溝に杖がはまると危険である ○踏切の道路幅が狭く、歩道も狭いところがあり、危険である 	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす利用者は背丈が低く、自動車ドライバーからの視認性が悪いため危険である ○駐車スペースが狭い駐車場では、車いすの出し入れだけでなく、乗り降りも大変である ○車いす利用者にとって、道路と歩道の段差が大きいと自分の力で越えるのは大変である ○視覚障がい者誘導用ブロックが設置された歩道は、段差となり移動しにくい ○電柱などの障害物があると、車道側に避けることが多く危険である ○グレーチングの網目が大きいと、杖や松葉杖等が穴に刺さってバランスを崩し、危険である ○蓋無しの側溝は、道路脇を安全に移動できない ○道路横断方向に傾斜がある歩道は、バランスを崩しやすく、安全に通行できない ○インターロッキングブロックの舗装の歩道は、がたつきやすく、安心して通行できない ○街路樹によって、歩道に凹凸が生じているところは、通行しにくい
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○橋上化など、バリアフリー化された駅では、安心して移動がしやすい ○デザインがおしゃれでエレベーターのドアがわかりにくいので戸惑う 	<ul style="list-style-type: none"> ○手すりのない階段は、安心して歩けない ○エスカレーターは安心して利用できるように、両側とも各々手すりを必要としている人がいる ○車いす利用者にとって券売機は高い位置に設置されており、利用しにくい ○車いす利用者にとって、バスは利用しにくい ○車いす利用者など足の不自由な人にとって、ノンステップバスは安心して利用しやすい乗り物 ○優先席に座っている健常者が、席を譲らない

表 2-8 ヒアリング結果

	高齢者 (新潟市老人クラブ連合会)	身体障がい者 (新潟市身体障害者福祉協会連合会)
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○優先座席の利用について戸惑う時がある ○主な施設では、案内板近くに案内人もいると安心である ○高齢者に対する旅行先での口頭による案内は、高齢者が忘れる可能性があるもので、言葉だけでなく、地図メモも渡してくれると安心である 	<ul style="list-style-type: none"> ○困った時に、声をかけてもらえた ○ヘルプマークの認知度が低い ○無人駅が多くなり、障がい者の移動を補助してもらえる環境が減少した
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○区画道路等の整備に伴って、自動車が流動しやすくなり、自転車や歩行者の事故が増える可能性が有り ○バリアフリーを進めることは大事なことであるが、行き過ぎた整備もよくない 	<ul style="list-style-type: none"> ○盲導犬への理解度が低い ○音響式信号機が夜の時間帯になるとうるさいという苦情が有り



写真 2-10 ヒアリング状況



写真 2-11 ヒアリング状況

表 2-9 ヒアリング結果

	視覚障がい者 (新潟県視覚障害者福祉協会)
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○音響式信号機が機能するような維持管理が必要である ○横断歩道の青時間が短く、安全に渡りきることができない交差点がある ○自動車・歩行者交通量の多い道路に、音響式信号機の設置を希望する ○エスコートゾーンは分かりやすいため、横断歩道を安全に横断できる ○交差点や道路では、誘導用ブロック、周辺の舗装をしっかりと整備しないと安全に移動できない ○誘導用ブロックは黄色のような目立つ色の方が、安心して移動しやすい ○階段までの誘導用ブロックは、手すりの位置まで整備されると安心である ○一時的な経路の変化は、誘導員等がいないと危険である ○障がい者個人を誘導する歩行者等支援情報通信システム「PICS」の導入を希望する ○除雪による雪だまりで、横断歩道の位置が確認できず、歩道を迂回して車道を歩くことは危険である ○積雪時に対応して、歩道に電熱線等の整備を希望する ○歩道と車道の間ガードレール等があると、自動車の歩道進入防止や、歩行者が誤って車道にはみ出すことが無くなり、安全に歩行が可能である ○電気自動車は走行音が静かなため、車両の接近に気付きにくくなり危険である
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ○路線バスの降車時に、歩道から乗りづらい場所にバスが停車することがあって不便である ○音声案内がないと乗車するバスかわからず不安である ○路線バスの行先が音声等でわかると安心して乗車できる ○万代シティのバスターミナルでは、音が反響するため、聞き取りやすい案内放送の導入を希望する ○バス停の時刻表が小さく、安心して利用できない ○弱視の人など階段の段差の境目に色が塗られていると、安全に階段を利用できる ○視覚障がい者用誘導ブロックを最短経路で整備してもらえると、移動する負担が減少する ○入口がわからず不便な店舗がある
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ○信号が変わったときに声をかけてもらえると安心である ○障がい者の状況から「困ってそうだ」と感じたら、声をかけてもらえると安心である ○駅構内で迷った際には、運転士から「お手伝いしましょうか？」と声をかけてもらい助かったことがある ○優先座席利用に関する意識啓発が必要である ○バスの車内で運転士から優先座席を譲るようアナウンスされると、座ることができ安全に移動が可能である ○声をかけてほしくない人や自分でできる人もいるので、一般の方は障がい者から声をかけられたときに親切な対応をしていただきたい
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○盲導犬と一般の犬を同じと考えられている方が多く、盲導犬を学ぶ場が必要である ○障がい者の移動負担が少ない施設レイアウトが良い ○選挙の期日前投票などのイベント時では、障がい者対応の工夫が必要である

(2) 交通事業者へのアンケート調査

1) アンケート調査の概要

交通事業者に対して、会社としての意見をアンケート調査したほか、実際に高齢者、妊婦、障がい者等に対応する運転士・窓口担当者にも、アンケートを実施し、バリアフリーに関する取り組みや現在の対応、要望等を把握しました。主な質問内容は以下の通りです。

表 2-10 主な質問内容

回答者	質問内容
交通事業者（会社） の意見	<input type="checkbox"/> 会社としてバリアフリーに関して取り組んでいる内容 <input type="checkbox"/> 会社としてバリアフリー法に関する計画や目標の有無とその内容 <input type="checkbox"/> その他、新潟市の交通バリアフリーについての要望
運転士・ 窓口業務担当者の意見	<input type="checkbox"/> 配慮が必要な利用者が乗車・来店された場合の対応・困ったこと <input type="checkbox"/> 配慮が必要な利用者に対する要望 <input type="checkbox"/> その他、新潟市の交通バリアフリーについての要望

表 2-11 アンケートの対象事業者

事業者	実施時期
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社	令和5年3月
新潟交通株式会社	
新潟市ハイヤー・タクシー協会	

2) アンケート結果

各事業者、運転士・窓口対応者の意見を整理した結果を以下に示します。

表 2-12 交通事業者と運転士・窓口対応者の意見

	意見
現状	<p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー対応車両への更新を進めるとともに、予約システムの改善、利用者の声の取り込み、積極的な声かけ、妊婦や障がい者等が利用される時の運転士マニュアルを作成し研修を実施するなど、妊婦や障がい者等が利用できる対応を進めている <p>【運転士・窓口対応者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊婦や障がい者等の利用者に対しては、いつも以上にコミュニケーションを図るとともに、相手が必要としていることに留意して対応している ○ケガや事故にならないよう、ドアサービスの実施や安全運転に心掛けている
利用者への要望	<p>【運転士・窓口対応者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○妊婦や障がい者等の利用者に対し手助けしたいが、そのニーズが個人ごとに異なるため、意思表示をしてもらいたい ○一方で、運転士は介護職ではないため、介助できないことの認識向上が必要である。乗降時、利用者に対し手助けをし、誤ってけが等をさせた場合、問題となったこともある ○事前に利用日が分かる場合は、事前予約・連絡をしてもらいたい
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> ○タクシーのバリアフリー化を推進するため、自治体からの助成金等の支援や助成金がもらえる工夫が必要である ○歩道や乗り場等の段差の解消や、現状のバリアフリー車両にあった駐車マス・バス停の整備、駅のホーム柵の整備などを進めるとともに、案内表示の改善が必要である ○バス停付近の除雪をしっかりとってもらいたい ○運転士、利用者とも、初見の場合は恥ずかしさもあるため、利用者の意思表示を運転士に気軽に伝えられるよう、利用者と運転士の双方が互いに遠慮しない工夫が必要である ○改善点を思いついた時点で連絡できる手段（メール等）を構築し、より利用者、事業者の改善につながる工夫が必要である ○タクシー利用者に介助行為はできない旨の周知、PRが必要である

(3) まち歩き点検

1) まち歩き点検の概要

①目的・主旨

新潟市移動等円滑化促進方針の策定にあたり、高齢者や障がい者に限らず、妊婦や子供連れの方などからも広く意見を集め、計画に反映させていくことが必要です。また近年、求められている心のバリアフリーへの理解醸成を図るため、どのような対応を行うのが望ましいのかについても意見を聞くことが必要です。

まち歩きは、実施に鉄道駅やバス停、道路などの状況を、歩いたり利用したりすることで、移動に関する具体的な問題点や課題について把握し、旅客施設（鉄道）やバス停、道路、建築物、公園等に関して、意見交換を行うことを目的として実施しました。

表 2-13 まち歩き点検の方法

実施場所	2箇所 <small>にいがたぼんだい</small> 新潟万代地区、 <small>はくさん</small> 白山地区 ※点検は、各地区1回ずつ合計2回開催
点検方法	・参加者から、移動等円滑化促進地区の生活関連経路等を実際に利用して頂き、課題の洗い出しを行った

表 2-14 まち歩き点検の場所

地区	<small>にいがたぼんだい</small> 新潟万代地区	<small>はくさん</small> 白山地区	
日時	令和5年10月4日 13:30～16:30	令和5年10月5日 13:30～16:30	
場所	点検箇所	新潟駅～新潟万代地区～ 総合福祉会館	白山駅～白山公園～ 音楽文化会館
	点検結果の整理 意見交換	新潟市総合福祉会館5階 大集会室1	新潟市音楽文化会館 練習室1
参加人数	19名	22名	

②点検ルート

にいがたぼんだい

■新潟万代地区



にいがたぼんだい
図 2-13 新潟万代地区まちあるきルート

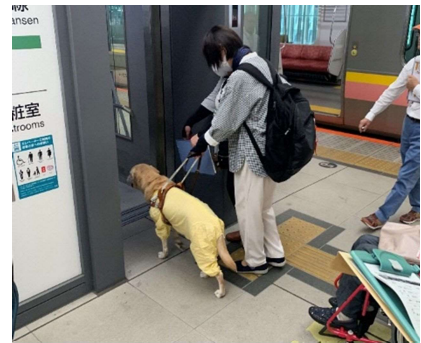
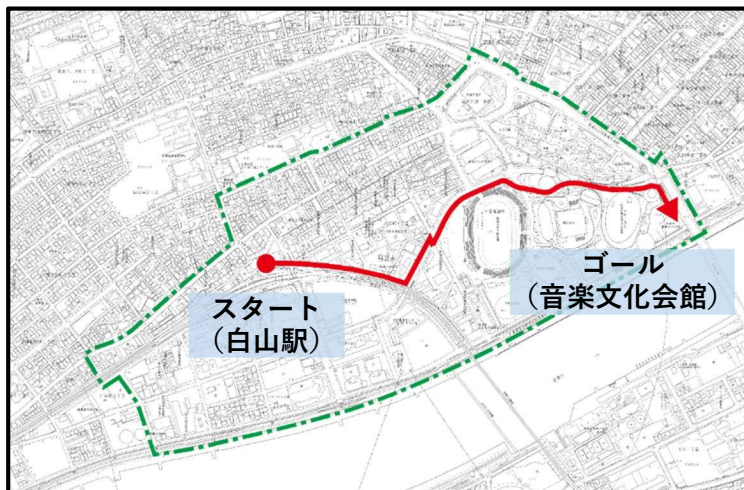


写真 2-12 駅構内の施設の確認



写真 2-13 券売機等の利用状況の確認

はくさん
■白山地区



はくさん
図 2-14 白山地区まちあるきルート



写真 2-14 歩道の利用状況の確認



写真 2-15 歩道・横断歩道の利用状況の確認

2) まち歩きによる意見

まち歩き点検における意見を整理すると以下ようになります。

表 2-15 まち歩きによる意見

	にいがたばんだい 新潟万代地区	はくさん 白山地区
旅客施設 (鉄道駅)	<ul style="list-style-type: none"> ○トイレは多くあったがサインが少ない ○改札の外にベビールームがない ○ホームと電車のすき間が広く、車いす単体では乗れない ○券売機のスペースが暗くせまい ○トイレの音声案内はあったが点字表記も整備してもらいたい ○トイレの中に音声案内があると良い(音声ガイド) ○多機能トイレの入口ボタンがわかる案内表示を設置してもらいたい ○待合室出入口の内外に誘導ブロックがあると便利である ○車いすが通れる改札口がわかりづらい ○通路上の壁や床に万代口方面や南口方面の矢印表示などを整備してもらいたい ○電動車いすは券売機の台に接触する ○電車の車両の規格が統一できたら良い ○エレベーターの非常ボタンがわかりにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ○階段付近では音声案内があって良い ○トイレの位置へ案内があると良い ○トイレへ誘導する(音声案内・点字ブロック)を希望(男性女性・多機能への案内) ○案内表示に漢字が多く分かりづらい(QRコードを利用した案内などに) ○案内に距離と時間(徒歩何分など)の表示があると良い ○トイレへの導線に屋根(上屋)がない箇所がある ○エレベーター内でのSOSボタンはあるが音声以外の方法があると良い(TV電話など) ○1人でも利用できそうな駅だ
バス停	<ul style="list-style-type: none"> ○乗降口の点字誘導ブロックは乗降どちらかに統一した方が良い ○バス停に点字ブロックもしくは音声案内が必要である ○誰もが使いやすいバス停となることを希望する ○ベンチ・ミスト・上屋など、バス待ち環境を改善してほしい ○万代シティバスセンターの前はバリアフリー施設(点字・案内表示)が整っている ○ISETAN 前のバス停はあまりバリアフリー施設(点字・案内表示)が整っていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○バス停の乗降口で目に障がいがあると、バスの到着がわからないので風で車両を感じるようにしている ○バス乗降の際にすぐにスロープを出してもらうなど運転士の心遣いがあり良かった ○冬場は上屋や風よけなどが欲しい ○バスから車椅子のスロープを出す際にアナウンスがあると、周囲の乗客等にも理解され、車いす利用者がスムーズに乗車でき、加えて周囲の乗客等からのサポートもしやすくなる ○バスが停留所(歩道)近くに停止してくれれば、バスのマイクが近くなるので正着を心掛けてほしい ○運転士への教育は、ただ伝えるだけでなく、実践的な教育が必要である

※太字：まち歩き点検で特に課題と感じられた新たな意見

表 2-16 まち歩きによる意見

	にいがたぼんだい 新潟万代地区	はくさん 白山地区
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○東港線十字路からラブラ脇に向けて駐輪場の自転車が支障となっている ○交差点などの歩道だまりの部分は平坦であってほしい ○ISETAN 脇の駐輪場のところにある歩道・車道の段差が大きかった ○点字ブロックが傷んできてポロポロな所があり車いすも通りづらく感じた ○エスコートゾーンがはがれている箇所があった ○アパホテル前などの榎谷小路では道路を横断する場合、横断歩道橋にエレベーターがないため、ベビーカーだと遠回りしなければならない箇所がある ○歩道の幅が広いと安心してベビーカーを押せて良い ○融雪装置があると、積雪時でも安全に通行しやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ○一部歩道がせまく、勾配がきつい所があった ○歩道に電柱があり、ベビーカーなど通りづらい箇所があった ○信号現示が短く子供だと、渡りきれない可能性がある ○白山浦の方が歩きやすかった ○点字ブロックがない箇所があった ○電柱に安全なソフトカバーを巻いてほしい ○案内板がよごれて（いたずらされて）いたのでキレイにしてほしい（点検を行ってほしい） ○案内を路面表示にして色で判別できると良い ○歩道は冬季凍結すると危険な箇所がある
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターかごが大きいと使いやすい ○エレベーターの音声案内がわかりやすかった ○バリアフリー基準に適合した整備が進んでいる（点字、ブロックなど） ○人どうしの声がけなど「心のバリアフリー」が周知されると良い ○駅前前のビルへの出入り口にスロープの無いビルがまだまだある（飲食店なども） 	<ul style="list-style-type: none"> ○多機能トイレに、利用者のトラブルを周辺の人に知らせるための緊急ボタンが必要である ○緊急時のお知らせ等がない。ディスプレイなどがあると良い ○手すりに点字表示や音声案内があるだけでも利用しやすい
公園		<ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターや歩道も広く使いやすかった ○園路にある柵にすき間があり、小さい子供だとすり抜ける可能性がある ○エレベーターに緊急時の電話番号があったが音声以外のコミュニケーションツールがほしい ○エレベーターの風除室は夏場高温となる（ヒートショックの心配） ○ステンレス製の手すりは夏場にやけどの可能性（材質の配慮） ○園路で分枝するところで案内がほしい ○夜間のライトの考慮をしてもらいたい

※太字：まち歩き点検で特に課題と感じられた新たな意見

第3章 基本構想の取り組み状況

3.1 既存の基本構想の概要

(1) 新潟市交通バリアフリー基本構想 [H15.3 公表]

旧新潟市では、平成12年11月の交通バリアフリー法の施行や、高齢化の進展、障がい者の社会参加の動きが高まってきていることなどから、この法律に基づく「新潟市交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

■新潟市交通バリアフリー基本構想の概要

旧新潟市の概況	人 口 : 529,468 人 (H14.10.1 現在) 高齢者数 : 95,741 人 (18.1% : H14.10.1 現在) 身体障がい者数 : 14,139 人 (H14.4.1 現在)
目標年次	平成22年(2010年)
重点整備地区	<small>にいがたぼんだい ち</small> ・新潟万代地区 <small>ぼんだいじま</small> ・万代島地区 <small>はくさん</small> ・白山地区 <small>てらお</small> ・寺尾地区 <small>うちの</small> ・内野地区
旅客施設及び重点整備地区の状況	①特定旅客施設 新潟駅(73,788人/日：H12データ)、白山駅(11,838人/日：H11データ) 寺尾駅(5,120人/日：H11データ)、内野駅(7,568人/日：H11データ) 万代シティバスセンター(4,700人/日：H12データ) 佐渡航路ターミナル(5,473人/日：H12データ) ②重点整備地区の選定理由 1) 1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設 2) 当該市町村の高齢化率等の地域の状況からみて、高齢者、身体障がい者の利用者数が1)の旅客施設と同程度と認められる施設 3) その他、徒歩圏内に当該旅客施設を利用する相当数の高齢者、身体障がい者等が利用する施設が存在し、当該旅客施設の利用の状況から、移動円滑化事業を優先的に実施する必要性が高いと認められる施設 4) 1)～3)の特定旅客施設から徒歩圏内にあって、高齢者、身体に障がいがある人等が社会生活において利用する官公庁施設、福祉施設、その他の施設を含む地区
基本構想の概要	・鉄道やバスをはじめとする公共交通機関を利用した移動の利便性および安全性の向上を図ることを目的に、交通バリアフリー法が施行された。この法律に基づき新潟市では平成14年度に「新潟市交通バリアフリー基本構想」を有識者や地元代表者などとともに策定した。市内5地区を重点整備地区として旅客施設やその周辺の歩道等を一体的にバリアフリー化することとした。

○基本構想では、選定した旅客施設を中心とする重点整備地区を5地区設定し、各地区の整備方針及び事業を示しています。

にいがたばんだい
■新潟万代地区

地区名	にいがたばんだい 新潟万代地区
旅客施設	新潟駅（73,788人/日：H12データ） 万代シティバスセンター（4,700人/日：H12データ）
整備方針	<p>①旅客施設・駅前広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平面移動、上下移動をしやすくします。 ○設備は、使いやすくします。 ○案内・誘導は見やすく、わかりやすく、つながりをつくります。 ○乗降場は、乗り降りしやすくします。 ○社員による対応の充実を図ります。 <p>②歩道等、駅前広場、連絡通路</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道は、通行しやすくします。 ○案内・誘導は、見やすく、わかりやすく、つながりをつくります。 ○立体横断施設は、移動しやすくします。 ○冬期の積雪・凍結に対して取り組みます。 ○信号機は、安全に横断できるものにします。
事業の概要	<p>①公共交通特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者：出入口の整備、上下移動設備の整備、券売機の整備、案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・バス事業者：乗り場の整備、案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の整備、路面の整備、照明の整備、トイレの整備 <p>②道路特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保、路面の整備、勾配の整備、段差の整備、バス停の整備、照明の整備、周辺案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策 ※立体横断施設を整備する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターの設置、階段の整備、案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策 <p>③交通安全特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の整備、横断時間の配慮 <p>④その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス・タクシー乗降場の整備、駐停車施設の整備、周辺案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策、新潟駅南口広場の暫定整備、照明の整備

ばんだいじま
■万代島地区

地区名	ばんだいじま 万代島地区
旅客施設	佐渡航路ターミナル (5,473人/日：H12データ)
整備方針	<p>①旅客施設、ターミナル前広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○設備は、使いやすくします。 ○案内・誘導は見やすく、わかりやすく、つながりをつくります。 ○社員による対応の充実を図ります。 <p>②歩道等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道は、通行しやすくします。 ○案内・誘導は、見やすく、わかりやすく、つながりをつくります。 ○冬期の積雪・凍結に対して取り組みます。 ○信号機は、安全に横断できるものにします。
事業の概要	<p>①公共交通特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航路事業者：乗り場の整備、記載台の整備、案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の整備 <p>②道路特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勾配の整備、段差の整備、照明の整備、周辺案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策 <p>③交通安全特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の整備、横断時間の配慮

はくさん
■白山地区

地区名	はくさん 白山地区
旅客施設	白山駅 (11,838人/日：H11データ)
整備方針	<p>①旅客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平面移動、上下移動をしやすくします。 ○設備は、使いやすくします。 ○案内・誘導は見やすく、わかりやすく、つながりをつくります。 ○社員による対応の充実を図ります。 <p>②歩道等、駅前広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道は、通行しやすくします。 ○案内・誘導は、見やすく、わかりやすく、つながりをつくります。 ○冬期の積雪・凍結に対して取り組みます。 ○信号機は、安全に横断できるものにします。
事業の概要	<p>①公共交通特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者：路面の整備、上下移動設備の整備、改札口の整備、照明の整備、券売機の整備、案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の整備 <p>②道路特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保、路面の整備、勾配の整備、段差の整備、バス停の整備、照明の整備、周辺案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策 <p>③交通安全特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の整備、横断時間の配慮 <p>④その他の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策

てらお
■寺尾地区

地区名	てらお 寺尾地区
旅客施設	寺尾駅（5,120人/日：H11データ）
整備方針	<p>①旅客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平面移動、上下移動をしやすくします。 ○設備は、使いやすくします。 ○案内・誘導は見やすく、わかりやすく、つながりをつくれます。 ○社員による対応の充実を図ります。 <p>②歩道等</p> <p>てらお 寺尾地区においては、現在の道路状況・沿道状況から、道路整備基準に基づく整備が困難であると思われるため、特定旅客施設から目的施設までの経路を「その他の経路」としてしています。そのため、経路の整備については法律に基づく基準の適用外とはなりますが、周辺地区の歩行者の安全な通行を確保するため、自動車交通への注意喚起、通行制限等のソフト的な整備等、地区の状況に応じた整備を検討していくものとしします。</p>
事業の概要	<p>①公共交通特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鉄道事業者：出入口の整備、路面の整備、上下移動設備の整備、照明の整備、券売機の整備、トイレの整備、案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の整備

うちの
■内野地区

地区名	うちの 内野地区
旅客施設	内野駅（7,568人/日：H11データ）
整備方針	<p>①旅客施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平面移動、上下移動をしやすくします。 ○設備は、使いやすくします。 ○案内・誘導は見やすく、わかりやすく、つながりをつくれます。 ○社員による対応の充実を図ります。 <p>②歩道等、駅前広場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歩道は、通行しやすくします。 ○案内・誘導は、見やすく、わかりやすく、つながりをつくれます。 ○冬期の積雪・凍結に対して取り組みます。 ○信号機は、安全に横断できるものにします。
事業の概要	<p>①公共交通特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者：出入口の整備、路面の整備、上下移動設備の整備、照明の整備、券売機の整備、案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロック等の整備 <p>②道路特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保、路面の整備、勾配の整備、段差の整備、バス停の整備、照明の整備、周辺案内施設の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策 <p>③交通安全特定事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音響式信号機の整備、横断時間の配慮 <p>④その他の事業（駅前広場の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者誘導用ブロックの整備、積雪・凍結対策

(2) かめだまち移動円滑化基本構想 [H14.3 公表]

旧亀田町においても旧新潟市と同様に、高齢化が進んでいることや障がい者の社会参加の動きが高まってきていることなどから、交通バリアフリー法に基づく「かめだまち移動円滑化基本構想」を策定しました。

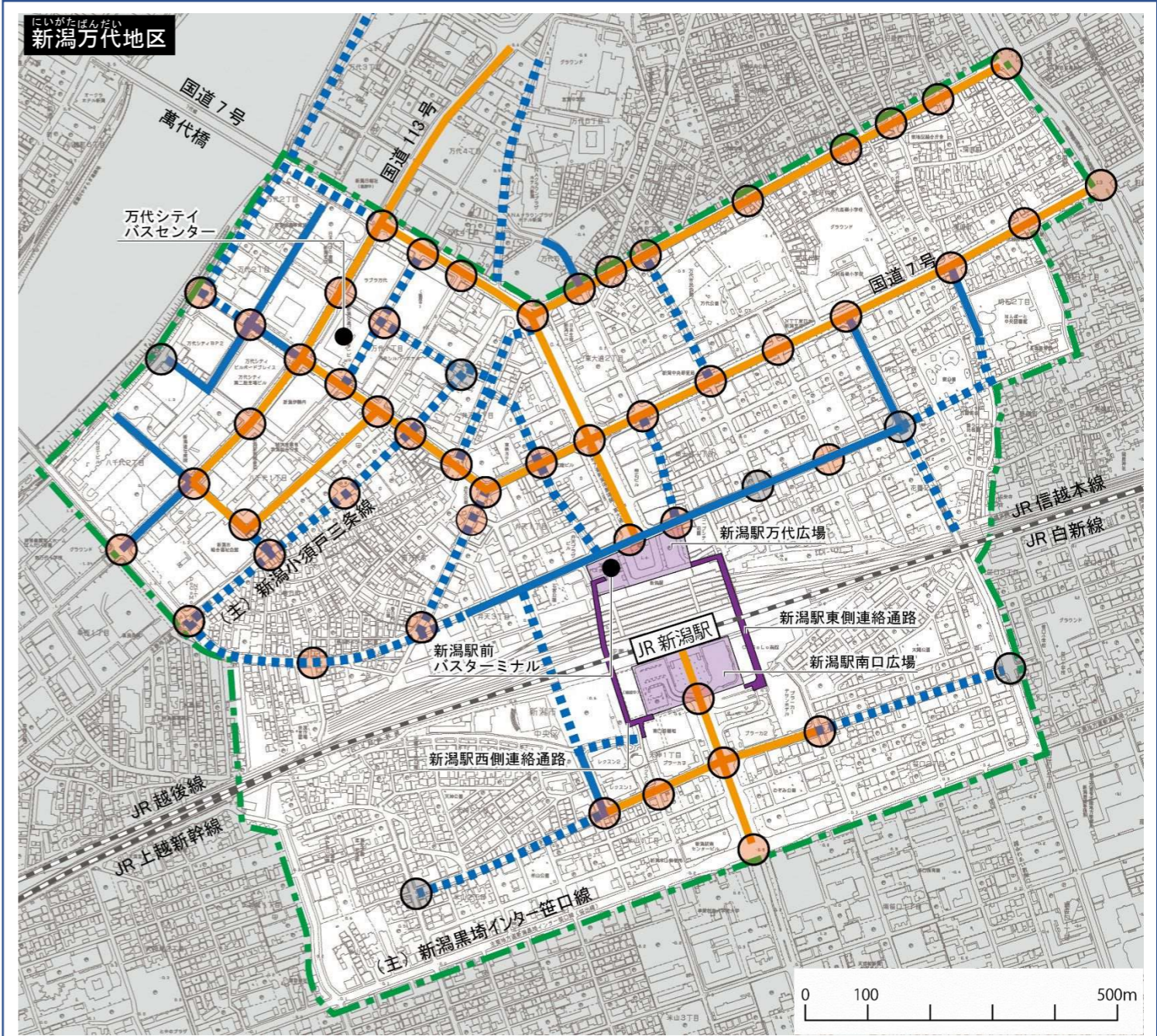
旧亀田町の概況	人口 : 32,778 人 世帯数 : 10,629 世帯 高齢者数 : 6,051 人 (18.5%) 身体障がい者数 : 881 人 (2.7%) ※H14.1.1 現在
目標年次	平成 22 年 (2010 年)
重点整備地区	かめだ 亀田地区
旅客施設及び重点整備地区の状況	① J R 信越本線亀田駅 (1 日平均利用者数 7,722 人 (H12 データ)) ② 重点整備地区の面積 : 85.9ha ③ 主な施設 : 新潟ふれ愛プラザ、新潟県中央福祉相談センター、亀田町デ イサービスセンター、亀田第一病院 など ④ 重点整備地区の選定理由 ・ 亀田駅から約 500m 圏内に福祉施設や病院等の高齢者及び身体障がい者等が多く利用する施設が集積しています。
かめだまち移動円滑化基本構想の概要	・ 亀田駅周辺は、障がい者施設、病院等が集中立地しており、特に亀田駅の東側は福祉施設等が集積している地区である。そのため、亀田駅が「福祉のモデル駅」となることを目指して積極的なバリアフリー化を推進するとともに、重点整備地区内に特定経路と移動円滑化ネットワーク経路を設けることで歩行者ネットワークとしての機能を持たせました。
事業の概要	① 公共交通特定事業 ・ 鉄道事業者 : 駅を橋上化するとともに駅舎とホームを結ぶエレベーター、エスカレーターを設置し、駅舎内に多機能トイレを設置する。また、施設内は身体障がい者等に配慮した視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置、案内表示 (触知) 板等を設置する。 ・ バス事業者 : 交通バリアフリー法による移動円滑化基準に適合した車両の町内路線への早期導入を推進する。 ② 道路特定事業 ・ 車道 : 排水性舗装の推進 ・ 歩道 : 透水性舗装、視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置等 ・ シェルターの設置 ・ 案内板 : 視覚、聴覚、触覚による情報提供 ③ 交通安全特定事業 ・ 信号機、道路標識等の設置 ・ 車両取り締まり、広報及び啓蒙活動 ④ その他の事業 ・ 東西駅前広場、東西自由通路においても道路特定事業の整備方針と同様とする。 ・ 東西駅前広場 : 透水性舗装、融雪装置等、視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置シェルター、案内板、多目的トイレ等 ・ 東西自由通路 : エレベーター、エスカレーター、視覚障害者誘導用ブロック、音声誘導装置、案内板等

3.2 事業の実施状況

(1) 新潟万代地区

事業	区分	主な内容	実施状況	
公共交通 特定事業	新潟駅	・ 出入口の整備	・ 新潟駅万代広場部分整備や南口広場整備など、新潟駅周辺整備の段階的供用に合わせた整備を実施している。	
		・ 上下移動設備の整備		
		・ 券売機の整備		
		・ 案内施設の整備		
	新潟駅前 バス ターミナル	・ 視覚障害者誘導用ブロック等の整備		
		・ 乗り場の整備		
		・ 案内施設の整備		
	万代シティ バス センター	・ 視覚障害者誘導用ブロック等の整備		・ 2019年4月から2021年9月にかけてビル全体とともに、バスセンターのバリアフリー対応もリニューアルされた。
		・ 路面の整備		
		・ 乗り場の整備		
・ 照明の整備				
・ トイレの整備				
道路 特定事業	歩道	・ 歩道有効幅員の確保	・ 特定道路延長 L=7.3km の計画に対し、L=6.7km (令和5年度末時点) が整備されており、進捗率は 92% である。 ※	
		・ 路面の整備		
		・ 勾配の整備		
		・ 段差の整備		
		・ バス停の整備		
		・ 照明の整備		
		・ 周辺案内施設の整備		
	立体 横断施設	・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備		
		・ 積雪・凍結対策		
		・ エレベーターの設置		・ 万代クロッシングが整備された一方で、東港線十字路の横断歩道橋が撤去された。
・ 階段の整備				
・ 案内施設の整備				
交通安全 特定事業	信号機	・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備	・ 主要な交差点で音響式信号機や横断時間の配慮が実施されている。	
		・ 積雪・凍結対策		
その他の 事業	新潟駅 万代広場、 新潟駅 南口広場	・ 音響式信号機の整備	・ 新潟駅万代広場部分整備や南口広場整備など、新潟駅周辺整備の段階的供用に合わせた整備を実施している。	
		・ 横断時間の配慮		
		・ バス・タクシー乗降場の整備		
		・ 駐停車施設の整備		
		・ 周辺案内施設の整備		
	新潟駅 東側・西側 連絡通路	・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備		
		・ 積雪・凍結対策		
		・ 新潟駅南口広場の暫定整備		
		・ 照明の整備		
		・ 周辺案内施設の整備		
・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備				
・ 積雪・凍結対策				

※「特定道路」とは事業実施上の表現であり「主な経路」と「その他の経路」を含んでいる。



凡 例		
重点整備地区		
視覚障害者用付加装置 設置状況 (主な経路、その他の経路、 他の計画による経路)	設置済	
	未設置	

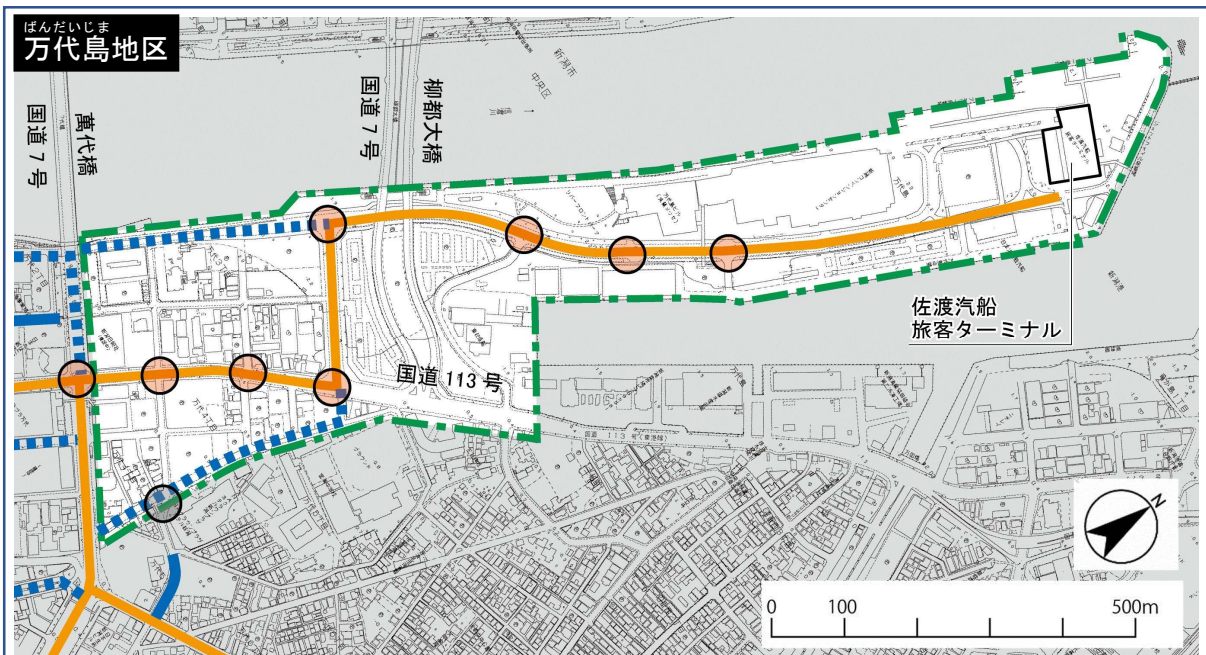
凡 例		
道路種別	整備済	未整備
主な経路		-
その他の経路		



ばんだいじま
(2) 万代島地区

事業	区分	主な内容	実施状況
公共交通 特定事業	佐渡汽船 旅客ター ミナル	・ 乗り場の整備	・ 段差の解消、車椅子対応ト イレ、視覚障害者誘導用ブ ロックの整備が実施されて いる。
		・ 記載台の整備	
		・ 案内施設の整備	
		・ 視覚障害者誘導用ブロック等の整備	
道路 特定事業	歩道	・ 勾配の整備	・ 新潟市管理として、特定道 路延長 L=0.3km の計画に対 し、整備が完了している。 (令和 5 年度末時点) ※ ・ その他万代島臨港道路 (L =1.2km) も整備済である。
		・ 段差の整備	
		・ バス停の整備	
		・ 照明の整備	
		・ 周辺案内施設の整備	
		・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備	
		・ 積雪・凍結対策	
交通安全 特定事業	信号機	・ 音響式信号機の整備	・ 主要な交差点で音響式信号 機の整備、横断時間の配慮 等が実施されている。
		・ 横断時間の配慮	
		・ 積雪・凍結対策	

※「特定道路」とは事業実施上の表現であり「主な経路」と「その他の経路」を含んでいる。



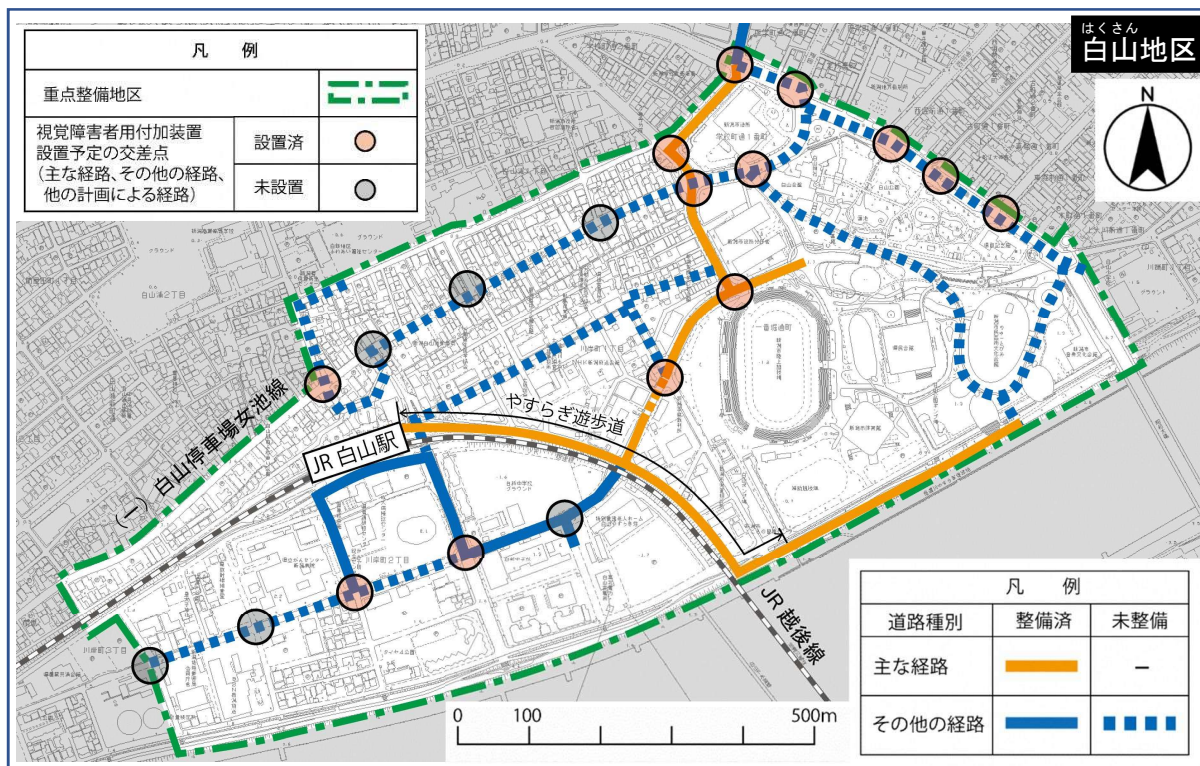
凡 例		
重点整備地区		
視覚障害者用付加装置 設置状況 (主な経路、その他の経路、 他の計画による経路)	設置済	
	未設置	

凡 例		
道路種別	整備済	未整備
主な経路		-
その他の経路		

はくさん
(3) 白山地区

事業	区分	主な内容	実施状況
公共交通 特定事業	白山駅	・路面の整備	・2015年6月に南北自由通路の整備を含め、白山駅、駅前広場等の整備が完了しエレベーター等も整備された。
		・上下移動設備の整備	
		・改札口の整備	
		・照明の整備	
		・券売機の整備	
		・案内施設の整備	
道路 特定事業	歩道	・歩道有効幅員の確保	・特定道路延長 L=2.9km の計画に対し、L=2.8km (令和5年度末時点) が整備されており、進捗率は97%である。※
		・路面の整備	
		・勾配の整備	
		・段差の整備	
		・バス停の整備	
		・照明の整備	
		・周辺案内施設の整備	
		・視覚障害者誘導用ブロックの整備	
	やすらぎ 遊歩道	・周辺案内施設の整備	・白山駅への案内が整備されている。
		・積雪・凍結対策	
交通安全 特定事業	信号機	・音響式信号機の整備	・主要な交差点で音響式信号機の整備、横断時間の配慮が実施されている。
		・横断時間の配慮	
その他の 事業	駅前 広場	・視覚障害者誘導用ブロックの整備	・2015年6月に駅前広場等の整備が完了した。

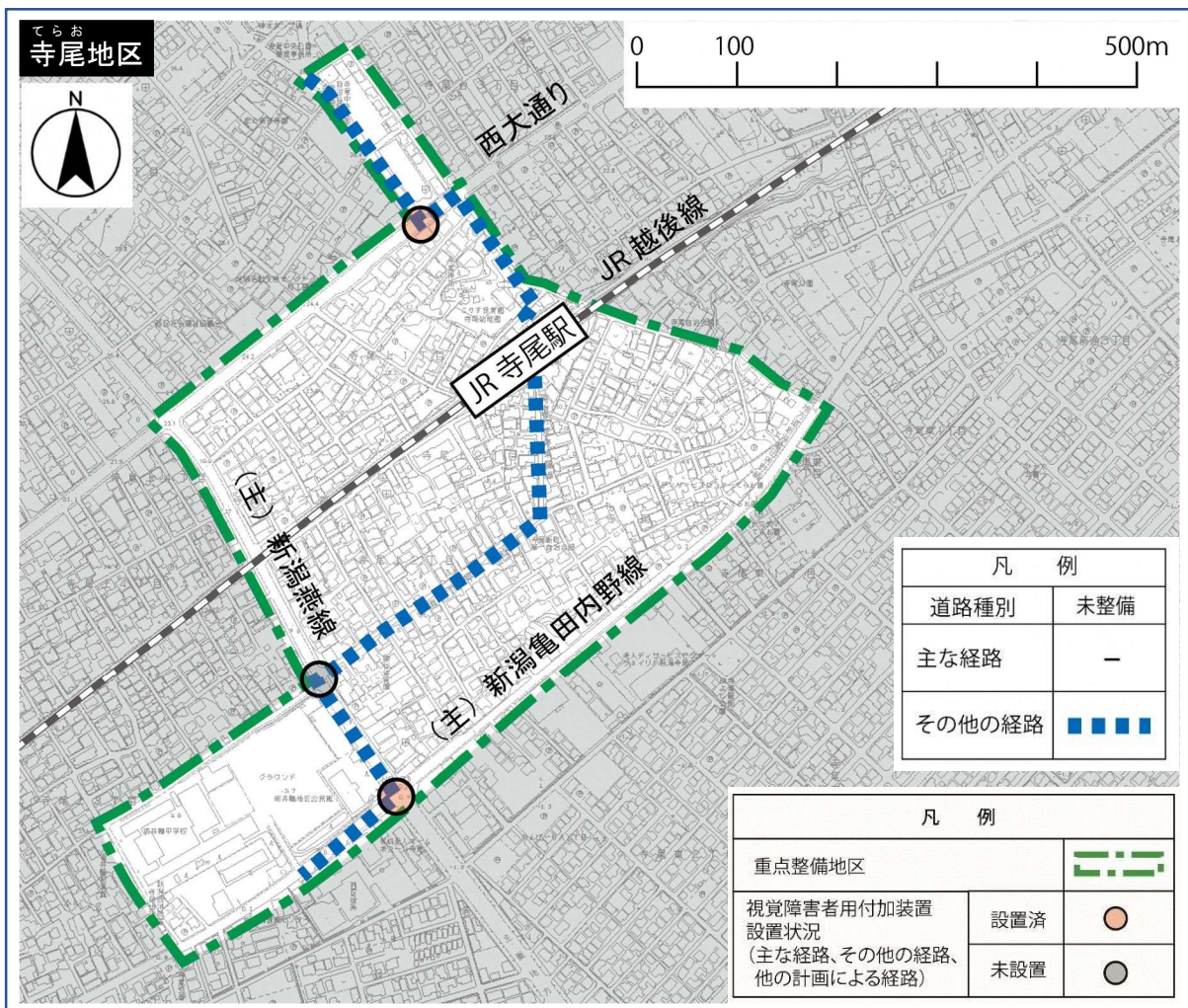
※「特定道路」とは事業実施上の表現であり「主な経路」と「その他の経路」を含んでいる。



てらお
(4) 寺尾地区

事業	区分	主な内容	実施状況
公共交通 特定事業	寺尾駅	・ 出入口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅ホーム及び南口にエレベーターが設置された。 ・ ホームに転落防止柵が設置された。
		・ 路面の整備	
		・ 上下移動設備の整備	
		・ 照明の整備	
		・ 券売機の整備	
		・ トイレの整備	
		・ 案内施設の整備	
交通安全 特定事業	信号機	・ 音響式信号機の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な交差点で音響式信号機の整備が実施されている。

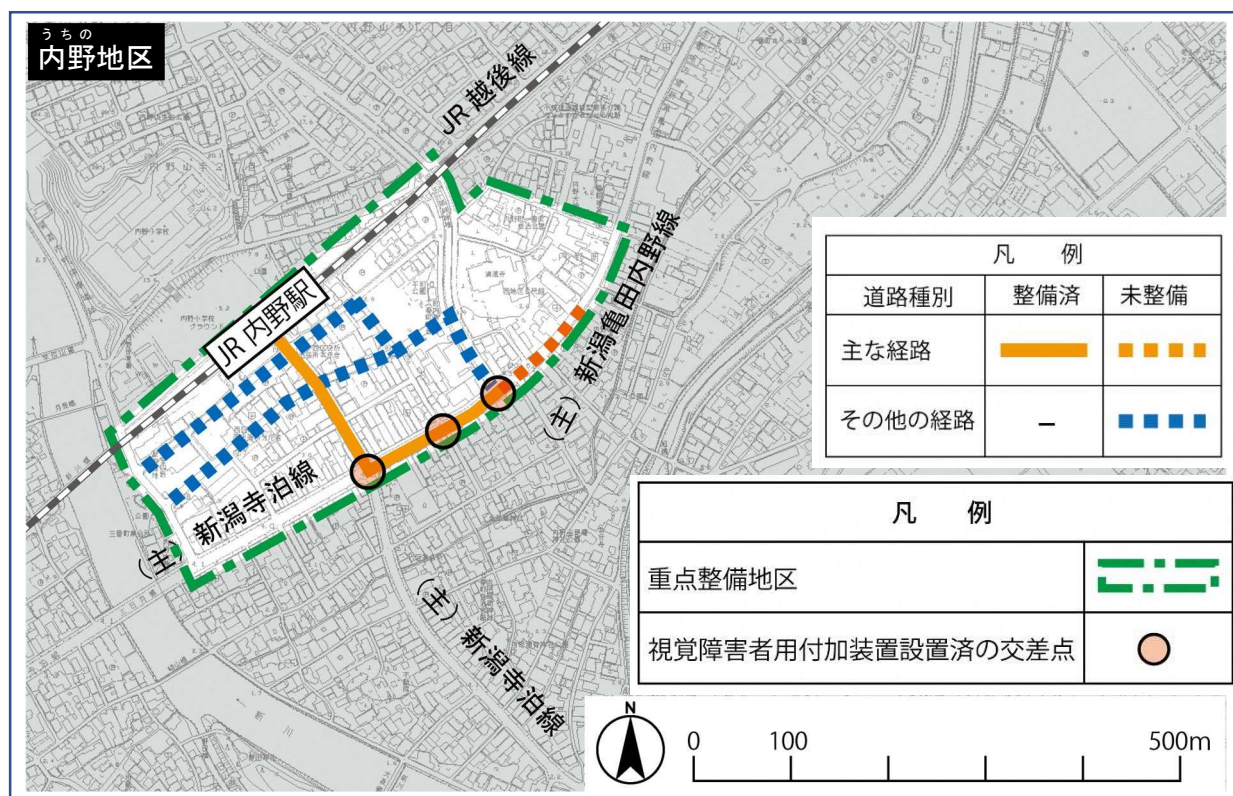
※「特定道路」とは事業実施上の表現であり「主な経路」と「その他の経路」を含んでいる。



うちの
(5) 内野地区

事業	区分	主な内容	実施状況
公共交通 特定事業	内野駅	・ 出入口の整備	・ 2014 年に橋上駅舎の開業とともに、エレベーターが設置された。
		・ 路面の整備	
		・ 上下移動設備の整備	
		・ 照明の整備	
		・ 券売機の整備	
		・ 案内施設の整備	
道路 特定事業	歩道	・ 歩道有効幅員の確保	・ 特定道路延長 L=0.5km の計画に対し、L=0.3km (令和 5 年度末時点) が整備されており、進捗率は 60%である。※
		・ 路面の整備	
		・ 勾配の整備	
		・ 段差の整備	
		・ バス停の整備	
		・ 照明の整備	
		・ 周辺案内施設の整備	
		・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備	
交通安全 特定事業	信号機	・ 音響式信号機の整備	・ 主要な交差点で音響式信号機の整備や横断時間の配慮が実施されている。
		・ 横断時間の配慮	
その他の 事業	駅前広場	・ 視覚障害者誘導用ブロックの整備	・ 2017 年に駅前広場とともに視覚障害者誘導用ブロックが整備された。
		・ 積雪・凍結対策	

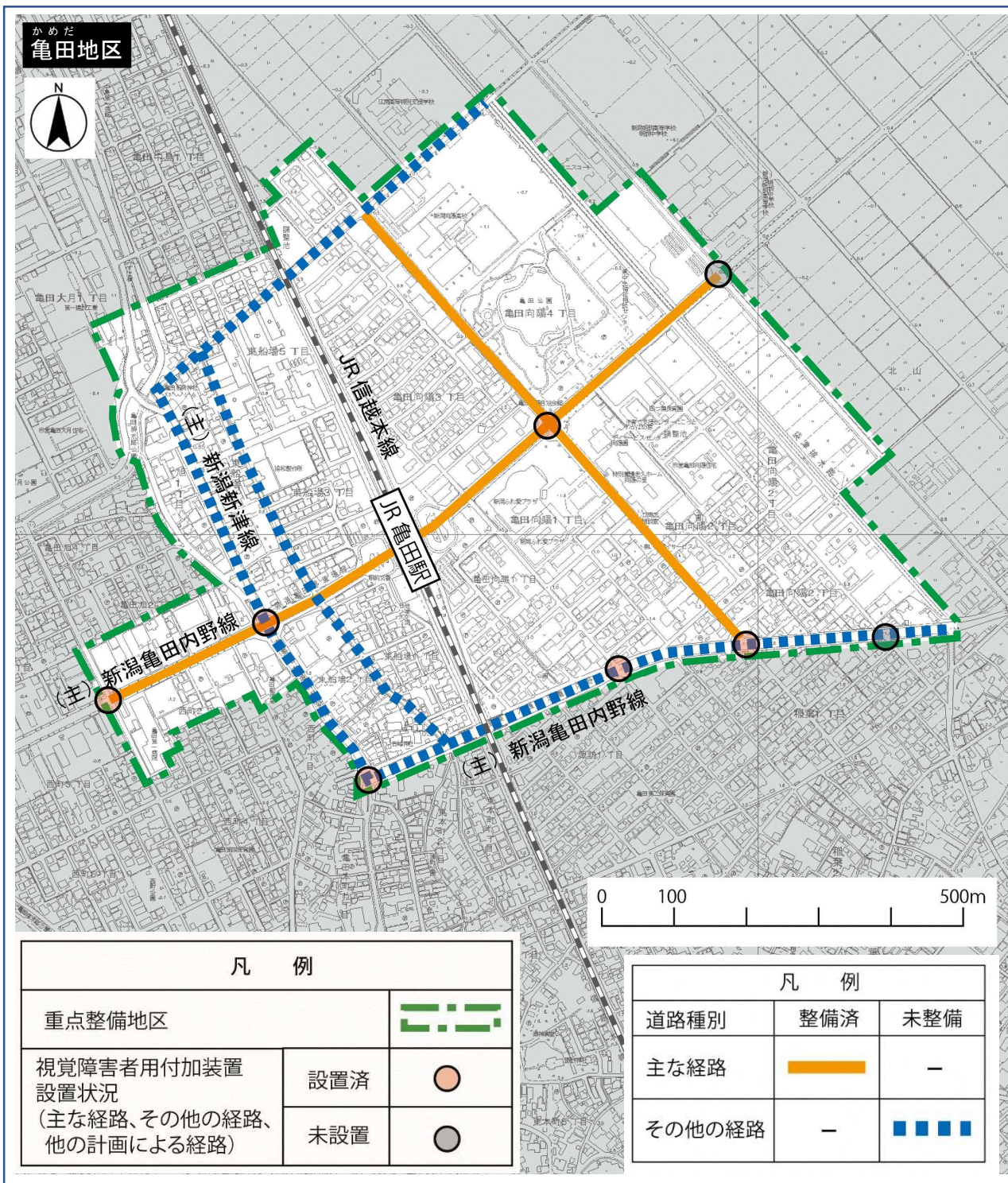
※「特定道路」とは事業実施上の表現であり「主な経路」と「その他の経路」を含んでいる。



(6) ^{かめだ} 亀田地区

事業	区分	主な内容	実施状況		
公共交通 特定事業	亀田駅	・床面へ滑りにくい素材を採用	・2005年10月に橋上駅舎となり、エレベーター、エスカレーター、音声案内設備、音響案内設備、多機能トイレが整備された。		
		・床面に段差を作らない			
		・高低差のある個所に施設（エレベーター等）を整備する			
		・通路・出入り口の幅員を十分確保する			
		・階段に2段手すりを設置する			
		・視覚障害者誘導ブロック等を設置する			
		・音声誘導装置を設置する			
		・運行状況案内設備（文字、音声）を設ける			
		・見やすく、わかりやすい標識を設置する			
		・駅舎内施設の案内表示（触知）板を設置する			
		・身体障がい者等の利用に適したトイレを設置する			
		・身体障がい者等の利用に適した券売機を設置する			
		・身体障がい者等の利用に配慮した休憩所・待合室を設置する			
公共交通 特定事業	特定車両	・ホームから転落を防止するため、縁部には点状ブロック等、端部には柵等の施設を設ける	・「移動円滑化基準」に適合した車両の導入を進めている。		
		・ホームと車両との段差が早期に解消できるよう努力するものとし、解消までの間、車いす使用者の乗降を円滑にするためにスロープ板等を備える			
		・交通バリアフリー法の「移動円滑化基準」に適合した車両の亀田駅関連路線への導入			
道路 特定事業	歩道	・亀田駅前停留所待合室については、亀田町と交通事業者が別途協議	・整備に至っていない。		
		・車道の排水性舗装	・特定道路延長L=2.0kmの計画に対し、L=1.8km（令和5年度末時点）が整備されており、進捗率は90%である。※		
		・幅員拡幅			
		・歩道の切下げ			
		・透水性舗装			
		・融雪装置等			
		・点字ブロック			
		・音声誘導装置			
		・シェルター			
		交通安全 特定事業	信号機	・案内板	・東口に多機能トイレ、東西の駅前広場及び東口の市道にシェルター（上屋）が整備されている。
				・多目的トイレ	
				・音響式信号機の整備	
				・歩行者待ち時間表示装置	
・道路標識の設置					
その他の 事業	駅前広場	・東西駅前広場の整備	・東西の駅前広場、自由通路は2005年10月に整備が完了した。		
		・東西自由通路の整備			

※「特定道路」とは事業実施上の表現であり「主な経路」と「その他の経路」を含んでいる。



3.3 既存の基本構想の総括

- 既存の基本構想策定後、駅舎や駅前広場などターミナルの機能がリニューアルされ、歩道も順次整備されるなど、ハード整備が進んでいます。
- 今後は改正バリアフリー法に基づきソフト施策を含め、更に整備を進めるとともに、新潟市全区への展開が求められます。

■新潟市における移動に関する課題と事業実施状況

区分	計画策定時の移動に関する課題	地区					
		にいがたばんだい 新潟万代地区	ばんだいじま 万代島地区	はくさん 白山地区	てらお 寺尾地区	うちの 内野地区	かめだ 亀田地区
旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・移動しやすい経路の確保 ・使いやすい設備の設置 ・わかりやすい案内誘導の整備 ・乗り降りのしやすさの確保 	【新潟駅】 <ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅万代広場部分整備や南口広場整備など、新潟駅周辺整備の段階的供用に合わせた整備を実施 【万代シティ】 <ul style="list-style-type: none"> ・R1年4月からR3年9月にかけてビル全体とともに、バスセンターのバリアフリー対応もリニューアル 	【佐渡汽船】 <ul style="list-style-type: none"> ・段差の解消、車椅子対応トイレ、視覚障害者誘導用ブロックを整備 	【白山駅】 <ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月に南北自由通路の整備を含め、白山駅、駅前広場等の整備が完了しエレベーター等も整備 	【寺尾駅】 <ul style="list-style-type: none"> ・駅ホーム及び南口にエレベーターを整備 	【内野駅】 <ul style="list-style-type: none"> ・2014年に橋上駅舎の開業とともに、エレベーターを整備 	【亀田駅】 <ul style="list-style-type: none"> ・2005年10月に橋上駅舎となり、エレベーター、エスカレーター、音声案内設備、音響案内設備を整備
車両	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい案内の整備 ・乗務員の乗客に対するサービスの向上 ・市民のバリアフリーに対する意識の啓発・向上 ・積極的なバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ・路線バス車内の運賃等の情報案内モニターを整備し、わかりやすい案内を実施 ・交通バリアフリー法の「移動円滑化基準」に適合した車両の導入や入れ替えを実施（バリアフリー対応率：92.4%（R4.7時点）） ・鉄道事業者においてもバリアフリー型車両を順次導入 					
歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に通行できる歩行空間の確保 ・沿道や市民意識のバリアフリーに対する意識の啓発・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定道路延長L=7.3kmの計画に対し、L=6.7km（令和5年度末時点）が整備済（進捗率：92%） ・万代クロッシングが整備され、東港線十字路の横断歩道橋を撤去 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市管理として、特定道路延長L=0.3kmの計画に対し、整備が完了（令和5年度末時点） ・その他万代島臨港道路（L=1.2km）も整備済 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定道路延長L=2.9kmの計画に対し、L=2.8km（令和5年度末時点）が整備済（進捗率：97%） 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・特定道路延長L=0.5kmの計画に対し、L=0.3km（令和5年度末時点）が整備済（進捗率：60%） 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定道路延長L=2.0kmの計画に対し、L=1.8km（令和5年度末時点）が整備済（進捗率：90%） ・東口に多目的トイレ、東西の駅前広場及び東口の市道にシェルターが整備済
交差点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況に応じた横断時間の確保 ・歩行者のより安全な横断の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な交差点で音響式信号機や横断時間の配慮を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な交差点で音響式信号機や横断時間の配慮を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な交差点で音響式信号機や横断時間の配慮を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な交差点で音響式信号機の整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な交差点で音響式信号機の整備や横断時間の配慮を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な交差点で音響式信号機や待ち時間表示等を整備
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・通行しやすい経路の確保 ・市民のバリアフリーに対する意識の啓発・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅万代広場部分整備や南口広場整備など、新潟駅周辺整備の段階的供用に合わせた整備を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡汽船ターミナルの1階部分に路線バスの停留所があり、通行が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年6月に駅前広場等の整備が完了 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年に駅前広場の整備とあわせて視覚障害者誘導用ブロックを整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・東西の駅前広場、自由通路は2005年10月に整備が完了 ・駅前広場は整備されたが、亀田駅前停留所待合室は未整備
連絡通路	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な上下移動の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟駅周辺整備事業に合わせて改修中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルと朱鷺メッセを連絡する自由通路で、エレベーターを整備済 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅南北の自由通路でエレベーターを整備済 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋上駅舎の自由通路にエレベーターを整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋上駅舎の自由通路の整備に合わせ、エレベーターを整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋上駅舎の自由通路の整備に合わせ、エスカレーター、エレベーターを整備
冬期	<ul style="list-style-type: none"> ・降積雪に対する取り組みの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場でシェルター（上屋）、南口広場では歩道で融雪装置を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐渡汽船ターミナルの1階部分に路線バスの停留所があり降積雪の影響は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場でシェルター（上屋）を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。（通常の車道除雪のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場でシェルター（上屋）を整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場や東口の市道でシェルター（上屋）を整備

第4章 バリアフリー化の目標と基本的な方向性

4.1 課題・問題点の把握と基本理念・目指す方向性の設定方針

(1) 基本理念の設定方法

基本理念・目指す方向性の設定は、以下に示すように、社会状況や現行の基本構想の実施状況、ヒアリングやアンケート調査等に基づき、現状の課題や問題点を把握し、基本理念や目指す方向性を設定します。

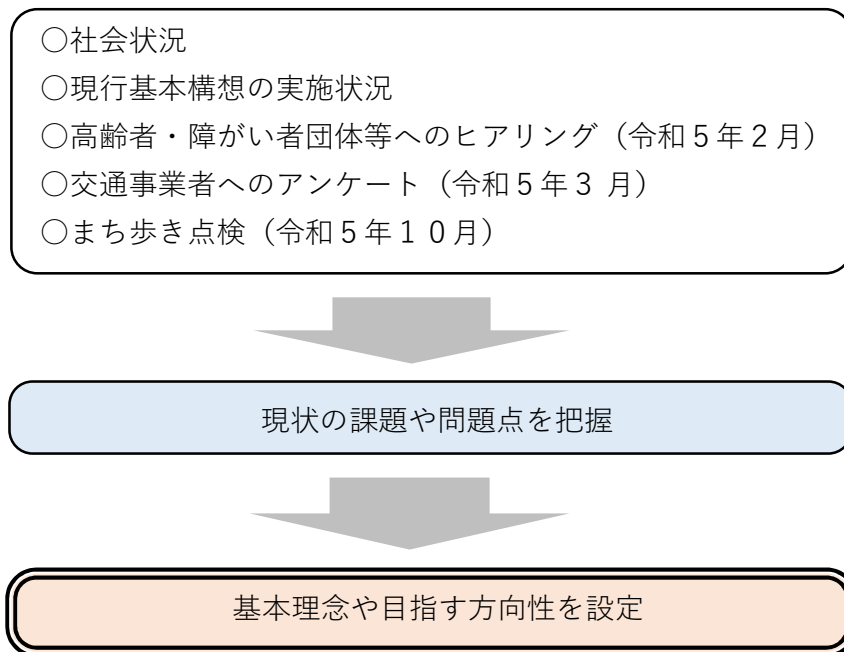


図 4-1 基本理念や目指す方向性の設定

(2) 現状の把握

本市における現状について、「社会状況」、「基本構想の取り組み状況」、「高齢者・障がい者等へのヒアリング調査結果」、「交通事業者へのアンケート調査結果」、「まち歩きの点検結果」の項目別に示します。

■社会状況

人口	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市の人口が減少している中で、高齢者人口は増加しており、2020年では23万人と全体の約3割を占めている ・中央区、東区、西区を中心に人口が集中しているが、北区や江南区、秋葉区、南区、西蒲区を中心とする地域拠点やその周辺にも、人口が広く分布している
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・2014年の約30,700人をピークに減少傾向にあり、2022年では約28,300人である ・身体障がい者の中では、肢体不自由の障がい者が多く54%（2022年）である ・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、各々増加傾向にあり合計約1.4万人（2023年）である ・2011年から2023年までの10年間で療育手帳所持者数は約1.4倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約2.2倍に増加している
市政世論調査	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行空間の快適性（段差がないか、十分な幅はあるか）に満足またはやや満足と回答した人は市全体で35.5%である ・区別では中央区で40.8%であるが、秋葉区で33.2%、西蒲区で24.3%など郊外部の満足度がやや低いなど、地域によって差がある
公共交通の利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・利用の多い巻駅や越後石山駅は、段差解消が未対応である ・駅以外のバス停留所でも、利用者の多いバス停留所がある

■基本構想の取り組み状況

旅客施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟駅」は在来線の橋上化とともに駅舎、駅前広場の段差解消を実施済み ・「万代シテイ」はバスセンターのビル全体とともに、バリアフリー対応も実施済み ・「佐渡汽船」は段差解消、車椅子対応トイレ、視覚障害者誘導用ブロックを整備済み ・「白山駅」、「内野駅」、「亀田駅」は自由通路の整備とともに、駅舎、駅前広場の段差解消を実施済み ・「寺尾駅」は、南口にエレベーターを整備し、段差解消を実施済み
車両	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者でノンステップバスの導入を実施済み
歩道・横断歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道は特定道路について計画を遂行し、各地区でバリアフリー化を実施済み ・主要な交差点で音響式信号機を整備済み
駅前広場	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟駅」では南口広場を整備済み、万代広場を整備中 ・「白山駅」、「内野駅」、「亀田駅」で駅前広場を整備済み
冬期	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟駅南口」、「白山駅」、「内野駅」、「亀田駅」の駅前広場整備に合わせシェルター（上屋）を整備済みであり、「新潟駅万代口」はシェルターを整備中 ・新潟駅の南口広場、国道7号で融雪施設を整備済み

■高齢者・障がい者等へのヒアリング調査結果

道路施設	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道内の凹凸、踏切、歩道と車道との段差は小さくし、グレーチングや止め金具部の隙間も小さくしてほしい ・音響式信号機など設備を整備するとともに、維持管理をしっかりとしてほしい ・視覚障害者誘導用ブロックや、エスコートゾーンの設置は、道路状況に合わせて設置してほしい ・車道の除雪の雪だまりが歩道に残されるような除雪方法を改善してほしい ・障がい者個人を誘導する歩行者等支援情報通信システムなど、スマートフォンアプリと歩道整備が連携するような新しい技術を導入してほしい
交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ノンステップバスの導入をすすめてほしい ・ベビーカーや車いすが利用しやすいスペースの確保をしてほしい ・誘導案内を整備してほしい ・移動距離が少ない施設のレイアウトにしてほしい ・電光表示やアナウンスなどの案内表示、照明等、わかりやすい案内にしてほしい ・タブレット等を活用した案内や、遠隔による手話の実施など、デジタルツールを用いた案内を実施してほしい
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・健常者の理解不足により、障がい者等の移動の利便性が低下している ・当事者が周囲の人々に声を掛けやすいような環境づくりが必要である ・ヘルプマークなどの認知度向上を図り、支援を必要としている方に対する支援が必要である ・高齢者や障がい者等が多い地区では、交通マナーをより一層強化する必要がある

■交通事業者へのアンケート調査結果

事業者(会社)の現状の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー対応車両への更新、予約システムの改善、利用者の声の取り込み、積極的な声かけ、運転士マニュアルを作成し研修を継続的に実施している
運転士・窓口担当者の現状の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や障がい者等の利用者には、いつも以上にコミュニケーションを図るとともに、相手が必要としていることに留意して対応している ・ドアサービスの実施や安全運転を徹底している
利用者への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や障がい者等の利用者に対し手助けをしたいが、そのニーズが個人ごとに異なるため、運転士はその意思表示を希望している ・運転士は介護職ではない為、「運転士は介助できない」ことに対する利用者の認識向上が必要と考えている ・事前に利用日が分かる場合は、事前予約・連絡を希望している
市への要望	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシーのバリアフリー化の推進のため、自治体からの助成金等の支援や助成金が必要と考えている ・タクシー乗り場のバリアフリー化や、現状のバリアフリー車両にあった駐車マスの整備、案内表示の改善が必要と考えている

■まち歩きのポイント結果

旅客施設 (鉄道駅)	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレの中に音声案内（音声ガイド）があるとよい ・トイレへ誘導する(音声案内・視覚障害者誘導用ブロック)が必要である
バス停	<ul style="list-style-type: none"> ・バス停に視覚障害者誘導用ブロックもしくは音声案内が必要である ・バスから車椅子のスロープを出す際にアナウンスがあると、周囲の乗客等にも理解され、車いす利用者がスムーズに乗車でき、加えて周囲の乗客等からのサポートもしやすくなる ・運転士への教育は、ただ伝えるだけでなく、実践的な教育も必要である
道路	<ul style="list-style-type: none"> ・東港線十字路からラブラ脇に向けて駐輪場の自転車が支障となっている ・視覚障害者誘導用ブロックが痛んできてポロポロな所があり、車いすも通りづらい ・エスコートゾーンがはがれている箇所がある ・視覚障害者誘導用ブロックが途中で途切れている箇所がある ・案内板がいたずらされないように、維持管理が必要である
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・多機能トイレに、利用者のトラブルを周辺の人に知らせるための緊急ボタンが必要である
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターに緊急時の電話番号はあったが、音声以外の方法での連絡方法も必要である

※まち歩き点検で特に課題と感じられた意見

(3) 課題の整理

項目ごとに整理した現状の課題について、とりまとめた結果を以下に示します。

課題 1. バリアフリー化整備の対象範囲が限定的

- ・ 合併後、重点整備地区に指定されている地区以外でも、多くの利用がある旅客施設が存在します。
- ・ 歩道の快適性を求める市民ニーズが高まり、対象範囲の拡大が求められています。

課題 2. 誰もが利用しやすい通路・施設として一部不十分

- ・ 段差の解消や視覚障がい者対応など通路の快適性が求められており、各施設管理者が特定事業を推進する必要があります。
- ・ 冬期間におけるバス停周辺を含めた除雪強化や安心・安全な移動環境が求められています。
- ・ 案内不足の解消や導線の連続性を確保する必要があります。
- ・ 点字ブロックや案内表示などバリアフリー施設の老朽化が進行しており、施設設置・整備後の維持管理を継続する必要があります。
- ・ 建築年数が古い建物では、バリアフリー化整備が遅れています。

課題 3. 公共交通車両のバリアフリー化が一部不十分

- ・ 公共交通における市民ニーズの高まりにより、段差の少ないノンステップバスやタクシー、ベビーカーや車いすスペースが確保された車両導入が求められています。

課題 4. 新技術を導入したまちの整備が進んでいない

- ・ スマートフォンアプリが連携した新たな誘導技術やタブレットを活用した案内など、デジタルツールの導入が必要です。

課題 5. 心のバリアフリーに対する理解の不足

- ・ 障がい等に対する理解度向上やお互いに声をかけやすい環境づくりが求められています。
- ・ ヘルプマークの認知度が低いため、さらなる認知度向上が必要です。
- ・ 障がいのある方へ対応する立場に立った実践的な教育や、周りのサポートができる環境が求められています。
- ・ 経路上の障害物の放置対策や、緊急時の対応など、利用者に対する配慮が必要です。

課題 6. 協働によるバリアフリー化整備に関するルールがない

- ・ 各管理者による特定事業の推進とともに、各管理者同士が協働で各施設を一体的に整備することによるシームレスな移動環境整備が求められます。

4.2 基本理念と目指す方向性

法制度の主旨や上位関連計画等の関係から、本方針のねらい・視点を整理するとともに、現状の課題から目指す方向性と基本理念を以下のように設定します。

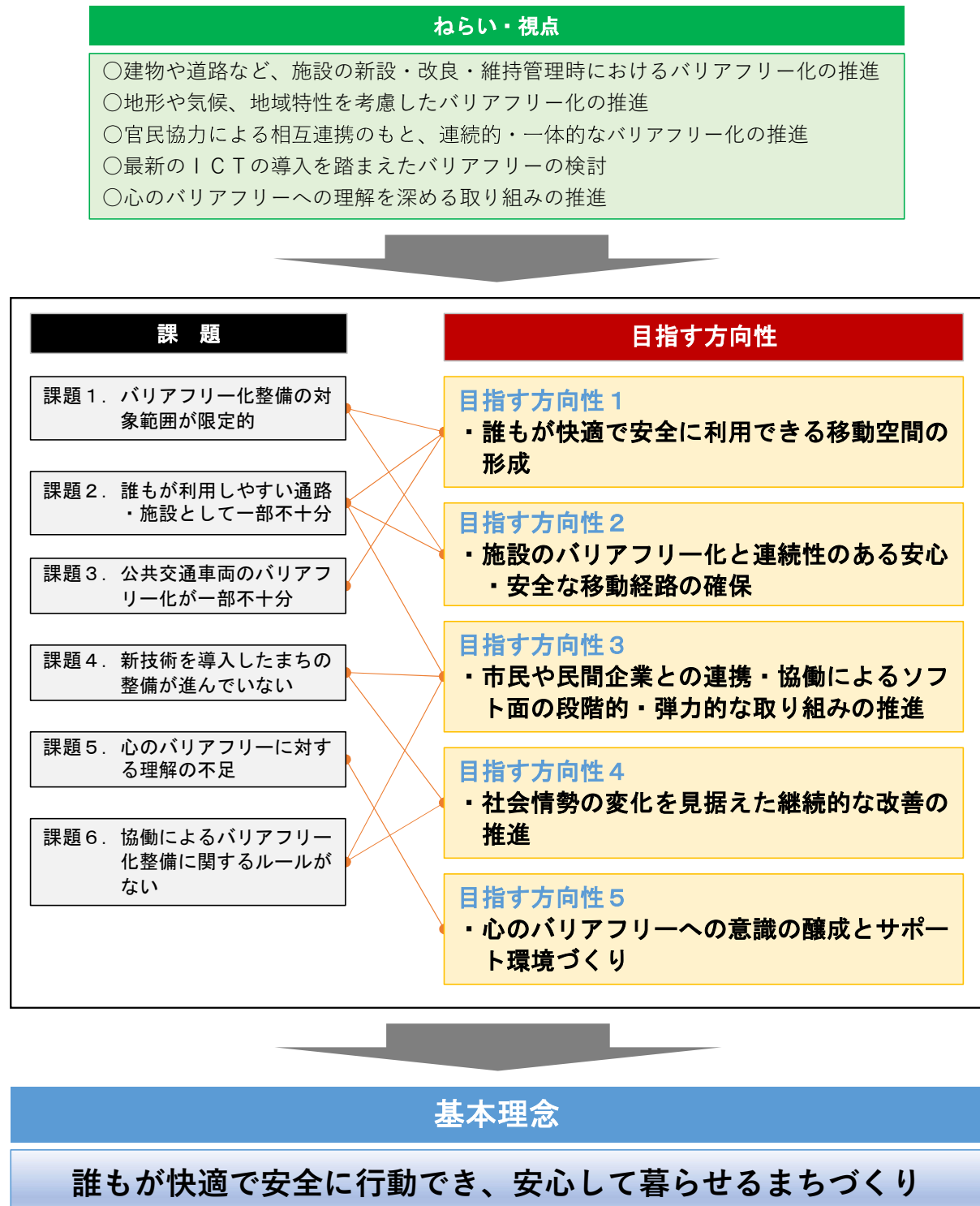


図 4-2 目指す方向性と基本理念

第5章 移動等円滑化促進地区の設定

5.1 移動等円滑化促進地区の選定

(1) 設定方針

移動等円滑化促進地区の選定は、以下の手順で行いました。

■移動等円滑化促進地区候補の抽出（1次選定）

旧新潟市、旧亀田町の基本構想（新潟市交通バリアフリー基本構想、かめだまち移動円滑化基本構想）の重点整備地区である6地区は、引き続き移動等円滑化促進地区候補に含めるなど以下のコンセプトに従って、**新潟市全域で27箇所**を抽出

【移動等円滑化促進地区候補の選定コンセプト】

- ・既存の基本構想における重点整備地区
- ・コロナ禍前に概ね2,000人/日以上の利用がある旅客施設のある地区
- ・新たな旅客施設の設置が予定されている地区
- ・第1回協議会で委員から意見等があった地区
- ・各区から候補地区として推薦された地区



■移動等円滑化促進地区候補の抽出（2次選定）

- ・10年後の目標年次において着手可能な範囲として**既存計画の設定地区の概ね倍の地区数**を選定
- ・**地区内の生活関連施設の数、立地適正化計画との関連**など改正バリアフリー法の選定要件を踏まえる
- ・**各区のバランスを考慮**（江南区は主要旅客施設が亀田駅のみのため新たな地区選定の対象外）



上記を踏まえ新たに各区で1箇所促進地区を選定する

※移動等円滑化促進地区の2次選定要件（バリアフリー法より）

移動等円滑化促進地区の2次選定にあたり、改正バリアフリー法に示される地区選定要件に基づき、下表の4つの選定基準を設け、1次選定された27箇所を点数評価し、点数の多い地区を優先度が高い地区として、選定することにしました。なお、既存の基本構想における重点整備地区については、既に計画として位置づけられているため、引き続き移動等円滑化促進地区に選定します。

また、移動等円滑化促進方針の策定にあたり、新潟市全区へバリアフリー化を展開していくことを目指し、移動等円滑化促進地区候補の中から各区で1箇所、新たな促進地区を選定します。

※選定から外れた地区であっても、随時必要に応じてバリアフリー化の対策を講ずることができるものとします。

表 5-1 地区選定要件

①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区（原則として生活関連施設が概ね3以上あり、これらの施設が徒歩圏内に集積している地区）	選定基準 1 ・半径 500mの徒歩圏における生活関連施設数
②バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	選定基準 2 ・旅客施設において乗降客数、利用者数の多い地区
	選定基準 3 ・立地適正化計画に位置づけられている都市機能誘導区域及びそれに準ずる地区
③生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区	選定基準 4 ・計画的に進行している駅舎及び駅前広場等のバリアフリー化整備を行う地区またはそれに準ずる地区

資料：移動等円滑化促進地区選定表

	区	地区名	生活関連施設数								選定基準1			選定基準2			選定基準3			選定基準4			既存地区	総合点数		
			バス停	医療施設	商業施設	公共施設	幼保・学校	福祉施設	金融機関	複合施設	合計	生活関連施設数	rank	点数	旅客施設 バス利用者数+JR乗降客数=合計	rank	点数	立地適正化計画	rank	点数	整備予定の有無	rank			点数	
現行基本構想の重点整備地区	中央区	新潟万代	7	11	6	0	11	6	9	3	53	A	5	14297	59592	73889	A	5	重点エリア	A	5	既存駅舎・通路・広場	◎	5	5	25
		万代島	3	0	0	0	0	0	1	0	4	E	1	※1 10098	2596	12694	A	5	重点エリア	A	5		-	0	5	16
		白山	7	10	3	1	8	6	1	2	38	B	4	611	8836	9447	A	5	機能集積エリア	A	5		-	0	5	19
	西区	寺尾	4	4	5	1	3	3	3	0	23	C	3	168	3558	3726	B	3	その他	C	1		-	0	5	12
		内野	8	6	1	2	3	0	4	0	24	C	3	-	4310	4310	B	3	その他	C	1		-	0	5	12
	江南区	亀田	9	10	4	2	3	5	2	0	35	B	4	187	9308	9495	A	5	まちなかエリア	B	3		-	0	5	17
新たな促進地区候補エリア	北区	豊栄	8	14	4	1	1	0	4	1	33	B	4	-	5770	5770	A	5	まちなかエリア	B	3		-	0		12
		早通	3	3	1	1	3	2	2	0	15	D	2	-	1748	1748	C	1	その他	C	1		-	0		4
		新崎	4	2	1	0	0	1	1	0	9	E	1	-	2182	2182	B	3	その他	C	1	EV整備中(自由通路)	○	3		8
	東区	大形	2	0	0	0	1	0	0	0	3	E	1	-	2042	2042	B	3	その他	C	1		-	0		5
		東新潟	2	3	2	1	1	2	2	0	13	D	2	-	2924	2924	B	3	その他	C	1		-	0		6
		東区役所	9	2	4	5	3	3	3	0	29	C	3	523	-	523	C	1	まちなかエリア	B	3		-	0		7
		越後石山	6	4	2	1	1	4	2	0	20	C	3	-	3226	3226	B	3	その他	C	1	既存駅舎・通路・広場	◎	5		12
	中央区	関屋	6	12	5	1	2	6	4	0	36	B	4	273	3368	3641	B	3	その他	C	1		-	0		8
		古町・本町	12	33	5	1	4	6	14	3	78	A	5	※2 10073	0	10073	A	5	重点エリア	A	5		-	0		15
		上所	7	6	1	0	6	2	4	0	26	C	3	-	4600	4600	B	3	その他	C	1	新駅舎・通路・広場	○	3		10
	秋葉区	荻川	1	3	1	2	1	3	3	0	14	D	2	-	3518	3518	B	3	その他	C	1		-	0		6
		さつき野	2	4	2	0	2	1	0	0	11	D	2	-	1664	1664	C	1	その他	C	1		-	0		4
		新津	4	14	0	0	1	1	6	1	27	C	3	-	7216	7216	A	5	まちなかエリア	B	3		-	0		11
		矢代田	4	1	0	0	1	0	1	0	7	E	1	-	1728	1728	C	1	その他	C	1		-	0		3
	南区	南区役所	12	11	3	3	4	1	3	0	37	B	4	※2 1753	-	1753	C	1	まちなかエリア	B	3	能登バスタ	○	3		11
西区	青山	9	9	4	2	1	1	2	0	28	C	3	2984	1768	4752	B	3	その他	C	1		-	0		7	
	小針	6	9	0	0	4	6	4	0	29	C	3	297	4290	4587	B	3	その他	C	1		-	0		7	
	新潟大学前	7	9	6	0	1	3	2	0	28	C	3	218	4970	5188	A	5	その他	C	1	EV整備予定有	○	3		12	
西蒲区	巻	5	14	1	2	2	7	7	0	38	B	4	-	3808	3808	B	3	まちなかエリア	B	3	既存駅舎・通路・広場	◎	5		15	
	越後曾根	2	5	0	0	0	1	1	0	9	E	1	-	1306	1306	C	1	その他	C	1		-	0		3	
	岩室	4	3	0	0	2	1	1	0	11	D	2	※3	500	500	C	1	その他	C	1		-	0		4	

選定基準1・・・生活関連施設数
 選定基準2・・・旅客施設の乗降客数・利用者数
 選定基準3・・・立地適正化計画における都市機能誘導区域
 選定基準4・・・駅舎・駅前広場等のバリアフリー化整備予定の有無

施設数 ↓
 40以上…… A 5点
 30以上…… B 4点
 20以上…… C 3点
 10以上…… D 2点
 それ以下…… E 1点

乗降客数 ↓
 5000人… A 5点
 2000人… B 3点
 それ以下… C 1点

都市機能誘導区域 ↓
 重点・機能集積エリア… A 5点
 まちなかエリア…… B 3点
 その他…… C 1点

バリアフリー化予定 ↓
 整備済+改良…… ◎ 5点
 新設or一部改良予定…… ○ 3点
 なし…… - 点

既存地区
 加点点…
 5点

※1 ……佐渡汽船利用者数+朱鷺メッセコンベンションセンター利用者数+おおかま利用者数+万代シティ/日で換算
 ※2 ……鉄道が无いため、バス停利用者数/日で換算(路線バス+区バス+住民バス)(R5.3時点)
 ※3 ……無人駅であるため、乗降客数が不明であるが人数は2,000人未満と推定

(2) 選定結果

前項で定めた選定基準及び選定方法により、評価を行った結果、既存基本構想地区を含めた下記の13地区を移動等円滑化促進地区とします。

表 5-2 移動等円滑化促進地区

既存基本構想地区	新規設定地区
①新潟万代地区 <small>にいがたぼんだい</small>	⑦豊栄駅周辺地区 <small>とよさか</small>
②万代島地区 <small>ぼんだいじま</small>	⑧越後石山駅周辺地区 <small>えちごいしやま</small>
③白山駅周辺地区 <small>はくさん</small>	⑨古町・本町地区 <small>ふるまち ほんちょう</small>
④寺尾駅周辺地区 <small>てらお</small>	⑩新津駅周辺地区 <small>にいつ</small>
⑤内野駅周辺地区 <small>うちの</small>	⑪南区役所周辺地区 <small>みなみくやくしよ</small>
⑥亀田駅周辺地区 <small>かめだ</small>	⑫新潟大学前駅周辺地区 <small>にいがただいがくまえ</small>
	⑬巻駅周辺地区 <small>まき</small>

今回、促進地区に選定しない地区については、今後の旅客施設周辺の開発状況やそれに伴う旅客施設の利用状況の変化を注視しながら、促進地区の追加選定の検討を行います。

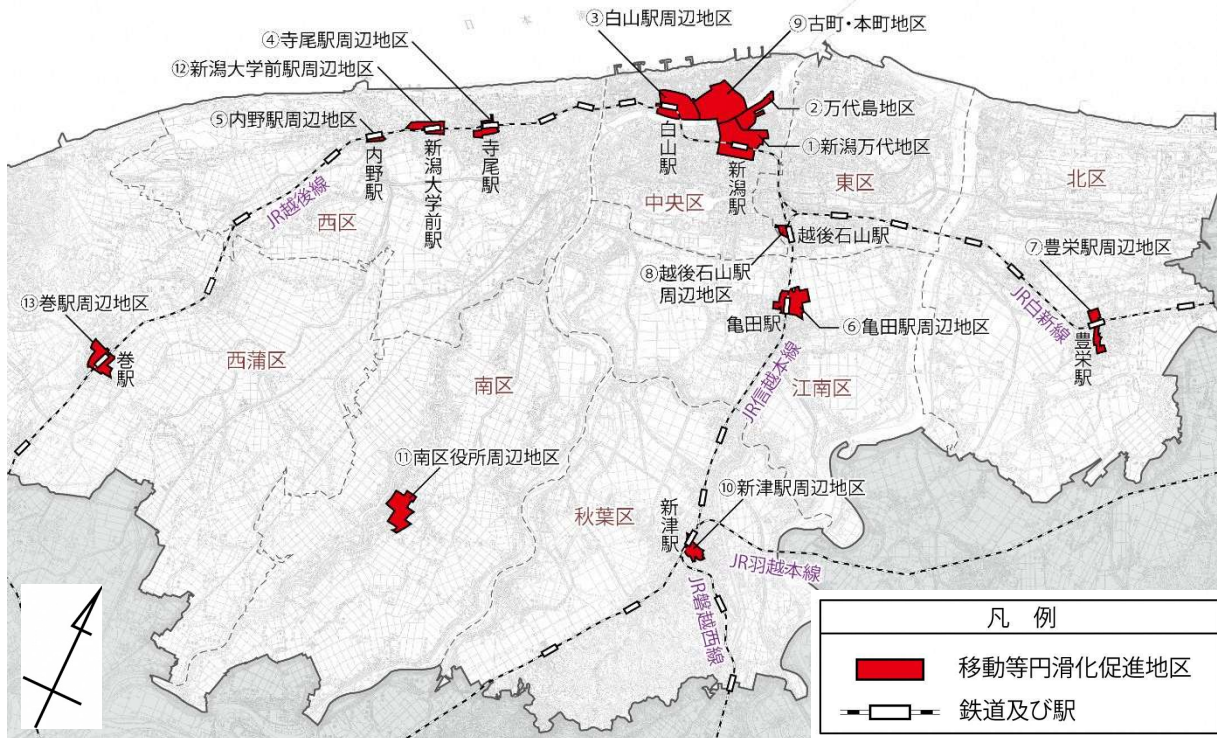


図 5-1 移動等円滑化促進地区

第6章 移動等円滑化に関する取り組み方針

6.1 バリアフリー化促進の考え方

各旅客施設から「生活関連施設」までの間をバリアフリー整備の優先度の高く、道路の移動等円滑化ガイドラインに則した「生活関連経路」と、生活関連経路に位置付けは難しいが整備が望ましい「その他経路」によりバリアフリー化を促進します。

ここで示す「生活関連施設」、「生活関連経路」、「その他経路」について、以下のように定義します。

●生活関連施設

- ・生活関連施設には、相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設等多様な施設を位置づける。
- ・常に多くの人に利用され、また、高齢者や障がい者等が利用する施設を設定し、生活関連経路との接続と合わせて、まちの一体的なバリアフリー化を進める。

●生活関連経路

- ・旅客施設からの導線だけではなく、旅客施設以外の施設間の移動のしやすさを高める経路とする。
- ・基本構想の重点整備地区の生活関連経路は特定道路※に指定できる。

※特定道路：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われる道路（国土交通大臣が指定）で、道路の新設、または改築を行う際に道路の移動等円滑化基準（省令）または地方公共団体の条例への適合義務が生じるもの。

●その他の経路

- ・現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の観点から、地区の移動に必要と思われる経路とする。
- ・整備にあたっては道路管理者の努力義務となるが、経路の状況に応じたできる限りの整備を行うことを目標とする。

(1) 全市的な施設・経路のバリアフリー方針

1) 生活関連施設のバリアフリー化

- 各施設管理者や施設設置者は、施設の新設、改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関と情報共有を図りながら、整備を進めます（例：バスが正着できるためのバリアレス縁石や上屋、建築物などの施設、車両など）。
- 各施設管理者は、施設内の対応だけでなく外部とのバリアフリー化の連続性に配慮し、接続する他の生活関連経路や生活関連施設の各施設管理者と相互連携を図り、連続的・一体的な整備を進めます。
- 各施設管理者は、施設内において、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入に向けて検討します。
- 各施設管理者は、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境を整備します。
- 各施設管理者は、施設の利用状況を踏まえ、必要に応じカームダウン・クールダウンの設備の設置を検討します。
- 各施設管理者は、特定事業を定め事業の推進を図ります。
- 本市は、各施設管理者に上記内容を含めた本方針について理解・協力を求め、相互連携を図り、バリアフリー化を推進します。



写真 6-1 トイレ・ベビールームの案内

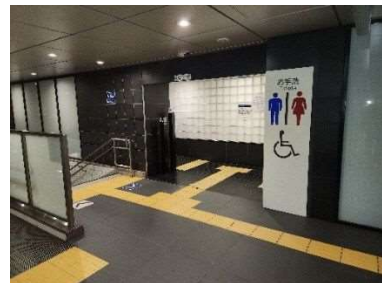


写真 6-2 トイレの入口の案内



写真 6-3 通路との壁がない施設

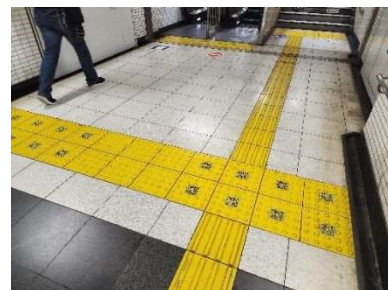


写真 6-4 QRコードで視覚障がい者を誘導

2) 生活関連経路のバリアフリー化

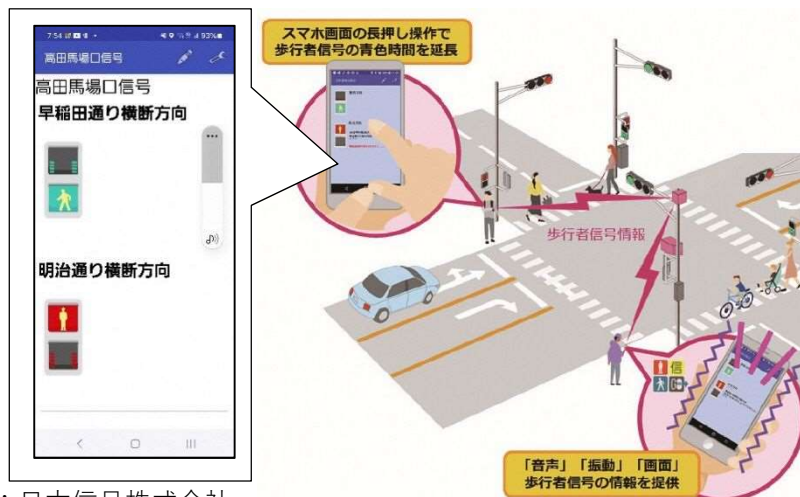
- 各施設管理者は、施設の新設、改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関との情報共有を図りながら、整備を進めます（例：道路や公園など）。
- 各施設管理者は、気候の特性に対応することや、丘陵地で勾配がある場所などの地域の状況を考慮し、バリアフリー化を図ります。
- 各施設管理者は、上下移動に必要な施設や、道路・交差点といった施設整備に関して、地域の状況を踏まえ優先度を考慮しながらバリアフリー化を進めます。
- 生活関連施設と生活関連経路のバリアフリー化が連続していることが、利用者にとって利便性が高いため、生活関連施設の各施設管理者と相互連携を図り連続的・一体的なバリアフリー化を進めます。
- 各施設管理者は、生活関連経路内において、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入に向けて検討します。
- 各施設管理者は、特定事業を定め事業の推進を図ります。
- 本市は、各施設管理者に上記内容を含めた本方針について理解・協力を求め、相互連携を図り、バリアフリー化を推進します。



写真 6-5 手すりの案内表示（点字）



写真 6-6 エスコートゾーン



資料：日本信号株式会社

図 6-1 スマートフォンアプリを用いた信号情報案内

(2) 全市的なソフト面のバリアフリーの取り組み

全市でバリアフリー化を推進するに当たり、施設の改良などハード面の整備を進めるだけでなく、日常生活や社会生活において提供されるサービス等に関して、障がいのある人などに対する合理的配慮の提供も重要です。また、高齢者、障がい者等を含めた人々の多様性を理解し、困っている人に対する意識の醸成や、各関係機関のバリアフリー情報の共有など、ソフト面におけるバリアフリー化を推進します。

さらに、平時に加え、災害発生時やイベント開催時など、一時的・短期的な場面においてもバリアフリーへの対応に配慮します。

○心のバリアフリー

- ・高齢者、障がい者、子供連れの家族、ヘルプマーク等を身に着けた人など、困っている人に声をかける社会環境など合理的配慮の提供につながる意識の醸成を進めます。

○バリアフリー情報の共有

- ・地域のバリアフリーの情報を積極的に収集・発信するとともに、市民に向けた情報の共有化を図ります。

○施設整備を契機としたバリアフリー化

- ・届出制度が経路や施設のバリアフリーを進める機会となります。施設整備を行うに当たり、各施設管理者同士が情報を共有し、一体となってバリアフリー化を推進します。

○一時的・短期的なバリアフリーへの対応

- ・災害発生時における避難所開設やイベント開催時などの一次的・短期的な場面においても、可能な限りバリアフリー化に努め、高齢者、障がい者等の誘導や対応を行います。



写真 6-7 車椅子利用者への声掛け



写真 6-8 ヘルプマーク

6.2 地区別のバリアフリー方針

(1) にいがたばんだい新潟万代地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	154.1ha	
旅客施設	JR 新潟駅	59,538 人/日（2022 年度）
	万代シテイ停留所	9,704 人/日（2023 年 4 月）
主な生活関連施設	18 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区には、新潟市の玄関口であり、上越新幹線や県内外の高速バスなどの広域交通拠点となる新潟駅があります。万代シテイは、バスセンターの他、商業施設が集中しており、多くの買い物客等が多く来訪されます。また、新潟市社会福祉協議会や障がい者福祉センターが入る総合福祉会館があり、障がい者が来訪される機会も多い地区です。これらの施設により、多くの方が来訪するため、本市ではバリアフリー化が進んでいる地区です。新潟駅周辺は駅の高架化を含む連続立体交差や広場を含む道路整備の事業が進められており、歩行者やバスなどが駅南北を通り抜けできるようになるなど、まちの一体化が進められています。

そのため通勤・通学者、買い物客だけでなく、観光客や外国人、ベビーカーを利用する家族、高齢者や障がい者など、多様な来訪者が多く、市内で最も重点的に整備を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。

- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅やバス停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

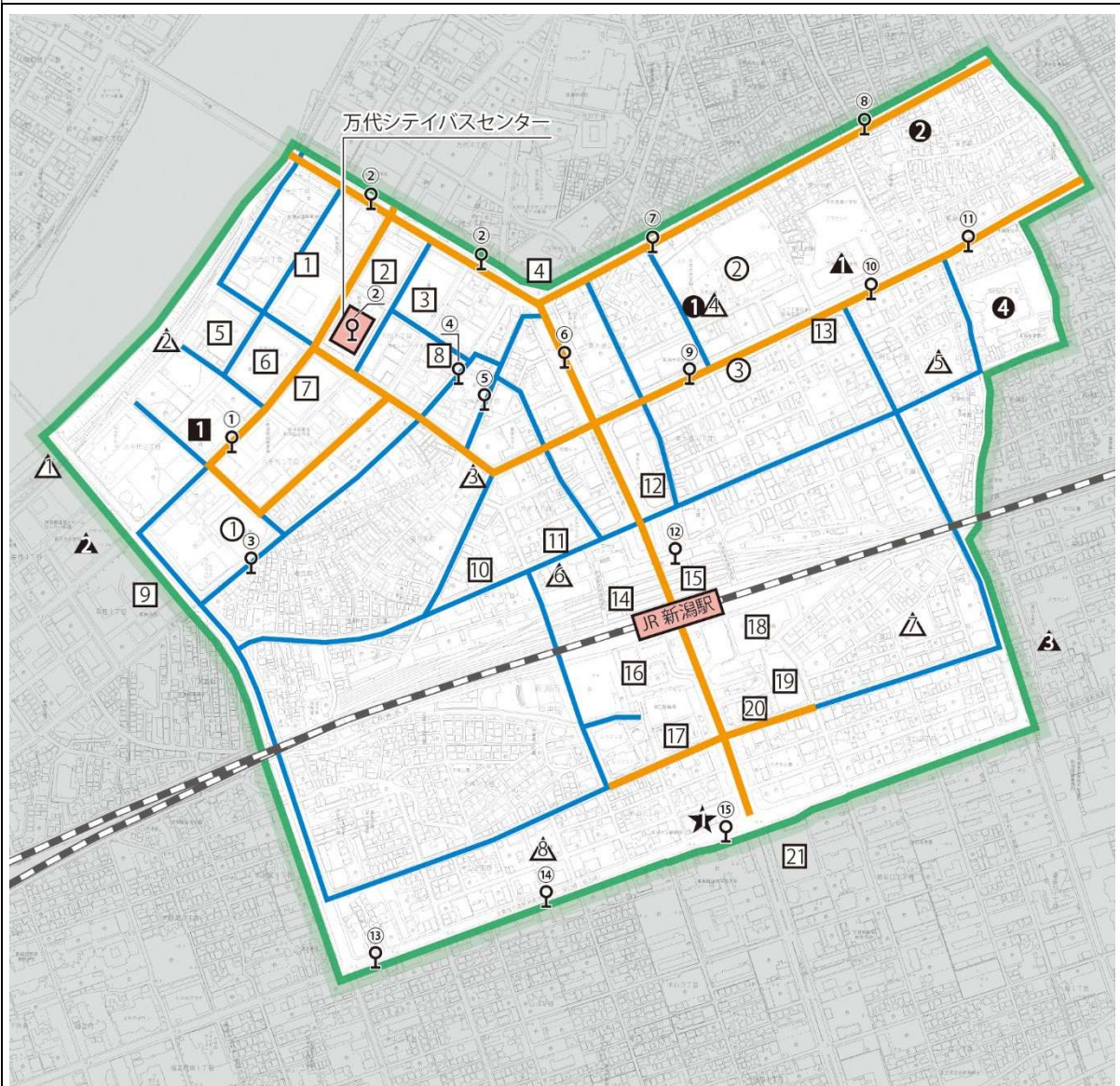
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくります。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

表 6-1 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・周辺案内施設の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・乗り場の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号 1 にいがたばんだい
新潟万代地区



※建築物は2,000㎡以上のもの、
公園はトイレのある公園を対象

令和6年2月現在

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

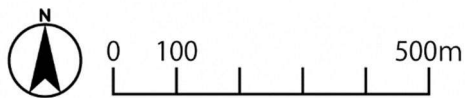


表 6-2 主な施設（JR 新潟駅、万代シティバスセンター周辺）

種別	番号	施設名称	種別	施設名称							
停留所	①	新潟万代病院前	商業施設	14	CoCoLo新潟WESTSIDE						
	②	万代シティ		15	CoCoLo新潟EASTSIDE						
	③	総合福祉会館前		16	JR東日本ホテルメッツ新潟						
	④	万代一丁目		17	PLAKA3						
	⑤	弁天二丁目		18	CoCoLo南館						
	⑥	駅前通		19	PLAKA1						
	⑦	万代町		20	PLAKA2						
	⑧	東地区総合庁舎前		21	ドン・キホーテ新潟駅南店						
	⑨	明石一丁目		公共施設	①	新潟市万代市民会館					
	⑩	明石二丁目	②		中央区役所東出張所、東地区公民館						
	⑪	蒲原町	③		東公園児童プール						
	⑫	新潟駅	④		中央図書館（ほんぼーと）						
	医療施設	1	新潟万代病院	福祉施設	①	総合福祉会館					
					②	新潟市東地域保健福祉センター					
					③	医療福祉ビル					
商業施設				1	フオーチュンインザテラス	学校	▲1	万代長嶺小学校			
							▲2	南万代小学校			
							▲3	笹口小学校			
						公園・緑地	2	ラブラ万代	公園・緑地	▲1	やすらぎ堤右岸（八千代橋脇）
										▲2	やすらぎ堤右岸（ビルボード前）
										▲3	弁天公園
										▲4	万代公園
										▲5	東公園
										▲6	石宮公園
										▲7	太陽公園
▲8	米山公園										
商業施設	3	LoveLa2	複数施設	★	にわやまハートクリニック						
				★	新潟米山郵便局						
				★	第四北越銀行南新潟支店						
				商業施設	4	アパホテル&リゾート〈新潟駅前大通〉	複数施設	★	にわやまハートクリニック		
								★	新潟米山郵便局		
								★	第四北越銀行南新潟支店		
商業施設	5	万代シティビルボードプレイス 2	複数施設	★	にわやまハートクリニック						
				★	新潟米山郵便局						
				★	第四北越銀行南新潟支店						
				商業施設	6	万代シティビルボードプレイス		複数施設	★	にわやまハートクリニック	
									★	新潟米山郵便局	
									★	第四北越銀行南新潟支店	
									商業施設	7	新潟伊勢丹
★	新潟米山郵便局										
★	第四北越銀行南新潟支店										
商業施設	8	コープ野村		複数施設	★	にわやまハートクリニック					
					★	新潟米山郵便局					
					★	第四北越銀行南新潟支店					
					商業施設	9	原信南万代店		複数施設	★	にわやまハートクリニック
			★							新潟米山郵便局	
			★							第四北越銀行南新潟支店	
商業施設	10	コンフォートホテル新潟駅前	複数施設		★	にわやまハートクリニック					
					★	新潟米山郵便局					
					★	第四北越銀行南新潟支店					
					商業施設	11	ヨドバシカメラ新潟駅前店	複数施設		★	にわやまハートクリニック
★	新潟米山郵便局										
★	第四北越銀行南新潟支店										
商業施設	12	日生不動産新潟駅前ビル			複数施設	★	にわやまハートクリニック				
				★		新潟米山郵便局					
商業施設	13	ドーミーイン新潟		複数施設		★	にわやまハートクリニック				
★	新潟米山郵便局										
★	第四北越銀行南新潟支店										



写真 6-9 JR新潟駅（整備中）



写真 6-10 新潟駅南口広場の停留所



写真 6-11 万代シティバスセンター



写真 6-12 万代シティの周辺案内板

ばんだいじま
(2) 万代島地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	52.1ha	
旅客施設	佐渡汽船旅客ターミナル	3,106 人/日（2023 年）
主な生活関連施設	5 施設（特定旅客施設含）	

■ 地区の特徴

当地区は、佐渡島への玄関口や、イベントの多い朱鷺メッセ、年間 110 万人が訪れるピア Bandai など来訪者が多い施設が集まっています。また、自動車利用もありますが、隣接して新潟万代地区にいがたばんだいや古町・本町地区ふるまちほんちょうがあるため、徒歩等による移動も多い地区です。

そのため、観光客や外国人、ベビーカーを利用する家族等にも対応する地区として、市内で重点的にバリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・旅客ターミナルの券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・旅客ターミナルや停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレ外へ音や表示による連絡もできるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくります。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

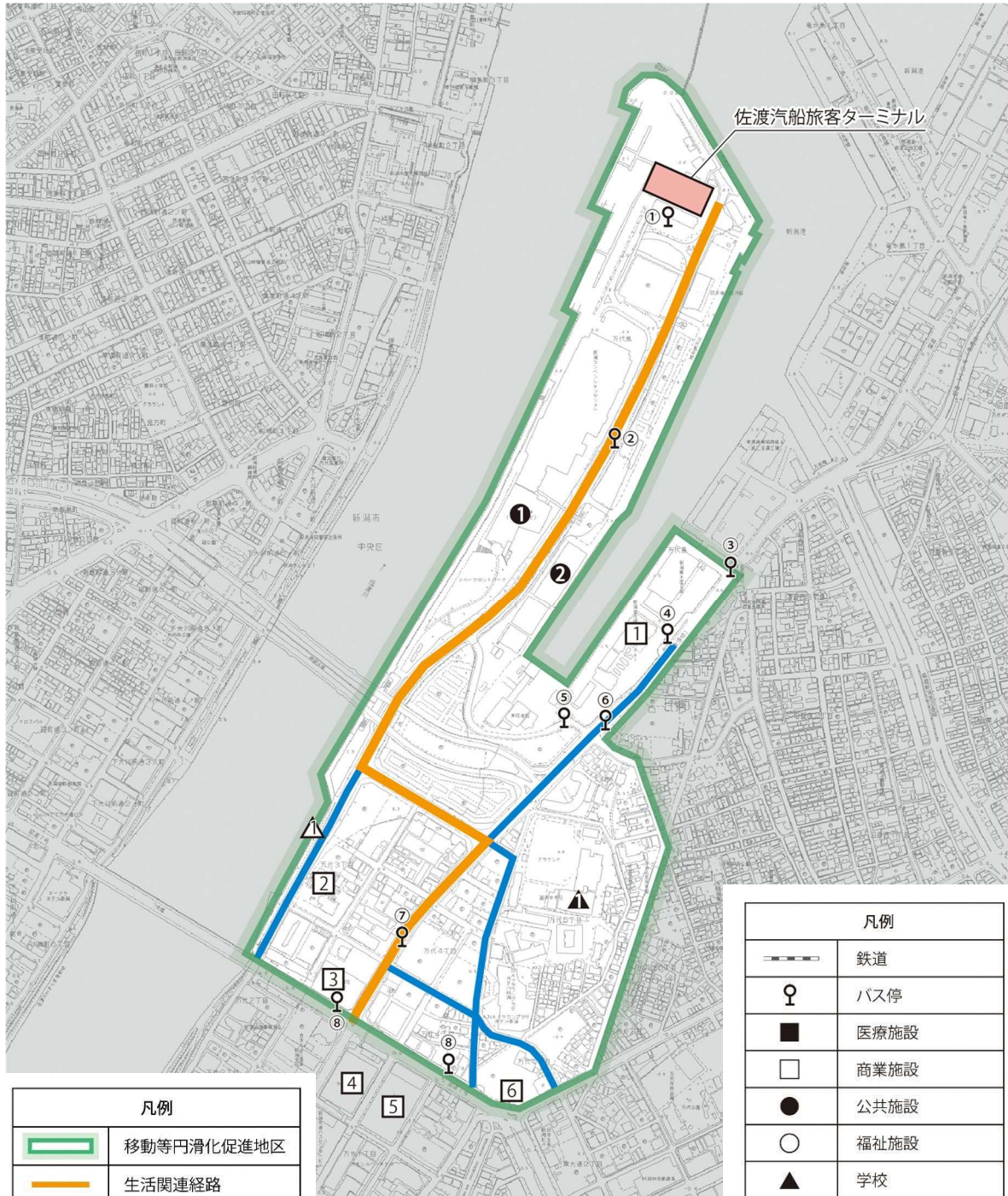
表 6-3 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・周辺案内施設の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・乗り場の整備 ・路面改良の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

ばんだいじま
番号2 万代島地区



令和6年2月現在



凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

※建築物は 2,000 m²以上のもの

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

表 6-4 主な施設（佐渡汽船周辺）

種別	番号	施設名称	種別	番号	施設名称
停留所	①	佐渡汽船	商業施設	④	ラブラ万代
	②	朱鷺メッセ		⑤	LoveLa2
	③	万国橋		⑥	アパホテル&リゾート〈新潟駅前大通〉
	④	ピアBandai	公共施設	①	朱鷺メッセ
	⑤	ピアBandai前		②	万代島多目的広場大かま
	⑥	宮浦中学校前	学校	▲	宮浦中学校
	⑦	新潟日報メディアシップ		公園・緑地	▲
	⑧	万代シテイ			
商業施設	①	ピアBandai			
	②	ハーバーパークアヴェニュー プレストン			
	③	新潟日報メディアシップ			



写真 6-13 佐渡汽船旅客ターミナル



写真 6-14 朱鷺メッセ付近の歩道

はくさん
(3) 白山駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	104.2ha	
旅客施設	JR 白山駅	8,836 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	14 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、市役所や新潟市陸上競技場、新潟県民会館、白山公園、リゅーとぴあなどの公共施設や新潟大学医歯学総合病院、新潟県立がんセンター新潟病院などの総合病院、新潟高等学校などの高校が集積し、来訪者が多い地区です。また、市役所前のターミナルを起終点とする路線バスも運行しています。

そのため、通学や通勤、通院など高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等にも対応する地区として、市内で重点的にバリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレ外へ音や表示による連絡もできるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくります。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

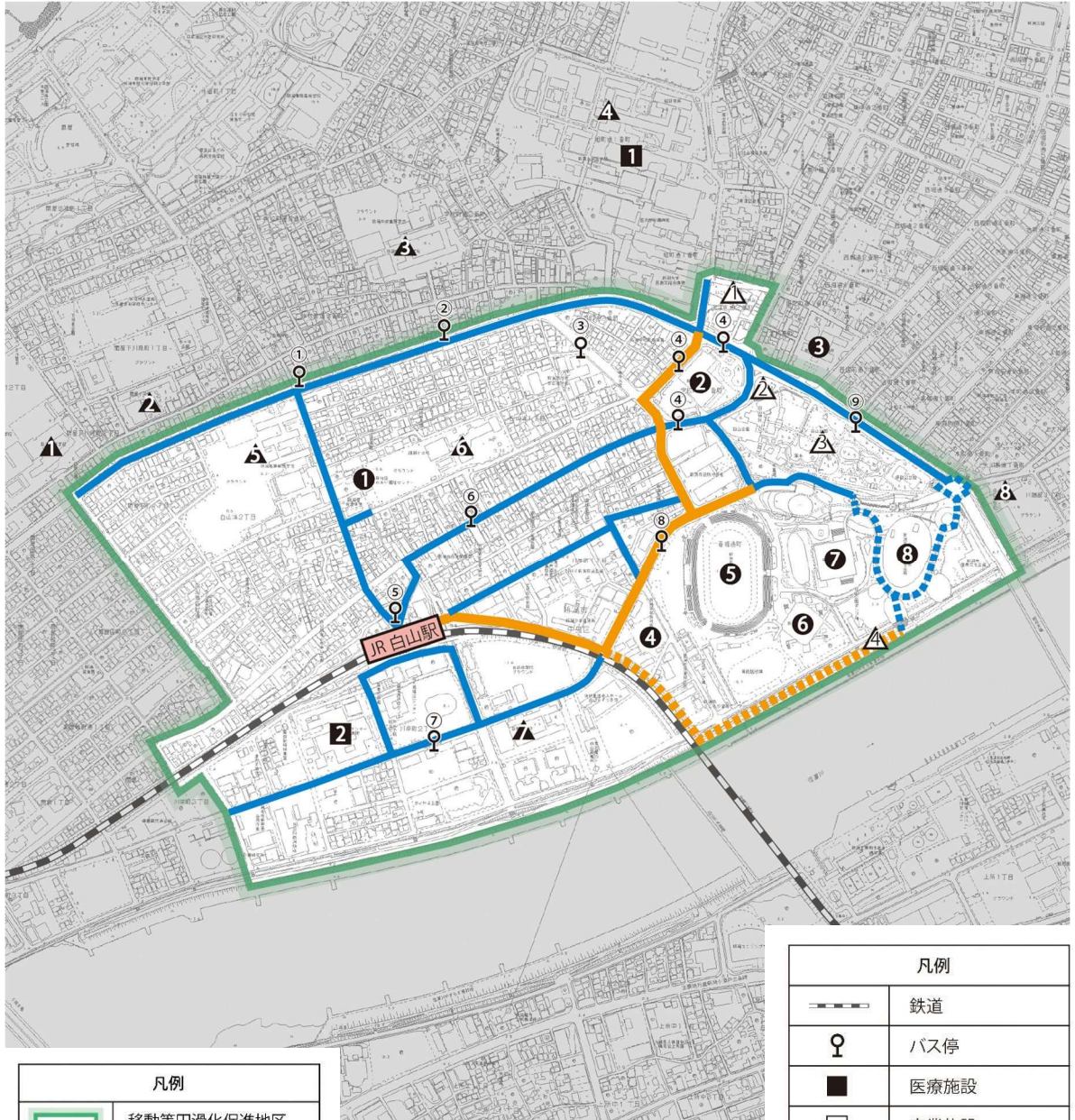
表 6-5 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・周辺案内施設の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT 技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・乗り場の整備 ・路面改良の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校、高等学校での啓発授業の実施

番号 3 はくさん 白山駅周辺地区



令和6年2月現在



凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	生活関連経路 (2階以上相当の高さ部分)
	その他の経路
	その他の経路 (2階以上相当の高さ部分)
	旅客施設

※建築物は2,000㎡以上のもの、
公園はトイレのある公園を対象

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

表 6-6 主な施設 (JR 白山駅周辺)

種別	番号	施設名称	種別	番号	施設名称
停留所	①	学校町三番町	公共施設	⑥	新潟市体育館
	②	新潟中央高校前		⑦	県民会館
	③	学校町一番町		⑧	りゅーとぴあ (新潟市民芸術文化会館)
	④	市役所前	学校	▲1	新潟高等学校
	⑤	白山駅前		▲2	関屋小学校
	⑥	白山浦		▲3	新潟中央高等学校
	⑦	がんセンター前		▲4	新潟大学 (医学部、歯学部)
	⑧	陸上競技場前		▲5	新潟商業高等学校
	⑨	白山公園前		▲6	鏡淵小学校
医療施設	■1	新潟大学医歯学総合病院		▲7	白新中学校
	■2	新潟県立がんセンター新潟病院		▲8	白山小学校
公共施設	①	白新コミュニティハウス	▲1	いこい公園	
	②	新潟市役所	▲2	一番堀広場	
	③	新潟地方裁判所、新潟簡易裁判所	▲3	白山公園	
	④	新潟家庭裁判所	▲4	やすらぎ堤左岸 (県民会館前)	
	⑤	新潟市陸上競技場			



写真 6-15 JR 白山駅



写真 6-16 新潟大学医歯学総合病院



写真 6-17 新潟市役所

(4) 寺尾駅^{てらお}周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	28.5ha	
旅客施設	JR 寺尾駅	3,558 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	7 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、砂丘の中腹部に位置し、南北方向に高低差があり駅の南西方面に坂を下った地点に西区役所、坂井輪^{さかいわ}地区公民館、西区社会福祉協議会西福祉事務所等があります。寺尾駅の北側が高く、老人憩いの家寺尾荘までも緩やかな上りとなっています。寺尾駅は周辺住民が多く利用されており、西区役所、坂井輪^{さかいわ}地区公民館も路線バスや自家用車で多くの人が来訪する地区です。

居住人口が多く、通勤・通学者、ベビーカーを利用する家族等にも対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレ外へ音や表示による連絡もできるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

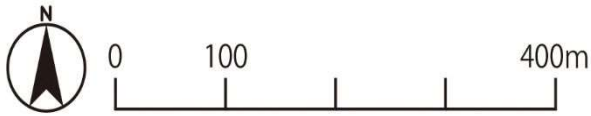
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくれます。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

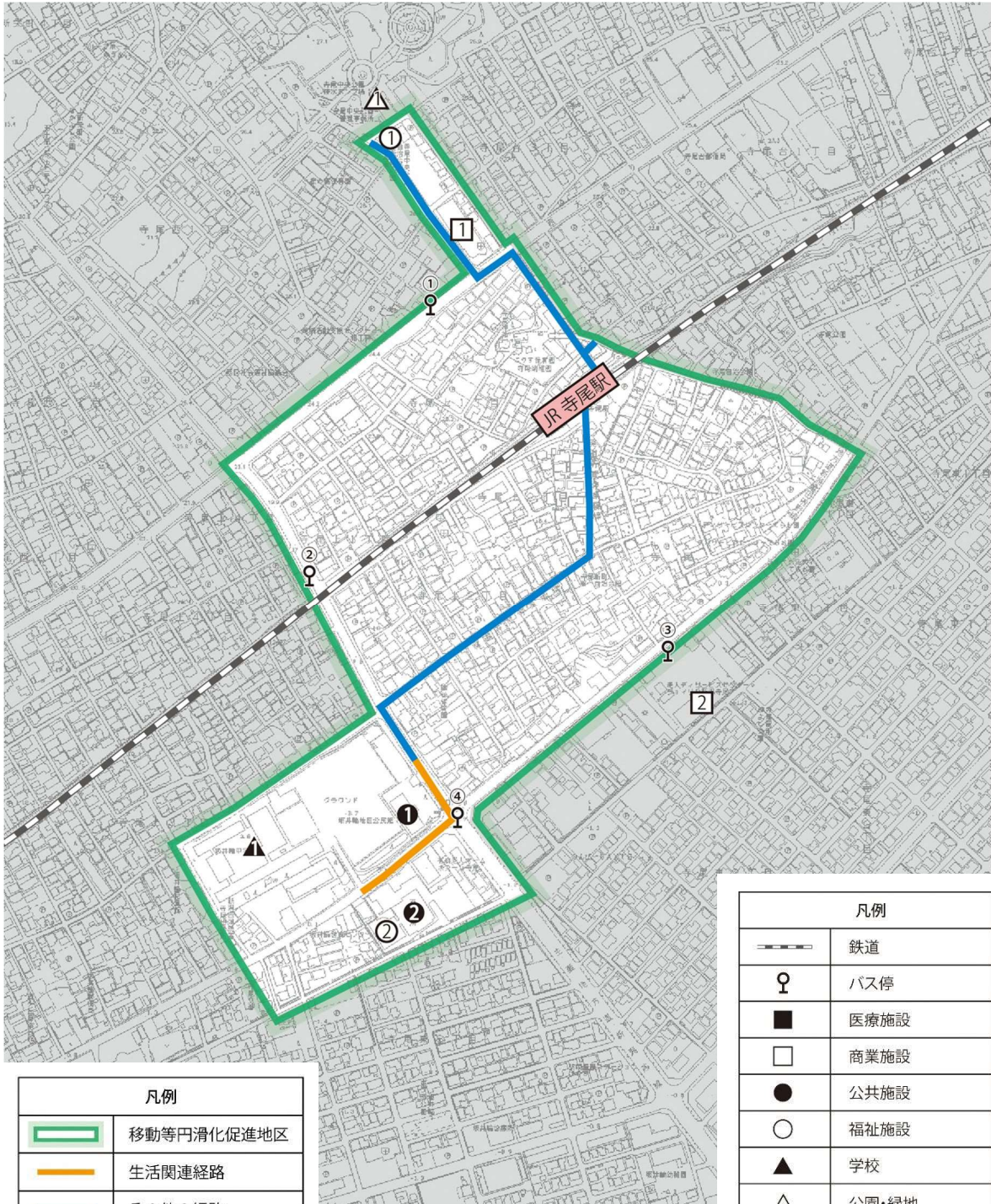
表 6-7 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーン の整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心の バリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号4 てらお 寺尾駅周辺地区



令和6年2月現在



凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

※建築物は2,000㎡以上のもの、公園はトイレのある公園を対象

表 6-8 主な施設 (JR 寺尾駅周辺)

種別	番号	施設名称
停留所	①	寺尾公園前
	②	寺尾駅入口
	③	寺尾駅前通
	④	西区役所前
商業施設	①	マルイ寺尾台店
	②	蔦屋書店バルパルレ寺尾店

種別	番号	施設名称
公共施設	①	坂井輪地区公民館、坂井輪図書館
	②	西区役所
福祉施設	①	老人憩の家寺尾荘
	②	西区社会福祉協議会西福祉事務所
学校	▲	坂井輪中学校
公園・緑地	▲	寺尾中央公園



写真 6-18 JR 寺尾駅



写真 6-19 坂井輪地区公民館



写真 6-20 西区役所



写真 6-21 坂井輪地区公民館前の道路



写真 6-22 寺尾駅前の道路

(5) ^{うちの}内野駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	11.0ha	
旅客施設	JR 内野駅	4,310 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	4 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、内野駅が JR の折り返し運転が行われる駅であることや、西区役所の出張所や公民館があるなど、西区の拠点となっている地区です。地区から少し離れていますが、新潟大学や新潟文理高等学校まで、駅から歩く学生や生徒も多く、周辺住民だけでなく来訪者も多い地区です。

そのため、ベビーカーを利用する家族等や、通勤・通学にも対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレ外へ音や表示による連絡もできるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

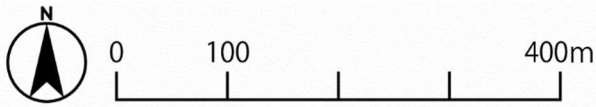
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくります。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

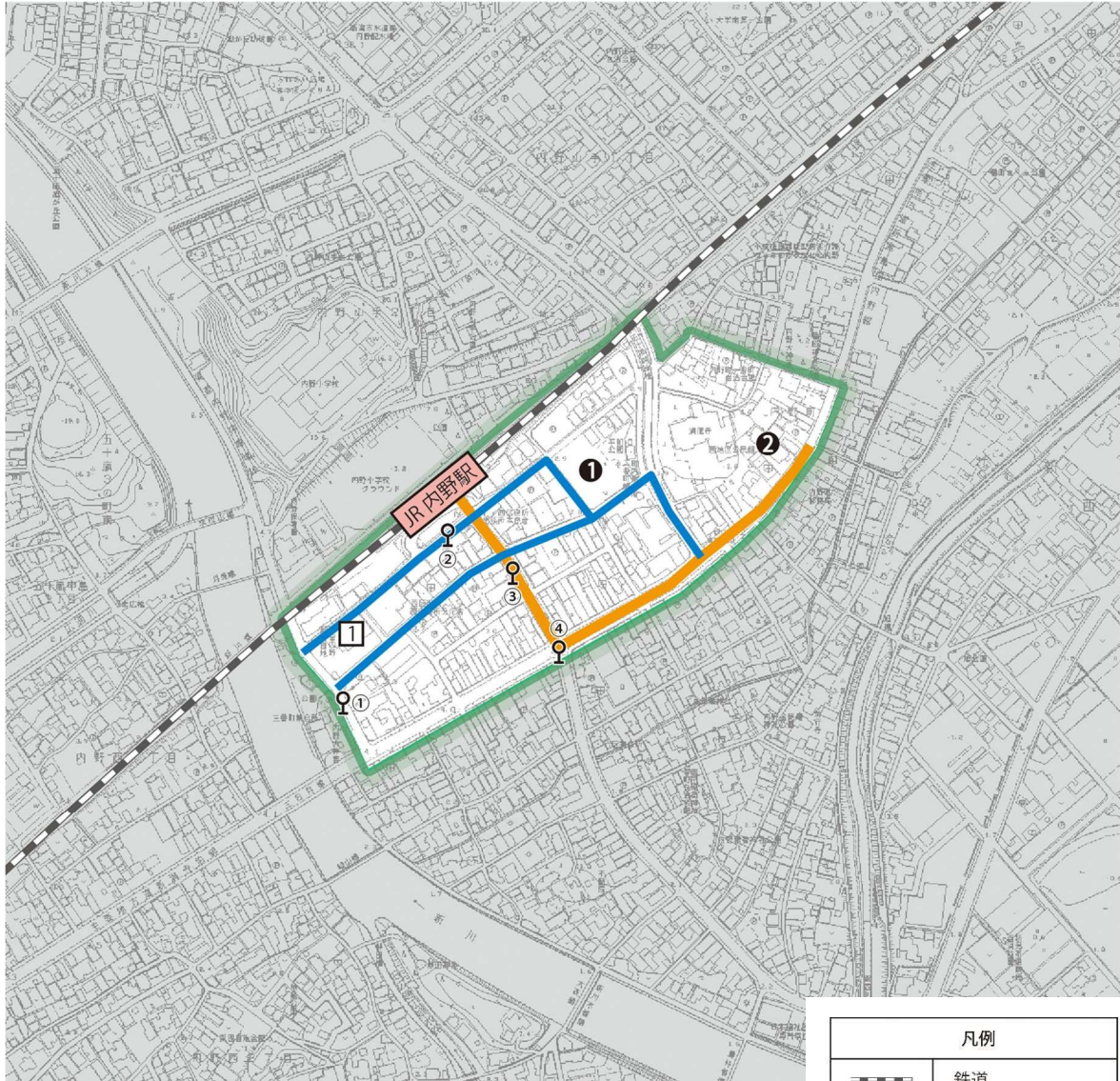
表 6-9 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号5 うちの
内野駅周辺地区



令和6年2月現在



※建築物は2,000㎡以上のもの

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

表 6-10 主な施設（JR 内野駅周辺）

種別	番号	施設名称
停留所	①	内野駅前
	②	内野駅南口
	③	内野駅前
	④	内野四ツ角
商業施設	①	ichiman
公共施設	①	西区役所西出張所、 内野まちづくりセンター
	②	西地区公民館、内野図書館



写真 6-23 JR 内野駅



写真 6-24 内野まちづくりセンター



写真 6-25 内野駅前交差点

(6) ^{かめだ} 亀田駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	75.4ha	
旅客施設	JR 亀田駅	9,308 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	11 施設（特定旅客施設含）	

■ 地区の特徴

当地区は、新潟ふれ愛プラザなどの障がい者施設、新潟向陽高等学校などの教育施設、亀田公園や地域交流センターなどの公共施設が立地する江南区の拠点となっている地区です。また、亀田駅からは両川、大江山、横越などの地区や、大型商業施設など区内の各地へ向かう住民バスや区バス、路線バスが運行しており、多くの方が利用されています。

そのため、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等、この地区への多様な利用者に対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口

における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

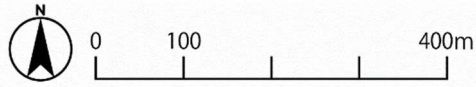
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくります。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

表 6-11 各項目の実施内容イメージ

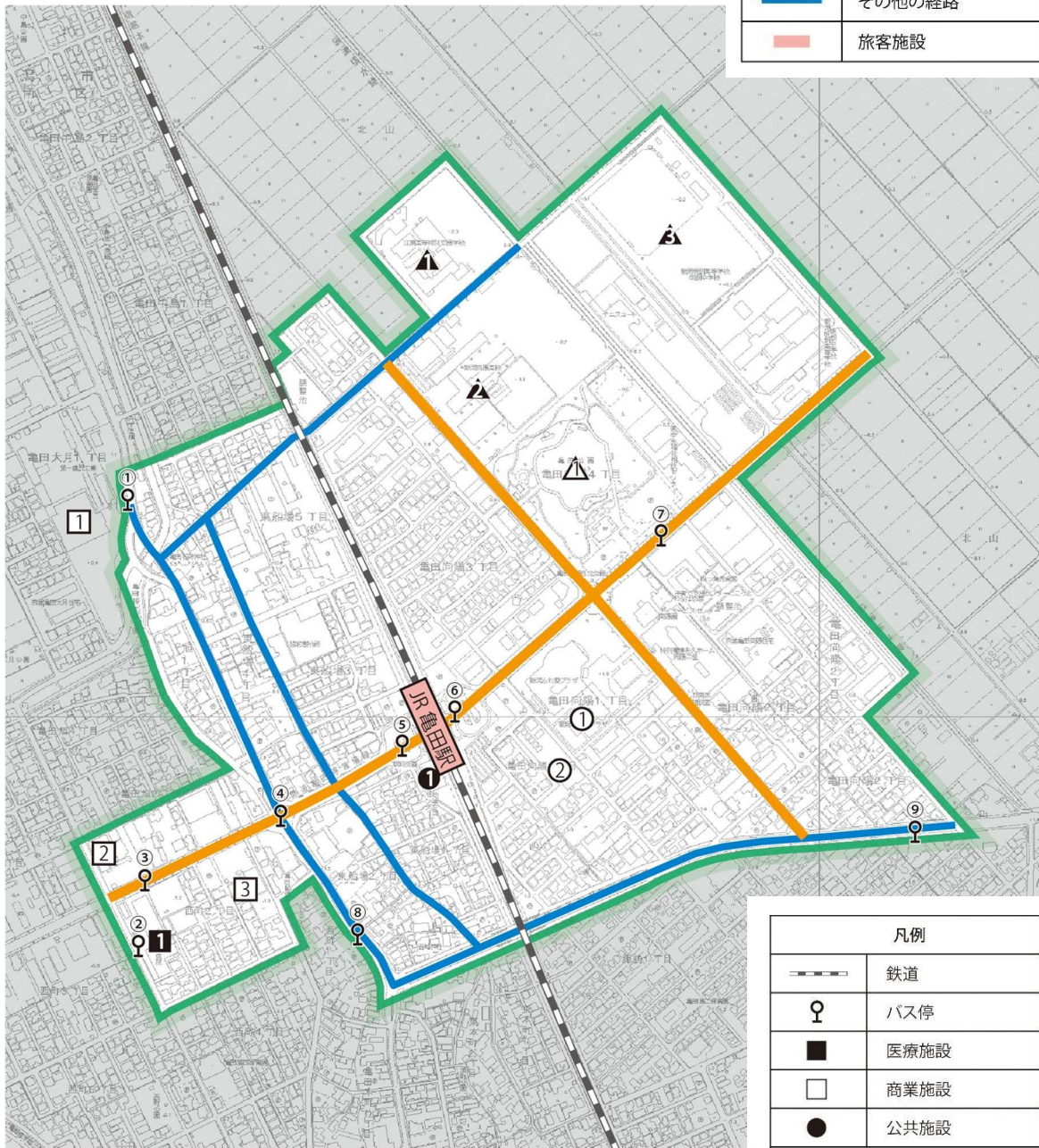
項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT 技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号 6 かめた 亀田駅周辺地区



令和6年2月現在

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設



※建築物は2,000㎡以上のもの、
公園はトイレのある公園を対象

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

表 6-12 主な施設（JR 亀田駅周辺）

種別	番号	施設名称	種別	番号	施設名称
停留所	①	福寿団地	商業施設	①	ウオロク亀田店
	②	亀田第一病院		②	ひらせいホームセンター亀田店
	③	亀田第一病院前		③	コメリH&G亀田店
	④	亀田駅前	公共施設	①	亀田駅前地域交流センター
	⑤	亀田駅西口		福祉施設	①
	⑥	亀田駅東口	②		ハートフルケア亀田向陽
	⑦	亀田公園前	学校	▲1	江南高等特別支援学校
	⑧	亀田下町		▲2	新潟向陽高等学校
	⑨	稲葉		▲3	新潟明訓中学校 新潟明訓高等学校
医療施設	■1	亀田第一病院	公園・緑地	▲	亀田公園



写真 6-26 JR 亀田駅



写真 6-27 亀田駅前地域交流センター



写真 6-28 ふれ愛プラザ



写真 6-29 亀田駅前交差点

(7) ^{とよさか}豊栄駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	34.9ha	
旅客施設	JR 豊栄駅	5,770 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	9 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、北区役所や北区文化会館、豊栄図書館、葛塚^{くづつか}コミュニティセンター、豊栄病院などがある北区の拠点となっている地区です。また、豊栄駅からは、新潟医療福祉大学への送迎バスや住民バス、区バス、路線バスが運行しており、多くの方が利用されています。

そのため、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等、この地区への多様な利用者に対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

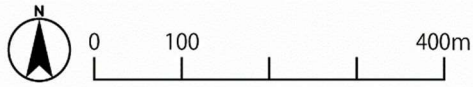
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくれます。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

表 6-13 各項目の実施内容イメージ

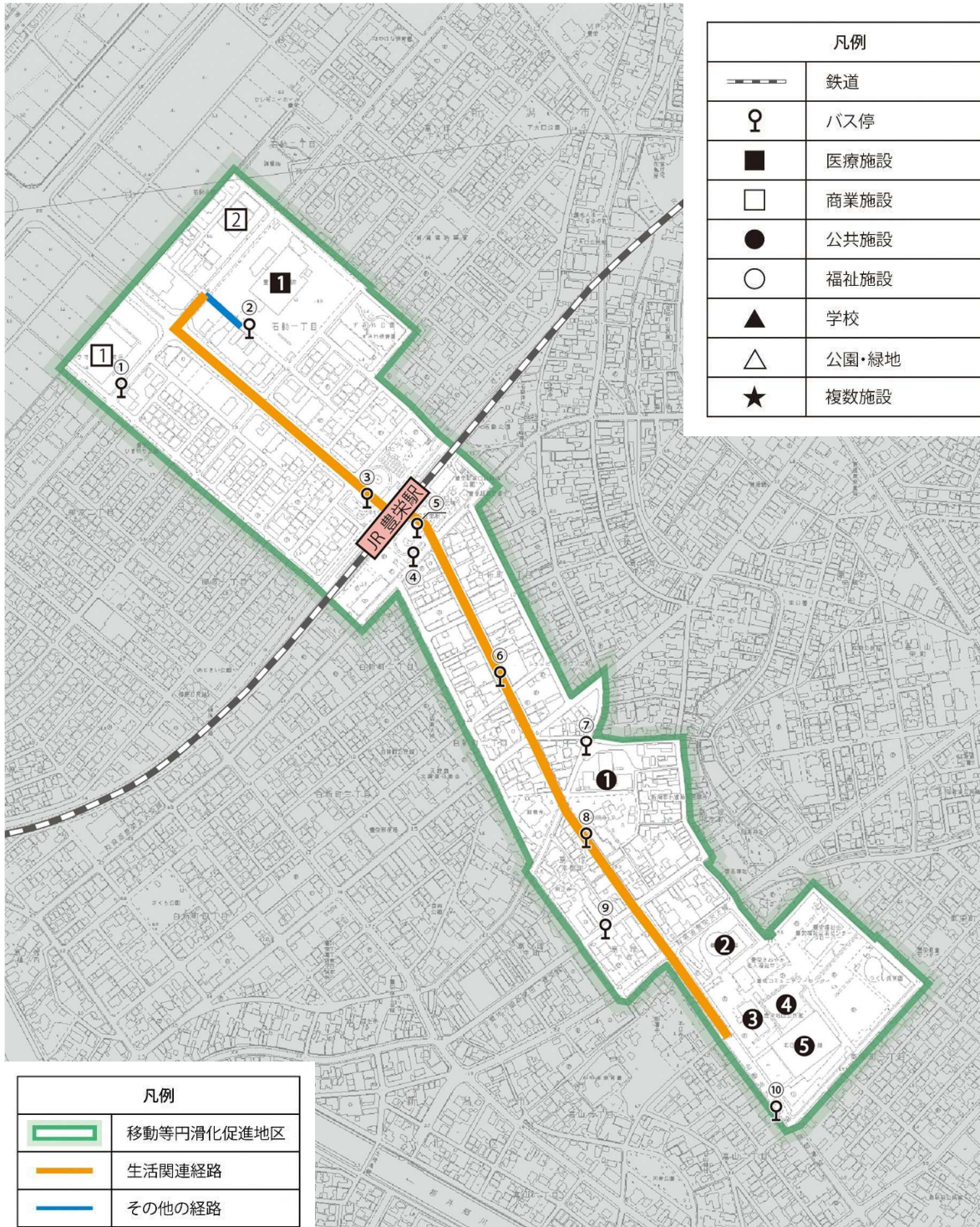
項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT 技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号7 とよさか 豊栄駅周辺地区



令和6年2月現在

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設



凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

※建築物は 2,000 m²以上のもの

表 6-14 主な施設 (JR 豊栄駅周辺)

種別	番号	施設名称	種別	番号	施設名称
停留所	①	石動一丁目	医療施設	①	豊栄病院
	②	豊栄病院		商業施設	①
	③	豊栄駅北口	②		しまむら豊栄店
	④	豊栄駅南口	公共施設	①	葛塚コミュニティセンター
	⑤	豊栄駅前		②	豊栄図書館
	⑥	白新町		③	豊栄地区公民館
	⑦	青木整形外科医院前		④	北区役所
	⑧	葛塚		⑤	北区文化会館
	⑨	葛塚仲町			
	⑩	北区役所・文化会館前			



写真 6-30 JR 豊栄駅



写真 6-31 北区役所



写真 6-32 北区文化会館



写真 6-33 豊栄病院

えちごいしやま
(8) 越後石山駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	12.8ha	
旅客施設	JR 越後石山駅	3,226 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	3 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、東区役所石山出張所や石山図書館、石山地区公民館、石山南まちづくりセンターなどの公共施設があり、東区の拠点となっている地区です。また、越後石山駅周辺には多くの住民が居住しており、高齢者や障がい者をはじめ多くの方が利用しています。

そのため、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等、多様な利用者に対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレ外へ音や表示による連絡もできるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくれます。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

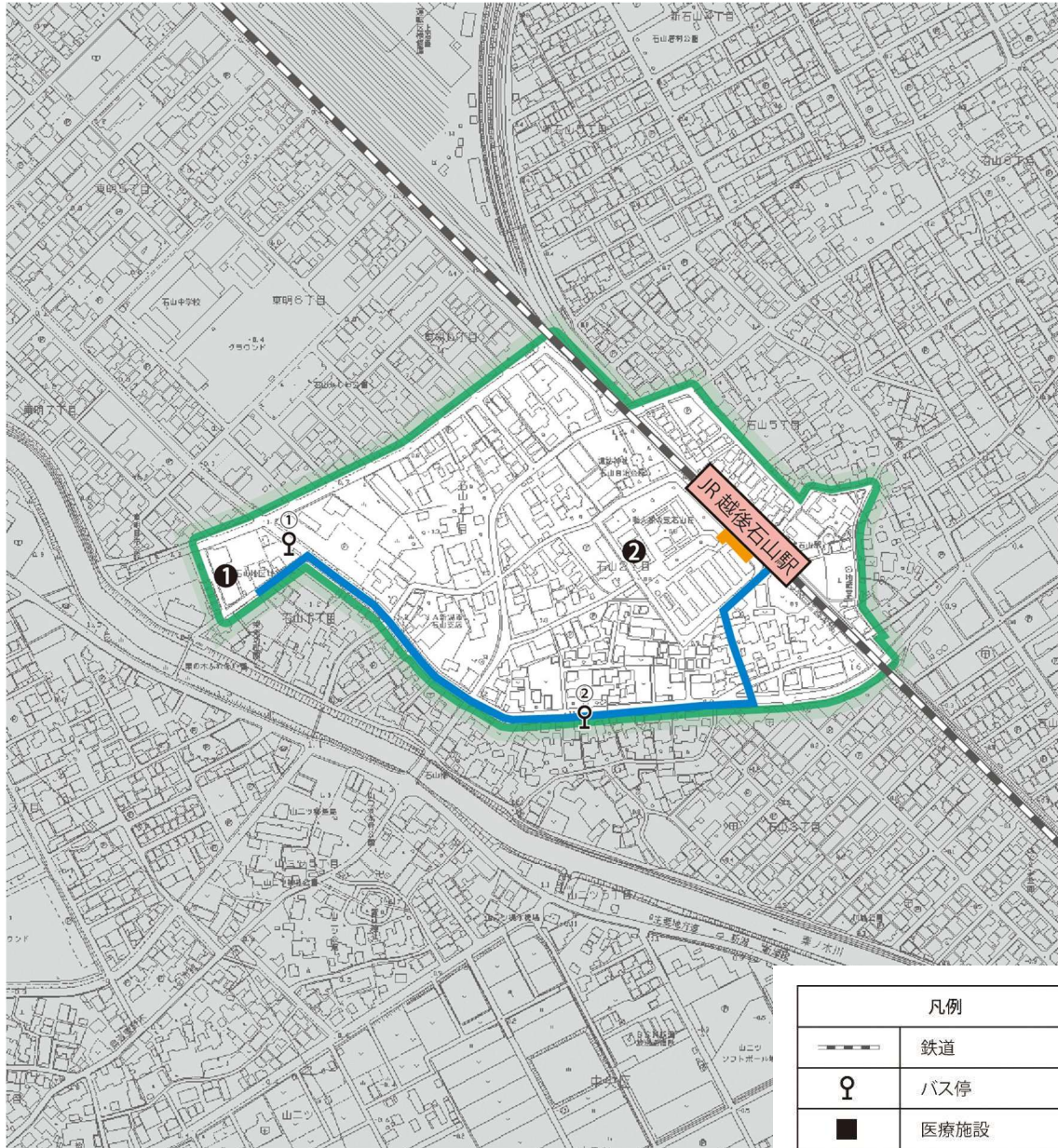
表 6-15 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号 8 えちごいしやま
越後石山駅周辺地区



令和6年2月現在



※建築物は 2,000 m²以上のもの

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

表 6-16 主な施設（JR 越後石山駅周辺）

種別	番号	施設名称
停留所	①	石山出張所前
	②	石山
公共施設	①	石山地区センター (東区役所石山出張所、石山図書館、石山地区公民館)
	②	石山南まちづくりセンター



写真 6-34 JR 越後石山駅



写真 6-35 石山地区センター



写真 6-36 石山地区センター前の道路

ふるまち ほんちよう
(9) 古町・本町地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	159.4ha	
旅客施設	古町停留所	古町：6,056 人/日（2023 年 4 月）
	本町停留所	本町：3,850 人/日（2023 年 4 月）
主な生活関連施設	7 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、古くからの新潟市の中心地であり、新潟駅から万代、古町のエリアを結ぶ「にいがた 2km」を含んでいます。古町や本町は、信濃川と並行した通りや堀、それらと直交した小路などによって古くからの街並みを形成し、それらの繋がりを活かし、回遊性を高めている地区です。また、歴史的・文化的な街並みや古町芸妓や料亭などの花街文化が保存・継承されています。

そのため、昼も夜も楽しめるコンテンツが充実し、観光客等が多く訪れ、周辺地区も含め、まちあるき観光や新潟の食が楽しめる拠点的なエリアとなっているなど、市内で重点的にバリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。

- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

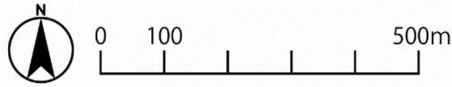
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくります。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

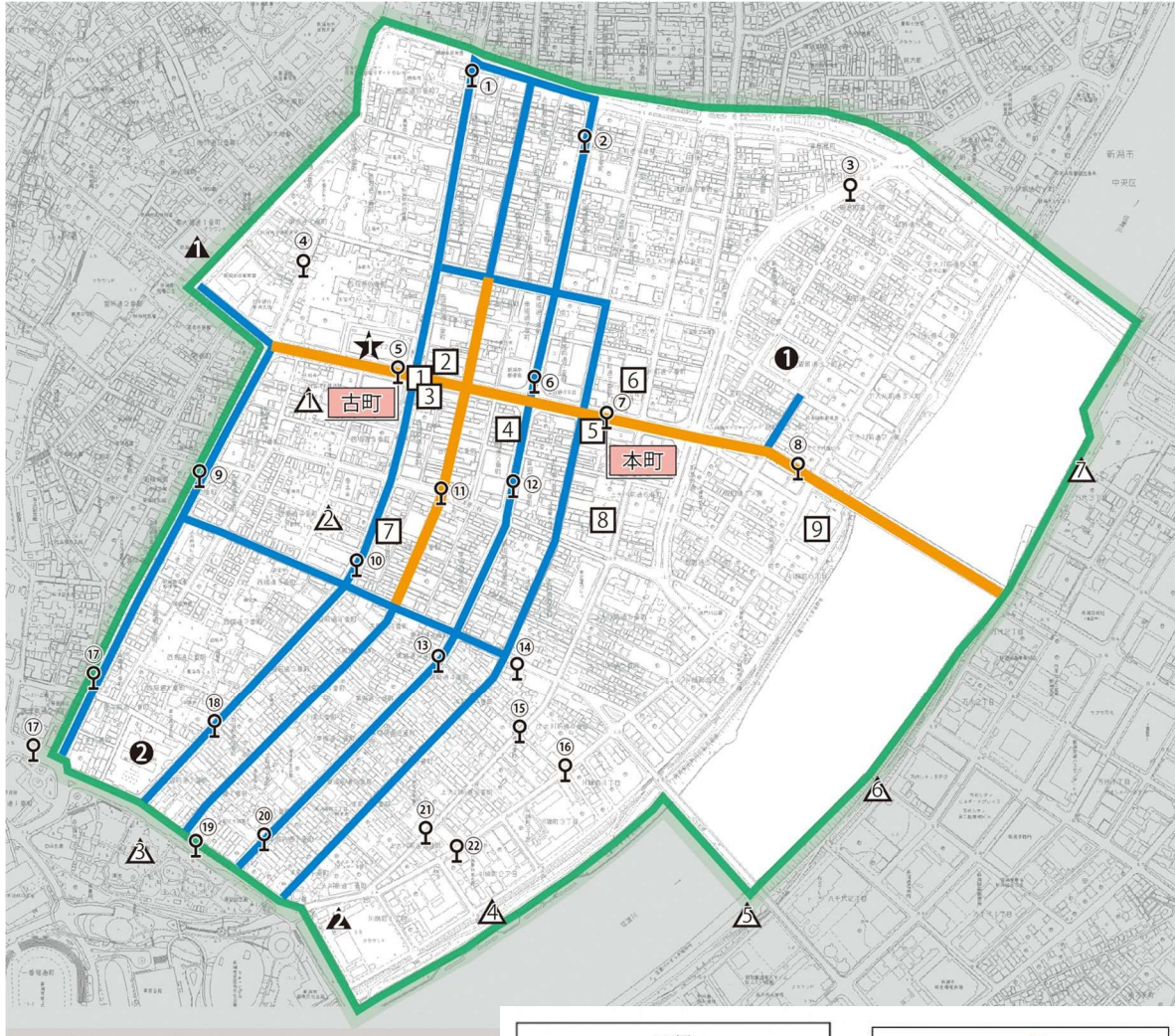
表 6-17 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・周辺案内施設の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT 技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・乗り場の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号9 ふるまち ほんちよう
古町・本町地区



令和6年2月現在



※建築物は2,000㎡以上のもの、
公園はトイレのある公園を対象

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

◎萬代橋における点字ブロックの取り扱いについて
 萬代橋上の点字誘導ブロックについては下記理由により設置しないこととする。
 ・橋詰広場までは点字誘導ブロックが高欄付近まで設置されており、橋上は高欄で誘導できる。
 ・萬代橋上には経路に分岐がないことや交差する歩道、エレベーター等がない。
 ・点字誘導ブロックの設置は視覚障がい者には利便性が向上するが、車いす利用者の利便性を損なう問題（平坦性）がある。
 ・舗装色を区分（御影石・排水性舗装）することで輝度差を確保している。
 ・萬代橋は重要文化財に指定されている。
 ※なお上記事情について新潟県視覚障害者友好協議会へ説明し了解を得ている。

表 6-18 主な施設（古町停留所、本町停留所周辺）

種別	番号	施設名称
停留所	①	西堀通八番町
	②	東堀通九番町
	③	秣川岸通
	④	南浜通
	⑤	古町
	⑥	東堀通七番町
	⑦	本町
	⑧	礎町
	⑨	東中通
	⑩	西堀通四番町
	⑪	新津屋小路
	⑫	東堀通六番町
	⑬	東堀通四番町
	⑭	本町通五番町
	⑮	上大川前通三番町
	⑯	川端町四丁目
	⑰	市役所前
	⑱	西堀通二番町
	⑲	白山公園前
	⑳	東堀通一番町
	㉑	上大川前通二番町
	㉒	川端町二丁目

種別	番号	施設名称
商業施設	①	西堀ローサ
	②	古町ルフル
	③	Co-C.G.
	④	アパホテル〈新潟古町〉
	⑤	カントリーホテル新潟
	⑥	東横INN新潟古町
	⑦	ヤマシタ新潟古町店
	⑧	イトーヨーカドー丸大新潟店
	⑨	ホテルオークラ新潟
公共施設	①	中央公民館、クロスパルにいがた
	②	新潟地方裁判所、新潟簡易裁判所
学校	▲1	新潟小学校
	▲2	白山小学校
公園・緑地	▲1	むつみ公園
	▲2	新生公園
	▲3	白山公園
	▲4	やすらぎ堤左岸（昭和大橋下流）
	▲5	やすらぎ堤右岸（八千代橋脇）
	▲6	やすらぎ堤右岸（ビルボード前）
複数施設	▲	万代島緑地
	★	NEXT21



写真 6-37 古町ルフル



写真 6-38 古町停留所



写真 6-39 古町通 6 番町

(10) ^{にいつ}新津駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	32.6ha	
旅客施設	JR 新津駅	7,216 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	4 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、新津地域交流センターなどの福祉施設や新津図書館、新潟薬科大学など、秋葉区の拠点となっている地区です。また、新津駅からは、郊外商業施設など区内の各地へ向かう区バス、路線バスが運行しており、多くの方が利用されています。

そのため、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等、多様な利用者に対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

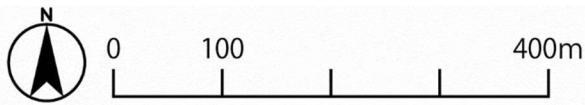
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくれます。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

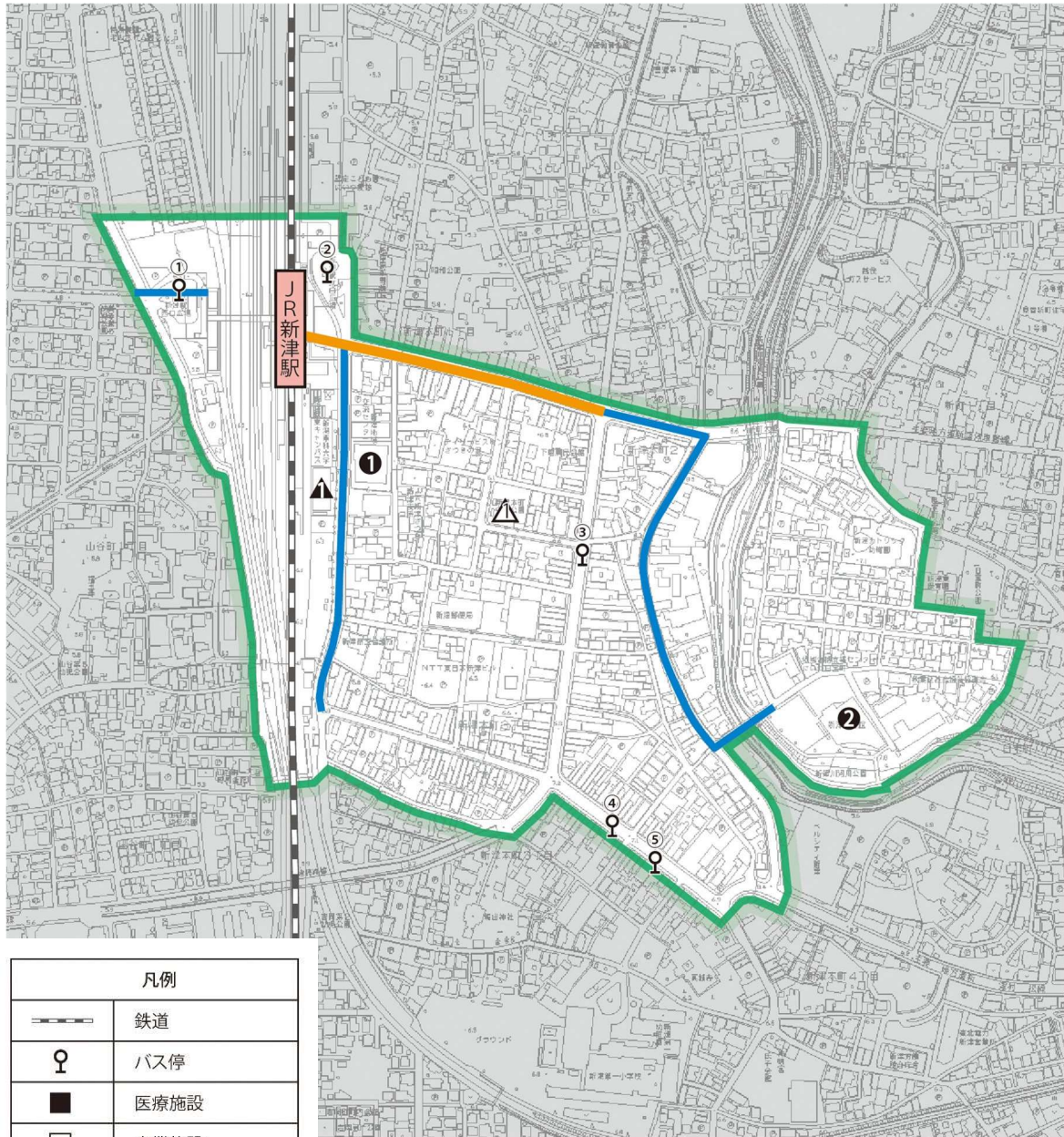
表 6-19 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号 10 新津駅周辺地区



令和6年2月現在



凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

※建築物は2,000㎡以上のもの、
公園はトイレのある公園を対象

表 6-20 主な施設（JR 新津駅周辺）

種別	番号	施設名称
停留所	①	新津駅（西口）
	②	新津駅（東口）
	③	本町二丁目
	④	本町三丁目
	⑤	本町四丁目
公共施設	❶	新津地域交流センター
	❷	新津図書館
学校	▲	新潟薬科大学 新津駅東キャンパス
公園・緑地	▲	新津本町中央公園



写真 6-40 JR 新津駅東口



写真 6-41 JR 新津駅西口



写真 6-42 新津図書館

(11) ^{みなみくやくしよ}南区役所周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	78.3ha	
旅客施設	能登停留所	127人/日（2023年度）
主な生活関連施設	12施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、南区役所や^{しろね}白根地域生活センター、^{しろね}白根健康福祉センターなどの福祉施設などがあり、区バス等により乗り換えると新潟白根総合病院へもアクセスできるなど、南区の拠点となっている地区です。

そのため、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等、多様な利用者に対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくれます。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

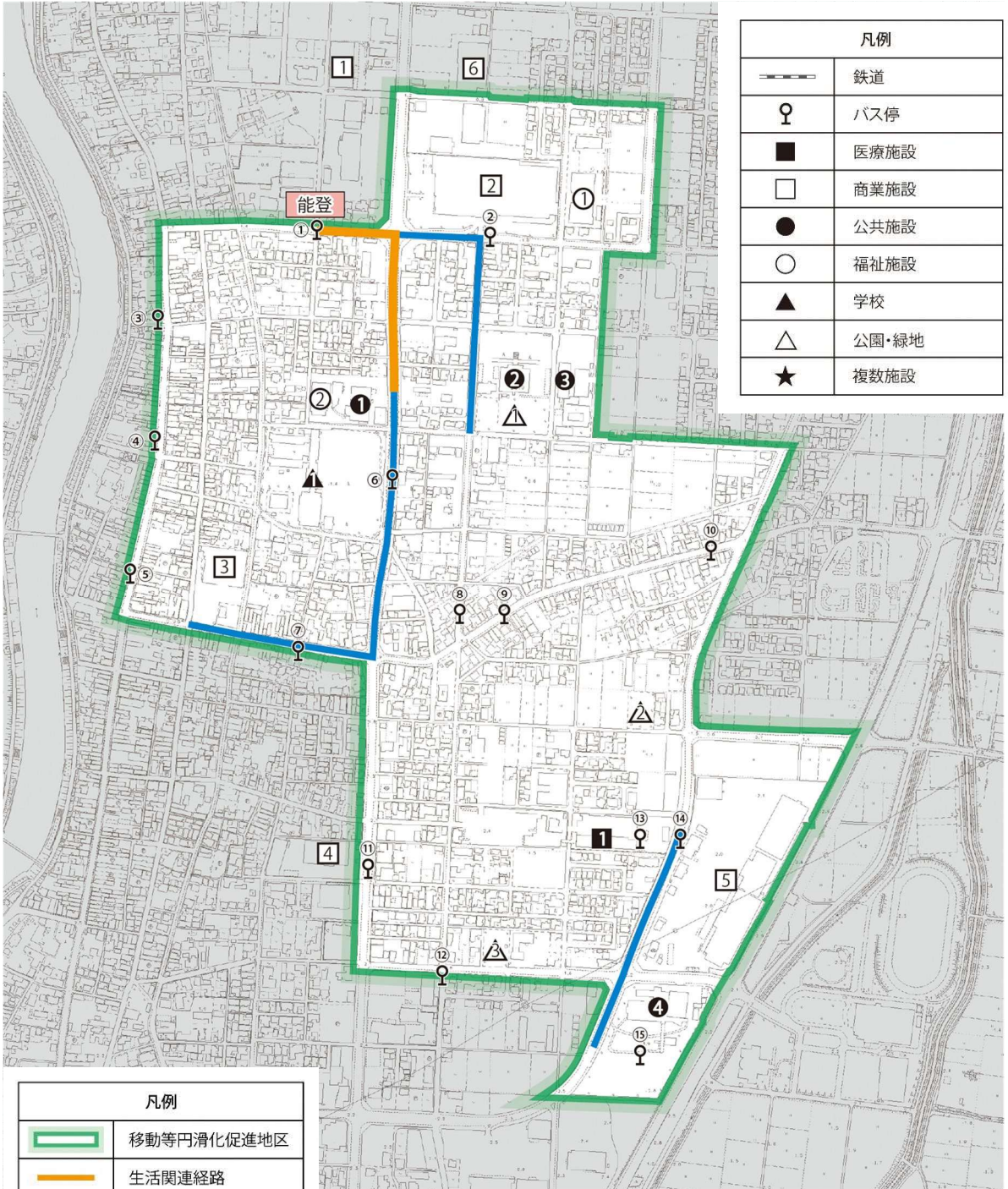
表 6-21 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

番号 11 みなみくやくしよ
南区役所周辺地区



令和6年2月現在



凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

※建築物は 2,000 m²以上のもの、
公園はトイレのある公園を対象

表 6-22 主な施設（能登停留所周辺）

種別	番号	施設名称	種別	番号	施設名称
停留所	①	能登	商業施設	①	コメリH&G白根店
	②	イオン白根店前		②	イオン白根店
	③	魚町		③	リオン・ドール白根店
	④	白根小学校入口		④	しまむら白根店
	⑤	五の町		⑤	しろねカイトタウン
	⑥	白根小学校前		⑥	ケーズデンキ白根店
	⑦	横町	公共施設	①	白根健康福祉センター
	⑧	中央通六（北）		②	南区役所
	⑨	中央通六		③	白根地域生活センター
	⑩	箕口		④	白根学習館、白根地区公民館
	⑪	白根桜町	福祉施設	①	特別養護老人ホーム 白根そよ風の杜
	⑫	南新町		②	白根児童センター
	⑬	新潟白根総合病院	学校	▲	白根小学校
	⑭	しろねカイトタウン前		公園・緑地	▲
	⑮	白根学習館	▲		みの口公園
医療施設	■	新潟白根総合病院	▲		南桜公園



写真 6-43 能登停留所



写真 6-44 南区役所



写真 6-45 新潟白根総合病院

にいがただいがくまえ
(12) 新潟大学前駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	37.9ha	
特定旅客施設	JR 新潟大学前駅	4,970 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	4 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、砂丘の中腹部に位置し、駅の南北方向で高低差があり、北側が高く、新潟大学まで緩やかな上りとなっています。周辺は居住者が多く、新潟大学の学生や、地区外ですが新潟文理高等学校も南西方向にあり、生徒も利用するなど、多くの方が利用する地区です。

そのため、通勤・通学などの利用者や、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等の住民など、多様な利用者に対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

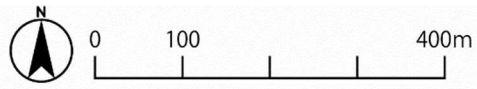
③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくります。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

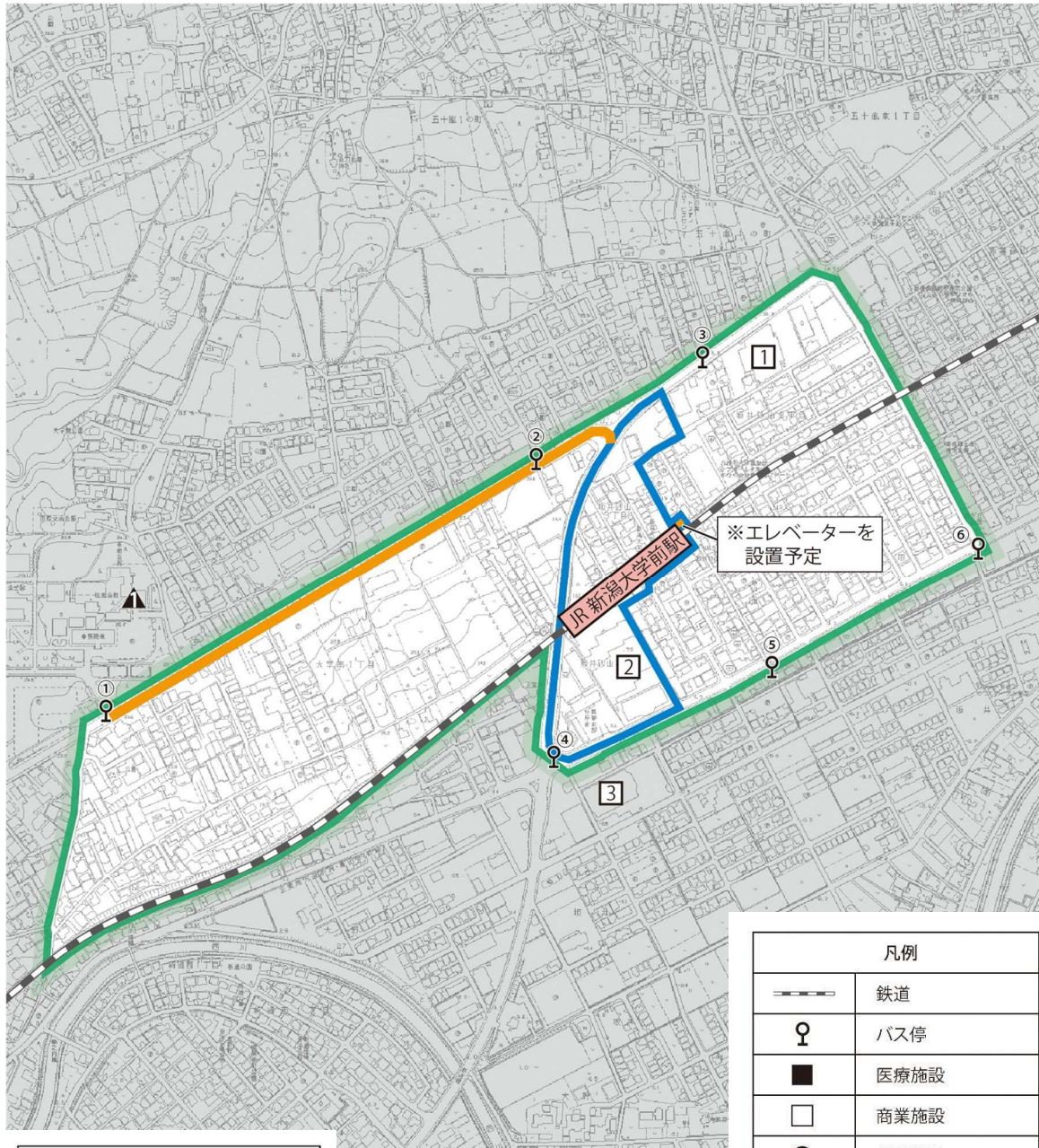
表 6-23 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT 技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

にいがただいがくまえ
番号 12 新潟大学前駅周辺地区



令和6年2月現在



凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

※建築物は 2,000 m²以上のもの

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設

表 6-24 主な施設（JR 新潟大学前駅周辺）

種別	番号	施設名称
停留所	①	新大正門
	②	新大国道口
	③	新大入口
	④	坂井
	⑤	西坂井
	⑥	上坂井
商業施設	①	清水フード大学前店
	②	ダイレックス 新潟大学前店
	③	ウオロク大学前店
学校	▲	新潟大学



写真 6-46 JR 新潟大学前駅



写真 6-47 新潟大学

(13) ^{まき}巻駅周辺地区

1) 地区の概要

面積（促進地区）	59.5ha	
旅客施設	JR 巻駅	3,808 人/日（2022 年度）
主な生活関連施設	8 施設（特定旅客施設含）	

■地区の特徴

当地区は、西蒲区役所や巻地区公民館、巻文化会館、巻総合高等学校、新潟西蒲メディカルセンターなど、西蒲区の拠点となっている地区です。また、巻駅からは、区内の各地へ向かう区バス、路線バスが運行しており、多くの方が利用されています。

そのため、高齢者や障がい者、ベビーカーを利用する家族等、多様な利用者に対応する地区として、バリアフリー化を進めるべき地区の一つです。

2) バリアフリー方針

①生活関連経路

- ・歩道は十分な幅員を確保し、視覚障害者誘導用ブロックを整備するとともに、交差点におけるエスコートゾーンとの連続性を確保します。
- ・交差点部では、音響式信号機やエスコートゾーンの他、スマートフォンを活用した信号の案内・誘導設備を検討・整備します。
- ・道路上の案内施設は、点字・音声による案内を付加するなど、障がい者も認識できるように配慮します。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等の設置を検討します。
- ・降雪・積雪時は、消・融雪施設や除雪により、安心・安全な移動空間の確保を行います。

②生活関連施設

- ・平面移動では、凹凸などを解消するとともに、夜間においても、安心安全に移動できるようにします。
- ・各施設の出入口がわかるような案内表示・音声装置等を整備するとともに、案内・誘導は、ピクトグラム等を利用しながら、わかりやすくします。
- ・上下移動の必要な箇所にはエレベーター等を設置します。
- ・駅などの旅客施設内の券売機等は、使いやすくなるように、整備します。
- ・駅や停留所は、視覚障害者誘導用ブロック等を整備し乗降しやすくします。
- ・多機能トイレを整備するとともに、緊急時にトイレの外へ音や表示による連絡ができるようにします。
- ・各旅客施設や生活関連施設においては、案内施設を整備するとともに、窓口における視覚・聴覚障がい者等への案内に取り組みます。

③心のバリアフリー

- ・歩行者や施設の利用者が、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい環境をつくれます。
- ・イベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

表 6-25 各項目の実施内容イメージ

項目	実施内容
生活関連経路	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道有効幅員の確保 ・路面の改良整備 ・勾配の改良整備 ・段差の解消 ・上下移動設備の整備 ・バス停の整備 ・照明の整備 ・視覚障害者誘導用ブロック、エスコートゾーンの整備 ・積雪・凍結対策 ・音響式信号機の整備 ・青延長用押ボタン付き信号機の整備 ・ICT 技術を活用した信号装置の検討・整備 ・視覚、聴覚、触覚による案内施設の整備
生活関連施設	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口の整備 ・上下移動設備の整備 ・案内施設の整備 ・券売機の整備 ・路面の整備 ・照明の整備 ・トイレの整備 ・視覚障害者誘導用ブロック等の整備 ・窓口における視覚・聴覚障がい者等への対応
心のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発イベント等の実施 ・小中学校での啓発授業の実施

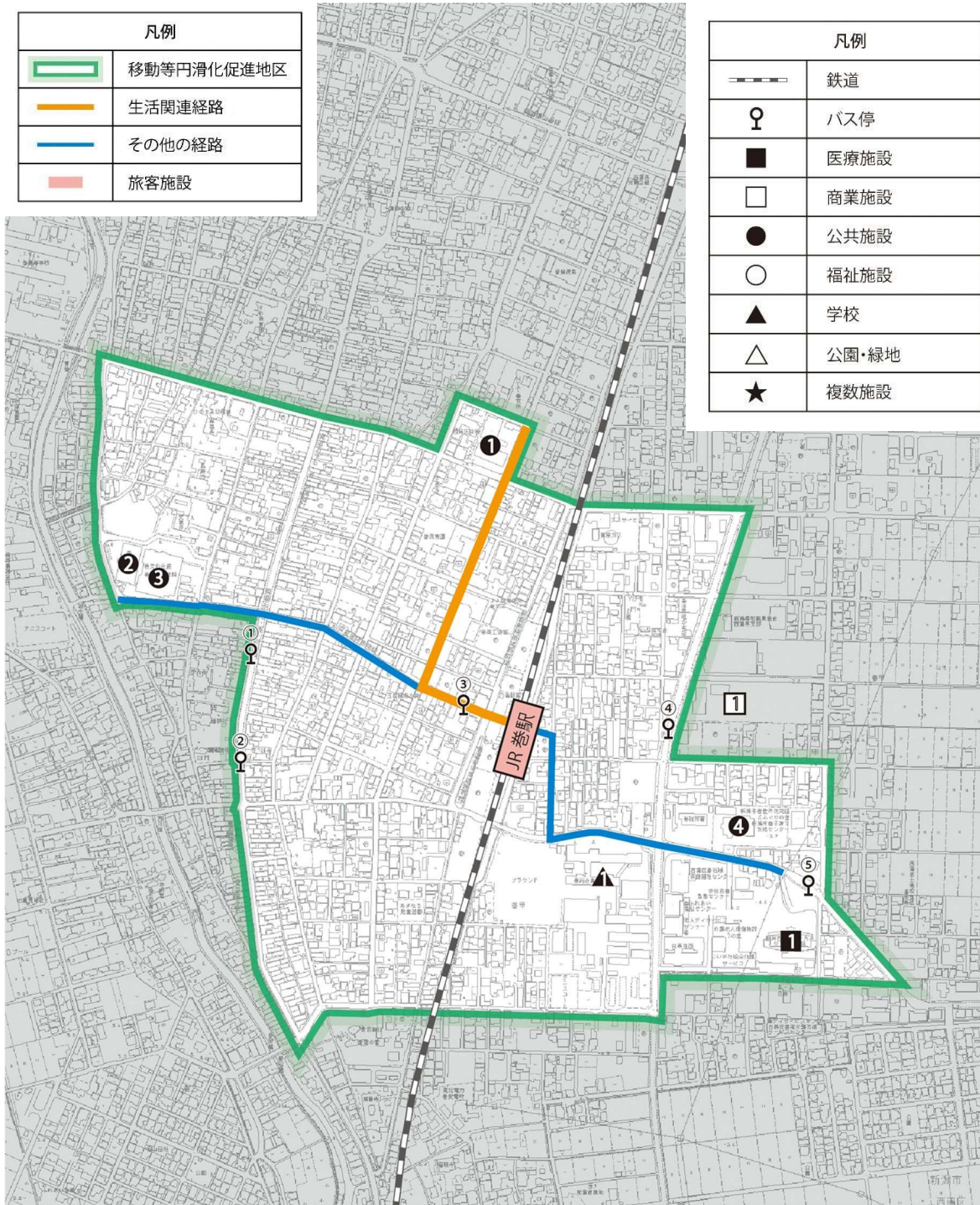
番号 13 まき 巻駅周辺地区



令和6年2月現在

凡例	
	移動等円滑化促進地区
	生活関連経路
	その他の経路
	旅客施設

凡例	
	鉄道
	バス停
	医療施設
	商業施設
	公共施設
	福祉施設
	学校
	公園・緑地
	複数施設



※建築物は 2,000 m²以上のもの

表 6-26 主な施設（JR 巻駅周辺）

種別	番号	施設名称	種別	番号	施設名称
停留所	①	巻本町通	公共施設	①	西蒲区役所
	②	神明町		②	巻体育館
	③	巻駅前		③	巻地区公民館、巻文化会館
	④	東六区中央		④	巻図書館
	⑤	メディカルセンター病院前	学校	▲	巻総合高等学校
医療施設	■	新潟西蒲メディカルセンター病院			
商業施設	□	チャレンジャー巻店			



写真 6-48 JR 巻駅



写真 6-49 巻文化会館



写真 6-50 西蒲区役所

第7章 届出制度 ～旅客施設等で届出が必要になります～

移動等円滑化促進地区では、旅客施設の出入口で生活関連経路と接する部分を工事する場合や、生活関連経路で旅客施設の出入口と接する部分を工事する場合などは、工事に着手する30日前までに市町村に届け出ることとされています。

届出を受けた市町村は、届出に係る行為が移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認める場合、届出者に対し必要な措置を講じるよう要請できます。このような届出制度により、事業者と連携しながら移動等円滑化に配慮した整備が出来るよう調整を図ります。

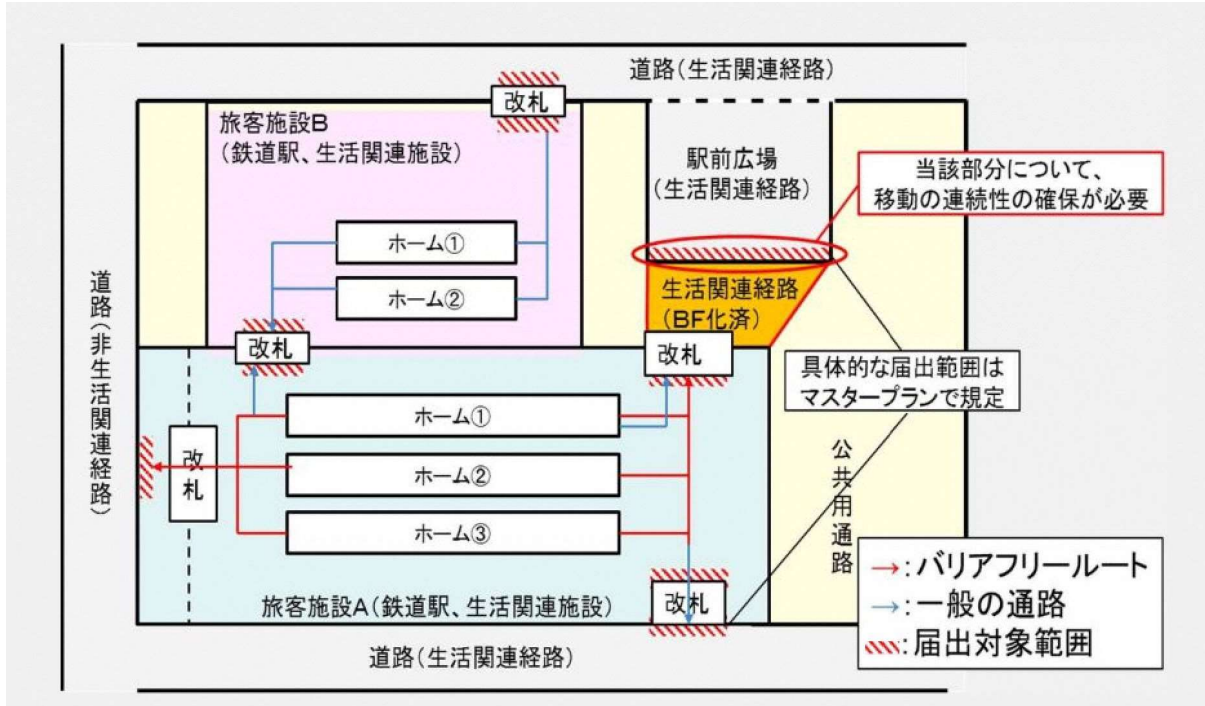
届出対象となる施設及び行為は次のとおりです。

表 7-1 届出対象となる行為

届出施設	届出対象となる行為（施行令第27条）
旅客施設 (主な生活関連施設)	下記の部分の新設、または構造もしくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅のホームやターミナルから他の旅客施設との間の経路 ・ 駅のホームやターミナルから生活関連経路である道路（駅前広場を含む道路法による道路）との間の経路 ・ 当該施設に接する公共用通路等（道路以外）^{※1※2}との間の経路 ・ 駅のホームやターミナルから連続したバリアフリールートとなる出入口
道路 (生活関連経路)	下記に接する道路（駅前広場を含む道路法による道路）の新設、改築、または修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客施設（生活関連施設）の出入口^{※2} ・ 旅客施設（生活関連施設）に接する公共用通路等（道路以外）^{※1※2}

※1 公共用通路：旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるもの

※2 下線部について移動等円滑化促進方針で指定するものとされている



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン※
 (※ここで示す「マスタープラン」とは、「移動円滑化促進方針」を示す)

図 7-1 届出対象範囲のイメージ (鉄道駅の例)

市内の駅出入口や駅前広場は基本的に県道または市道となっており、生活関連施設である旅客施設で出入口の新設や改良を行う際には、原則として届出の対象となります。また、通路による乗換経路がある場合や、駅出入口から道路に出るまでに道路以外の公共用通路等を経由する場合は、それらの通路等との間の経路に改良がある場合も届出対象とします（商業施設へ直結する出入口等は対象となりません）。

届出の対象となる事業として旅客施設周辺におけるまちづくり事業や駅前広場再編事業等が考えられます。これらはバリアフリー化促進への影響が大きいため、事業着手前の届出だけでなく、計画段階、設計段階において関係者間で十分な調整を図り、認識を共有する必要があります。

本市における届出の対象となる施設については表 7-2 の施設とします。

表 7-2 届出対象の施設

地区名	施設
にいがたばんだい 新潟万代地区	新潟駅
	万代シテイバスセンター
ばんだいじま 万代島地区	佐渡汽船
はくさん 白山駅周辺地区	白山駅
	市役所前バスターミナル
うちの 内野駅周辺地区	内野駅
かめだ 亀田駅周辺地区	亀田駅
とよさか 豊栄駅周辺地区	豊栄駅
えちごいしやま 越後石山駅周辺地区	越後石山駅
にいつ 新津駅周辺地区	新津駅
まき 巻駅周辺地区	巻駅

第8章 情報収集 ～各施設の情報提供にご協力ください～

バリアフリー設備の有無や設置している箇所の情報は、高齢者、障がい者等が当該施設を利用するために必要となります。

バリアフリー法では、移動等円滑化促進方針の中で情報提供について明記することで、公共交通事業者や道路管理者に対して、高齢者、障がい者が旅客施設や道路を利用するために必要な情報を市町村に提供することが義務付けられるようになります。また、路外駐車場管理者や公園管理者等は、高齢者、障がい者が施設を利用するために必要となる情報について、市町村への情報提供が努力義務となります。

情報提供の内容は、高齢者や障がい者等に配慮したエレベーターの設置やトイレの設置状況、駐車施設における障がい者用駐車スペースの設置状況などの情報です。

表 8-1 施設管理者からの情報提供

	情報提供者・施設	情報提供の内容	収集方法
義務	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客施設や公共交通事業者等 ・道路管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー設備の有無及びその設置状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該年度の末日までに本市に報告
努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物* ・路外駐車場 ・公園 		

※建築物

バリアフリー法の適用義務が生じる建築物は、以下の対象用途で2,000㎡以上のもの

1. 特別支援学校
2. 病院または診療所
3. 劇場、観覧場、映画館または演芸場
4. 集会場または公会堂
5. 展示場
6. 百貨店、マーケットなど
7. ホテルまたは旅館
8. 保健所、税務署など
9. 老人ホーム、福祉ホームなど
10. 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターなど
11. 体育館、水泳場もしくはボウリング場または遊技場
12. 博物館、美術館または図書館
13. 公衆浴場
14. 飲食店
15. 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行など
16. 車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物など
17. 自動車の停留または駐車のための施設
18. 公衆便所
19. 公共用歩廊

第9章 心のバリアフリー ～市民の皆さんで取り組みます～

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、生活関連施設や生活関連経路等のハード面だけではなく、市民一人ひとりが心のバリアを取り除き、高齢者や障がい者を含めた人々の多様性を、お互いに理解し、支え合う「心のバリアフリー」が重要です。



高いところにあるものを
取って渡す



災害時、要配慮者へ情報を
伝える



会議の資料を認識
出来るよう提供する

※「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」より抜粋

(1) 心のバリアフリーの必要性

バリアフリー法に基づく基本方針の改正（令和2年6月施行）では移動等円滑化の促進に関する住民等の理解の醸成及び協力の確保に関する事項を移動等円滑化促進方針に記載することが明記されました。

高齢者や障がい者等は、ハード面の整備により移動できることだけでなく、「周囲から一声かけてもらえること」や、「少し配慮してもらえること」など、日々の生活の中でお互いに思いやりのある行動が増えることで、安心安全に移動することが可能となります。そのためにも、心のバリアフリー化は必要です。

本市においても、市民一人ひとりが高齢者や障がい者等の立場に立った「心のバリアフリー」の意識を醸成していくため、無知による誤解や偏見を無くし「お互いに思いやる」ことを考え、行動に移せるような取り組みを推進します。

※誰でも当事者になる可能性があります

高齢者や障がい者等は、決して他人事ではなく、誰もが将来は高齢者となりますし、ケガをすることや病気となる可能性もあります。現在は健常者であっても、自分もいつかは当事者になることを意識することで、現在の高齢者や障がい者等が、困っていることを感じ取ることができます。



(2) 心のバリアフリーに向けた取り組み

新潟市地域福祉計画（令和3年3月）の基本理念では、「みんなで創ろう だれもが人や社会とつながり 認め、支えあい 自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市『にいがた』」を掲げています。加えて、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」や「改正障害者差別解消法」などの関連する法令等も考慮し、以下の取り組みを実施します。

高齢者や障がい者等が社会の一員として、地域の中で共に生活するため、地域や学校において、啓発活動を進めます。また、こころの健康センターなどの相談支援体制の充実や、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣、障がい者や高齢者との交流及び共同学習等の福祉教育の実施を行い、高齢者や障がい者等に対するバリアフリーの意識を高めます。また、公共交通事業者や生活関連施設管理者と連携し、マタニティマークやヘルプマークなどの各種マークの啓発・広報を行い、配慮が必要な人に関する正しい知識や理解の促進を図ります。

1) 市民の役割・取り組み

○高齢者や障がい者等が社会の一員として、地域の中で共に生活するため、地域や学校において、高齢者や障がい者等を含めた人々の多様性を理解し、バリアフリーの意識を高め、心のバリアフリーを推進する役割を担います。

<取り組み例>

- ・ マタニティマークや、ヘルプマークの普及啓発
- ・ 避難訓練等での要配慮者に対する対応を検討



図 9-1 マタニティマーク

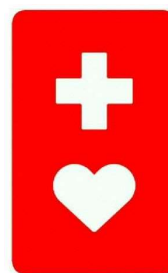


図 9-2 ヘルプマーク

○地元自治会や町内会の人たちが「ひとかきの除雪」などの協力を呼びかけることにより、地域の人たちのお互いのおもいやりと助け合いの心を育みます。

<取り組み例>

- ・ 積雪時に実施される「おもいやりのひとかき運動^{*}」

※平成7年から実施（12月～3月）しており
令和5年時点では市内562箇所を実施



資料：新潟市社会福祉協議会
写真 9-1 おもいやりのひとかき運動

○災害時において高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など、支援が必要となる可能性が高い方を「要配慮者」といい、特に留意して対応する必要があります。避難時には隣近所で声を掛け合い、高齢者や身体の不自由な方、子どもなどの避難に可能な範囲で協力します。避難所では要配慮者の障がい・体力などを考慮し、体育館であればなるべくトイレから近い場所を確保したり、教室等が使える場合は優先的に使用したりするなど、居住環境に配慮します。



図 9-3 避難のイメージ

2) 移動等円滑化促進地区における取り組み

① イベント時等を通じた障がい者に対する理解の促進

- 高齢者、障がい者等と交流する講習会、勉強会、スポーツ大会など、参画の場を設け、ふれあうことで、バリアフリーの意識や理解を深めます。

<取り組み例>

- ・パラスポーツ大会など、障がい者との交流会の実施



写真 9-2 新潟シティマラソンのユニバーサルラン

資料：新潟市（こうなんふれ愛まつり）
写真 9-3 高校生と障がいのある方とのダンスパフォーマンス

② 学校等における取り組み

- 学校などでの教育の一部として、疑似体験を通じ、高齢者や障がい者の理解を深めます。
- 配慮が必要な人に関するマーク（マタニティマークやヘルプマーク）の啓発など、ホームページや広報資料を作成し、広く周知を図ります。

<取り組み例>

- ・高齢者や障がい者の疑似体験会の実施
- ・共生条例周知啓発動画や市報にいがたによる周知啓発



写真 9-4 ろう者への理解を深める授業



写真 9-5 視覚障がい者の疑似体験

第10章 評価・見直し

バリアフリー法では、バリアフリーを進めるために具体的な施策や措置の内容について、関連する当事者参加の下、検証し、その結果に基づいて新たな施策や措置を講じることによって段階的・継続的な発展を図っていくことを国の果たすべき責務として位置づけており、地方公共団体においても、これに準ずるとされています。

また、バリアフリー法において、移動等円滑化促進方針や移動等円滑化基本構想を作成した場合は、概ね5年ごとに実施状況の調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは移動等円滑化促進方針や基本構想を変更することとされています。

本市では、移動等円滑化促進方針の目標年次を10年後である概ね2033年(令和15年)としています。

社会状況の変化や周辺開発計画の熟度の変化で事業の進捗が変わることを踏まえ、5年後である2029年(令和11年)に中間評価を実施することとします。実施方法としては、都市の開発状況や移動等円滑化促進地区におけるバリアフリー施設の整備状況などの調査を行い、移動等円滑化促進地区の区域や、主な生活関連経路、主な生活関連施設の見直しなどを実施します。

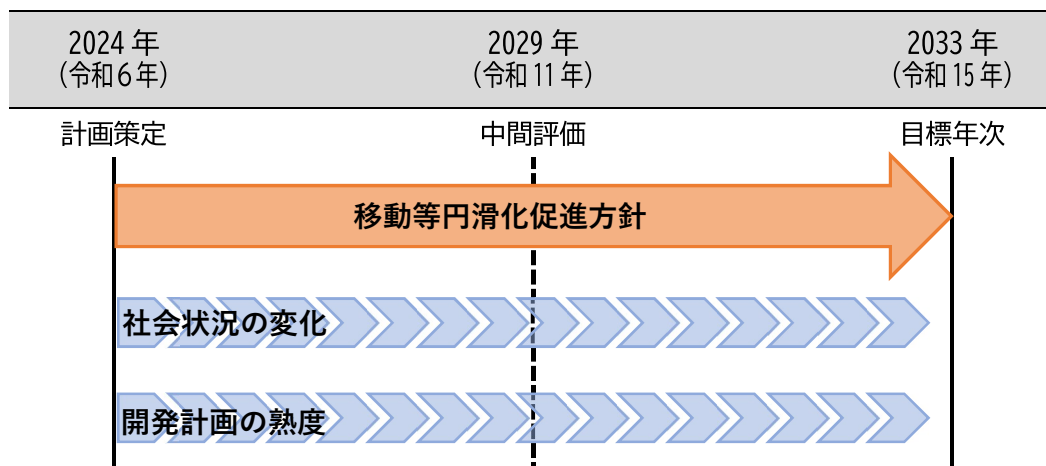


図 10-1 移動等円滑化促進方針の目標年次

参考資料

参考1 「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会」開催要綱

「新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会」開催要綱

(目的)

第1条 本会は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第24条の4第1項に規定する協議会として設置し、次に掲げることについて、学識経験者、関係団体、交通事業者、関係行政機関等からの幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換等を行いながら検討することを目的として、新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

- (1) 法第24条の2第1項に規定する移動等円滑化促進方針の内容に関すること
- (2) そのほか、協議会が必要と認めること

(委員構成)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の進行を行う。
- 3 副会長は、会長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、都市政策部都市交通政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

参考2 新潟市移動等円滑化促進方針策定検討協議会委員名簿

順不同・敬称略

所 属	役 職	氏 名
公立大学法人 新潟県立大学 人間生活学部子ども学科	准教授	西村 愛 (会長)
有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス	代表	中村 美香 (副会長)
一般社団法人 新潟市老人クラブ連合会	会長	土田 正榮
社会福祉法人 新潟県視覚障害者福祉協会	常務理事	関川 憲司
特定非営利活動法人 新潟市ろうあ協会	理事長	柳 博明 (第1～4回協議会) 家坂 光雄 (第5回以降協議会)
新潟市身体障害者福祉協会連合会	—	中川 智津子
社会福祉法人 新潟市社会福祉協議会 地域福祉課こども家庭支援係	—	小林 茉莉子 (第1～3回協議会) 風間 俊哉 (第4回以降協議会)
新潟商工会議所	理事・事業部長	小沢 謙一
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社企画総務部 経営戦略ユニット	ユニットリーダー	吉田 勤
新潟交通株式会社乗合バス部	部長	和田 徹 (第1回協議会) 渡辺 健 (第2回以降協議会)
新潟市ハイヤータクシー協会	専務理事	新田 文雄
新潟県警察本部交通部交通規制課	課長	中川 建市 (第1～3回協議会) 寒河江 隆昭 (第4回以降協議会)
国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所 管理第二課	課長	水口 直人 (第1回協議会) 若狭 寛樹 (第2回以降協議会)
国土交通省北陸信越運輸局交通政策部 バリアフリー推進課	課長	末光 法博 (第1～3回協議会) 岩岸 喜男 (第4回以降協議会)
新潟市福祉部	部長	佐久間 なおみ (第1回協議会) 今井 利司 (第2回以降協議会)
新潟市建築部	部長	若杉 俊則 (第1回協議会) 上村 洋 (第2回以降協議会)
新潟市土木部	部長	鈴木 浩信 (第2～3回協議会) 丸山 信文 (第4回以降協議会)
新潟市都市政策部	部長	柳田 芳広 (第1回協議会) 武石 和彦 (第2～3回協議会) 鈴木 浩信 (第4回以降協議会)

参考3 検討経緯

回	会議名	開催日	主な検討内容
1	第1回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和4年12月27日(火曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の互選、挨拶 ・協議会の位置づけ及び役割について ・促進方針策定に向けた取組について ・協議会の開催要綱 ・協議会の傍聴に関する要領
2	高齢者・障がい者へのヒアリング調査	令和5年2月9日(木曜) 令和5年2月13日(月曜) 令和5年2月14日(火曜) 令和5年2月15日(水曜) 令和5年2月24日(金曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに関する問題点・改善点・その他要望に関すること ・盲導犬に関すること
3	交通事業者へのアンケート調査	令和5年3月7日(火曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに取り組んでいる内容 ・バリアフリーについての市への要望
4	第2回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和5年7月26日(水曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・素案作成に向けた確認事項の検討 ・目指す方向性と基本理念について ・促進地区の設定について ・まち歩き点検地区の選定及びお願い
5	まち歩き点検	令和5年10月4日(水曜) 令和5年10月5日(木曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係団体から、市内の経路・施設のバリアフリー状況の確認・意見交換
6	第3回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和5年11月29日(水曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・まち歩き点検の結果について ・まち歩き点検を踏まえた方向性・基本理念の修正 ・促進地区の区域設定（中間報告） ・移動等円滑化促進に関する取り組み方針について
7	移動等円滑化促進方針の意見照会（書面開催）	令和5年12月27日(水曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化促進方針の促進地区及び経路について
8	第4回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和6年5月9日(木曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市移動等円滑化促進方針（素案）について ・今後のスケジュールについて
9	第5回移動等円滑化促進方針策定検討協議会	令和6年8月19日(金曜)	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市移動等円滑化促進方針（最終案）の報告について ・パブリックコメントの実施結果

用語集

あ行	
ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。コンピュータなどのデジタル機器、その上で動作するソフトウェア、情報をデジタル化して送受信する通信ネットワーク、およびこれらを組み合わせた情報システムやインターネット上の情報サービスなどを総称するもの。
青延長用押しボタン付き信号機	上部にあるボタンを機能させることにより、歩行者青時間を音で知らせるとともに、歩行者青時間の延長を行うことができる信号機。
エスコートゾーン	横断歩道に設置して、視覚障がい者が横断方向の手がかりとなる突起形状の道路横断帯のこと。
オストメイト	人工肛門や人口膀胱を持つ人たちのこと。腹部に排泄するためのストーマ(人工肛門・人口膀胱)を増設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
音響式信号機	信号機が青になったことを視覚障害者に知らせる為、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。
か行	
協働	立場が異なるものが、ひとつの目的や目標に向かって、それぞれの特性を生かして、役割分担しながら取り組むこと。
QR(キューアール)コード	1994年に(株)デンソーによって開発されたマトリックス式の二次元コード。QRはQuick Responseの略で、リーダーで高速読取ができるように開発された。
グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋のこと。
交通事業者	鉄道事業者、軌道経営者、乗合バス事業者、バスターミナル事業者、海上旅客運送事業者、航空運送事業者及びそれ以外の者で鉄道施設、旅客船ターミナル又は航空旅客ターミナルを設置し、又は管理するもの。

合理的配慮	障がい者から何らかの助けを求められる意思の表明があった場合、過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な対応のこと。
高齢化率	総人口に対する65歳以上の人口の割合。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
さ行	
シームレス	継ぎ目がないこと。また複数の交通手段の乗り継ぎ、乗換に伴う不便さを解消して、より便利にできるようにする考え方。
視覚障害者用誘導ブロック	視覚障がい者が足裏の触覚で認識できるよう、突起を表面につけたもので、視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)。
施設管理者	道路、公園、旅客施設、交差点施設、駐車場、建築物などの管理を行っているもの。
市民ニーズ	市民が必要と考える要求。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に、本人(15歳未満はその保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種サービスを受けやすくなる。障がいの等級には障がいの程度により1級から7級までである。
重点整備地区	旅客施設を中心とした高齢者・障がい者などが利用する施設が集まった地区のことであり、各施設のバリアフリー化を重点的に進める地区のこと。
スマートフォンアプリ	アプリとはアプリケーションの略であり、スマートフォンやタブレットなどで起動するソフトウェアのこと。
生活関連経路	旅客施設から生活関連施設間や、各生活関連施設間を結ぶ経路であり、移動のしやすさを高める経路のこと。

生活関連施設	相当数の高齢者、障がい者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設などの施設のこと。
精神障害保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定された障害者手帳。一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで各種サービスが受けやすくなる。手帳の有効期限は2年で、障がいの程度により、1級から3級までである。
(バスの)正着	バスの乗降口とバス停の隙間を小さくして乗降しやすくすること。
促進地区	移動等円滑化促進方針に定める優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区。
その他の経路	現状の道路状況ではバリアフリー法に基づく歩道整備が困難であるなど、「生活関連経路」として位置づける経路とはできないものの、生活者の利便性向上の視点から、地区の移動に必要と思われる経路。
ソフト	人、システム、制度など主に運用に関するもの。
た行	
多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備え、車いす使用者だけでなく、高齢者や障がい者、子供連れなど多様な人が利用できるトイレ。
特定事業	移動等円滑化基本構想に記載されているバリアフリー化に関する事業のことであり、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業、及び教育啓発特定事業のこと。
都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心的な拠点や生活の拠点到誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

な行	
ノンステップバス	車両に段差がなく乗り降りでき、車内でも段差がなく料金収受や、座席等が利用できる車両。
は行	
ハード	道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。
バリアフリー	高齢者や障がい者などが生活する上で物理的または心理的に、バリア(障壁)のとなるものを取り除いていくという考え方。
バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日施行。令和 2 年 6 月 10 日改正。
バリアフリールート	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路のこと。
バリアレス縁石	側面を特殊な形状とすることで、バス停にバスを近づけること(正着)ができ、乗降しやすくする縁石のこと。縁石の一部に凹凸を設け、車両が縁石に接近すると微振動により運転士が感知できる構造であり、側面に傾斜がついているため、縁石がタイヤに接触しても摩耗や衝撃がほとんどない。
ピクトグラム	不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形。
ベビールーム	授乳やおむつ替えが出来るベッドを備えた部屋。
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方からの援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク。
ま行	
マタニティマーク	公共交通機関等を利用する際などに身につけ、周囲に妊婦であることを示しやすくするマーク。

や行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、あらかじめ、さまざまな人々が利用しやすく、最初から障壁(バリア)をつくらない都市や生活環境をデザインする考え方。
ユニバーサルデザインタクシー	足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。
ら行	
療養手帳	知的障がいのある方が、障害者総合支援法などによる各種サービスを受けるために利用する手帳。
旅客施設	鉄道駅、軌道停留場、自動車ターミナル法によるバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルをいう。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。